

令和4年12月20日
午前10時00分開会
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
8 番	江 崎 貴 大	9 番	加 藤 克 之
10番	高 橋 八重典	11番	鈴 木 みどり
12番	早 川 公 二	13番	平 野 広 行
14番	三 浦 義 光	15番	佐 藤 高 清
16番	大 原 功		

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

4 番	堀 岡 敏 喜	5 番	加 藤 明 由
-----	---------	-----	---------

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	高 山 典 彦	総 務 部 長	横 山 和 久
市民生活部長	伊 藤 仁 史	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳
建 設 部 長	伊 藤 重 行	教 育 部 長	柴 田 寿 文
総務部次長兼 企画政策課長	伊 藤 淳 人	健康福祉部次長兼 保険年金課長	服 部 利 恵
会 計 管 理 者	小笠原 己喜雄	教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊 藤 隆 彦
監 査 委 員 長	佐 藤 雅 人	総 務 課 長	横 江 兼 光
財 政 課 長	立 石 隆 信	人事秘書課長	山 森 隆 彦
防 災 課 長	太 田 高 士	税 務 課 長	岩 田 繁 樹
収 納 課 長	細 野 英 樹	市 民 課 長 兼 十四山支所長兼 鍋 田 支 所 長	服 部 朋 夫
環 境 課 長	田 口 邦 郎	市民協働課長	藤 井 清 和
観 光 課 長	浅 野 克 教	健康推進課長	山 守 美代子

福祉課長	梅田英明	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長兼 いこいの里所長	安井幹雄
児童課長	飯田宏基	産業振興課長	上田忠次
土木課長	神野忠昭	都市整備課長	三輪秀樹
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	鈴木博貴
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修
図書館長	山田淳		

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐野智雄	書記	佐藤文彦
書記	川村紀子		

7 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長所信表明
日程第5 諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6 議案第66号	工事請負契約の締結について
日程第7 議案第67号	令和4年度弥富市一般会計補正予算（第11号）
日程第8 議案第68号	弥富市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について
日程第9 議案第69号	弥富市手数料条例の一部改正について
日程第10 議案第70号	弥富市防災会議条例等の一部改正について
日程第11 議案第71号	弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について
日程第12 議案第72号	弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第73号	弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第14 議案第74号	弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第75号	弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第16 議案第76号 弥富市十四山公民館条例の一部改正について
- 日程第17 議案第77号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について
- 日程第18 議案第78号 弥富市いこいの里条例の一部改正について
- 日程第19 議案第79号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第20 議案第80号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第81号 令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第22 請願第4号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（平野広行君） 会議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより本日及び1月10日火曜日、1月11日水曜日の撮影と放映、また市側より撮影を許可されたい旨の申出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより令和4年第4回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と加藤明由議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（平野広行君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第4回弥富市議会定例会の会期を本日から令和5年1月24日までの36日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から令和5年1月24日までの36日間と決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（平野広行君） 日程第3、諸般の報告をします。

監査委員から、地方自治法の規定により、例月出納検査の結果及び定期監査の結果がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 市長所信表明

○議長（平野広行君） この際、日程第4、市長所信表明を行います。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日ここに、令和4年第4回弥富市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私御多用の中、御出席賜り、厚くお礼申し上げます。

また、本市の行政運営に当たりましては、これまで多大なる御尽力をいただいておりますことに心より感謝申し上げますとともに、改めまして深く敬意を表します。

私は、去る11月20日執行の弥富市長選挙におきまして、市民の皆様からの負託をいただき、今後の4年間で再び弥富市長として市政運営の重責を担わせていただくことになりました。新たな任期のスタートに当たり、改めて今後の弥富市の未来を切り開く、その職責の大きさに身が引き締まる思いでございます。市民の皆様の大きな期待に応えられるよう、常に市民の皆様の声に耳を傾け、市の発展に向けて努力を重ね、未来の本市の姿を見据え、将来にわたり持続可能で元気なまちを実現する覚悟でございます。

今後、議員の皆様と相携えて、全力で市政運営に取り組んでまいり所存でございますので、市議会をはじめ、広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今議会は再選後、初の定例議会になりますことから、提案いたします議案の御説明に先立ち、私の市政運営に関する所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

全国的な人口減少や少子高齢化が進展する現在、我々を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。また、経済情勢においては、新型コロナウイルス感染症や原油価格の上昇等による物価高騰が市民生活に重大な影響が出ております。徐々にサービス業の回復などにより緩やかに回復していくと予測されておりますが、まだ実感するまでには至っておりません。

そのような中、市民の皆様が安心して暮らすことができる環境を整備するために、市政運営に当たりましては、先人の知恵、歴史・伝統・文化に学び、また、これまでの4年間の様々な実績の原動力となった聞く力、決断力、実行力をもって、人が主役となるまち弥富市を市民の皆様と共につくってまいります。

その方向性として、3つの未来像を掲げ、10年先、20年先の本市の未来に向けて取り組んでまいります。

1つ目の未来像は、選ばれるオンリーワンの弥富市でございます。中心市街地の土地を有効活用し、リニアインパクトの波に乗り、弥富市の強みである利便性の高い鉄道と高速道路の相乗効果を高め、弥富市の魅力をアップし、若者や企業などに選ばれる弥富市をつくってまいります。

2つ目の未来像は、デジタル社会と暮らしやすさの調和の取れた弥富市でございます。全ての人がデジタル社会の恩恵を受けられるよう、市役所職員や地域が寄り添い、人と人が支え合う弥富市をつくってまいります。その一方で、心安らかに安心して暮らせるよう、歴史や文化など個性豊かな弥富市の魅力を次の世代の人にしっかりと引き継いでまいります。

3つ目の未来像は、みんなでつくる弥富市でございます。人と人がつながり、お互いが支え合い、地域で安心して暮らし、住み続けることができる、人が主役となる便利で持続可能な弥富市を市民の皆様と一緒に作り上げてまいります。

また、この4年間では、弥富市の明るい未来に向け、今までの取組を継続・発展させるとともに、新たに7つの取組を行ってまいります。

1つ目の取組としましては、命を守る土地改良事業の推進についてでございます。安全・安心に暮らせる市民生活を守ることは、行政の重要な責務であります。想定される大規模な激甚災害に備え、本市の地理的特徴による浸水被害を十分に踏まえて、木曽川に架かる尾張大橋からの浸水被害防止や、道路交通の安全確保対策を迅速に行うため、国土交通省に対し、陸閘等による止水対策を強力に要望してまいります。治水対策としましては、河川海岸堤防の耐震化や排水機場の更新整備を促進するとともに、日光川河口に新たな排水機場を増設するよう関係自治体と国及び県に要望してまいります。

2つ目の取組としましては、スクールカウンセラー相談体制の充実についてでございます。子供たち、保護者、教員の心の声を聞くスクールカウンセラーについて、これまで以上に児童・生徒等の心に寄り添うよう中学校を拠点に配置し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を深め、いつでも相談できる体制を構築します。

3つ目の取組としましては、弥富市発展のための駅前周辺まちづくり事業等の推進についてでございます。J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業並びに弥富駅北口駅前広場等整備事業につきましては、今後の弥富駅周辺のまちづくりの核となる大変重要な事業であり、令和9年度の事業完了に向けて全力で取り組んでまいります。また、少子高齢化社会に対応した、歩いて暮らせる利便性の高いまち、そして人が集い・交流する賑わいあふれる空間を形成するため、関係者の皆様と共に弥富駅周辺のまちづくりを推進してまいります。さらに、弥富駅から徒歩圏内にあります車新田地区につきましては、土地区画整理事業により住宅用地の供給や商業施設の立地を図り、定住人口の増加を図ってまいります。そして、まちの顔としてふさわしい町並みの形成、交流やにぎわいの創出とともに、安全性・利便性を備えた快適に暮らせるコンパクトな都市づくりを実現し、本市の目指す持続可能なまちづくりにつなげてまいります。

4つ目の取組としましては、デマンド交通の導入に向けた社会実験等についてでございます。現在、きんちゃんバスの南部ルートを皮切りに公共交通網の再編を進めており、地域特性や利用特性に応じた運行の効率化を推進するために、令和5年度には利用者の予約に応じて運行する乗合型の公共交通サービスであるデマンド型乗合サービスの実証実験を行い、高齢者や自ら移動手段を持たない方々などに病院や商業施設等への日常的な移動手段を提供し、気軽にお出かけができる環境の形成を目指してまいります。また、市内に在住する高校生以下のきんちゃんバスの運賃につきまして、子育て世代の親の負担軽減を図るために料金の検討をしてまいります。

5つ目の取組としましては、子育て支援についてでございます。核家族化の進行や共働き

世帯の増加により、子育て支援へのニーズが多様化しております。公立保育所にＩＣＴを活用した保育所情報発信システムを導入し、保育士の負担軽減を図るとともに、デジタル化による保護者との円滑な連絡体制、情報の共有化を進めてまいります。また、中学校に入学されたお子様を養育している保護者に入学お祝い金５万円を支給します。保護者の経済的負担の軽減と次代を担う生徒の健全育成を図ってまいります。

６つ目の取組としましては、新規出店等支援や魅力発信による賑わい創出についてでございます。地域活性化のため、飲食店等の新規出店や起業等を提供するため新規事業者に費用面での支援を行ってまいります。新規の出店や起業の促進を図ることにより、人が集まり、まちが活気づき、にぎわいを創出するほか、雇用の促進など定住人口の増加にもつなげていきたいと考えております。弥富市の魅力発信につきましては、まちなか交流館において歴史民俗資料館と観光課を同一の事務所で業務を行うこととし、今年１０月にはＹａＴｏＭｉＡＱＵＡを開館いたしました。引き続き、観光と歴史の融合という新たな切り口でにぎわいの創出に取り組んでまいります。名古屋競馬場につきましては、競馬場としての機能以外にも常設のイベント広場があるため、今後も愛知県競馬組合と連携し、本市の魅力を情報発信し、にぎわいあふれるまちづくりを目指してまいります。

７つ目の取組としましては、市民何でも相談窓口の設置・運営についてでございます。一人で悩みを抱え込み、心を痛めることのないよう、多種多様な困り事を相談できる総合的な窓口を設置し、誰一人取り残されることのないような市役所をつくってまいります。

最後に、これらの新たな取組を一つ一つしっかりと丁寧に市民の皆様と共に考え、つくっていくためには、市民に向き合う市職員の意識改革がさらに重要であると考えております。そのため、職員の人材育成につきましては、これまで以上に効率的、効果的に進め、職員が安心して活躍でき、職員同士がお互いに支え合える風通しのよい組織をつくり、新たな課題に市役所が一丸となって邁進できる体制に取り組んでまいります。

つきましては、やとみの未来をよりよいものとするため、市議会としっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御支援をお願いいたします。

以上、まちづくりや行政運営につきまして、所信として述べさせていただきました。

４年前、私は新しい弥富市の実現に向け、本市を動かすための３つのスローガンを掲げ、市政を推進してまいりました。新たな任期となる今後の４年間は、動き出した市政を軌道に乗せ、困難な時代にあっても本市が持続可能性を高め、将来に向けて発展していくための基礎を築くことが求められる重要な期間となります。私は、このようなときだからこそ、自分自身がリーダーとしてこのまちを人と一緒に育み、子供たちの未来へ引き継いでまいりたいと考えております。

今後、私自身の市政運営に対する具体的な政策や詳細な施策等につきましては、令和５年

3月定例議会におきまして、当初予算案を交えながら議員の皆様並びに市民の皆様にお示ししてまいります。

市政運営に当たりましては、誰よりも公平・公正を常に心に置き、担ってまいります。そして今後、様々な課題が生じてくるとは存じますが、臆することなく真正面から向き合い、真摯に全力で取り組んでまいり所存でございます。

結びに、市民の皆様や議員各位の絶大なる御理解と御協力を心からお願い申し上げ、私の2期目の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 以上で、市長所信表明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（平野広行君） この際、日程第5、諮問第4号を議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和4年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、佐藤忠氏が令和5年3月31日任期満了のため、その後任者として、佐藤忠氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。



討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

諮問第4号は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号は原案のとおり適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第66号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第67号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第11号）

○議長（平野広行君） この際、日程第6、議案第66号及び日程第7、議案第67号、以上2件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件、予算関係議案1件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第66号工事請負契約の締結につきましては、弥富市総合体育館特定天井撤去改修工事施行のため、必要があるものであります。

次に、議案第67号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第11号）につきましては、出産・子育て応援支援金の給付及び愛知県議会議員一般選挙事務事業の関連予算を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第66号工事請負契約の締結について。

1. 工事名、弥富市総合体育館特定天井撤去改修工事。2. 工事場所、弥富市前ヶ須町地内。3. 請負契約金額、1億7,600万円。4. 請負契約者、株式会社佐藤工務店。5. 契約の方法、4名の一般競争入札。

弥富市総合体育館特定天井撤去改修工事を施行するものに必要なものでございます。

続きまして、議案第67号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第11号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,906万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を170億5,624万円とし、愛

知県議会議員一般選挙事務事業の債務負担行為の補正を計上するものであります。

歳入予算の内容といたしましては、衛生費国庫補助金3,049万3,000円、衛生費県補助金637万3,000円、総務費委託金582万4,000円、財政調整基金繰入金637万4,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、愛知県議会議員一般選挙事務事業の投票所入場券送付に係る郵便料130万円、衛生費におきまして出産・子育て応援支援金3,600万円であります。

以上でございます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第66号及び議案第67号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号及び議案第67号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第66号及び議案第67号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号及び議案第67号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第68号 弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第9 議案第69号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第10 議案第70号 弥富市防災会議条例等の一部改正について

日程第11 議案第71号 弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

日程第12 議案第72号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第73号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第74号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第75号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第76号 弥富市十四山公民館条例の一部改正について

日程第17 議案第77号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第18 議案第78号 弥富市いこいの里条例の一部改正について

日程第19 議案第79号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）

日程第20 議案第80号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第21 議案第81号 令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（平野広行君） この際、日程第8、議案第68号から日程第21、議案第81号まで、以上14件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案11件、予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第68号弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第69号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律等の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第70号弥富市防災会議条例等の一部改正につきましては、審議会等委員の発令の表現を根拠になる法令の条文中に定めがある場合はその表現に一致させる等のため、各条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、各条例の一部改正等をするものであります。

次に、議案第72号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第73号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第74号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第75号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第76号弥富市十四山公民館条例の一部改正につきましては、十四山公民館の教室、和室及び料理教室を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第77号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正につきましては、十四山総合福祉センターの施設のうち、十四山老人福祉センターに学習室及び技芸室を追加する等のため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第78号弥富市いこいの里条例の一部改正につきましては、いこいの里の施設管理の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第79号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）につきましては、新型コロナウイルスワクチンの追加接種を行うための関係費用等を計上するものであります。また、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、職員の賞与の支給割合を改正したこと及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減により、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第80号令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、一般被保険者療養給付費の増額等を計上するものであります。

次に、議案第81号令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、職員の賞与の支給割合を改正したこと及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減により、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 議案の説明を関係部長に求めます。なお、補正予算は総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第68号弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について御説明申し上げます。

16枚めくっていただきまして、弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例のあらましを御覧ください。

1. 開示決定等の期限について、開示請求があった日から15日以内とすることとした。
2. 開示請求に係る写し交付手数料について、1枚につき、白黒10円、カラー20円とすることとした。
3. 専門的な知見に基づく意見を求める必要があるときは、弥富市個人情報保護審議会に諮問できることとした。
4. 弥富市個人情報保護審議会を設置し、開示決定等に係る審査請求及び3による諮問に応じ調査審議すること等を規定することとした。
5. 弥富市個人情報保護審議会で行うことができた秘密を漏らした者に対する罰則について規定することとした。
6. その他弥富市個人情報保護審議会の組織及び運営に関する事項を定めることとした。
7. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。
8. 弥富市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）及び弥富市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「旧審査会条例」という。）を廃止することとした。
9. 8に伴い、主に次の経過措置を設けることとした。(1)旧条例の規定により業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。(2)旧条例の規定による開示請求等がされた場合における旧条例の規定による開示決定等については、なお従前の例による。(3)旧審査会条例で置かれた弥富市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員の任期は令和6年3月31日までとする。(4)旧審査会の委員である者は、旧審査会条例の規定による職務上知りことができた秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。
10. 弥富市情報公開条例において、主に次の改正をすることとした。(1)旧審査会条例の廃止に伴い弥富市情報公開審査会を設置し、開示決定等に係る審査請求による諮問に応じ調査・審議すること等を規定することとした。(2)弥富市情報公開審査会で知りことができた秘密を漏らした者に対する罰則について規定することとした。(3)その他必要な規定の整備を行うこととした。
11. 弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において、個人情報保護審議会委員及び情報公開審査会委員を加えることとした。
12. 弥富市出頭人等の実費弁償に関する条例において、個人情報保護審議会及び情報公開審査会の求めに応じ出頭した者を加えることとした。
13. 弥富市行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料条例において、審査請求人等が弥富市個人情報保護審議会に書面の交付を求めたときに納める手数料について、減免できることとした。

続きまして、議案第69号弥富市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

23枚めくっていただきまして、弥富市手数料条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 住民基本台帳法の一部改正に伴い、次の手数料を定めることとした。除票の写し交付手数料、1通につき200円。除票記載事項証明書交付手数料、1通につき200円。戸籍の附票の除票の写し交付手数料、1通につき200円。

2. 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、保有個人情報の開示請求に係る行政文書の写しの交付の根拠規定の整備を行うこととした。

3. 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、犬に装着されているマイクロチップを市長が交付した鑑札とみなす規定が設けられたことに伴い、犬の登録及び鑑札の交付手数料を、狂犬病予防法の規定に基づく場合のみ徴収することとした。

4. その他必要な規定の整備を行うこととした。

5. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

続きまして、議案第70号弥富市防災会議条例等の一部改正について御説明申し上げます。

6枚めくっていただきまして、弥富市防災会議条例等の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 審議会等委員の発令の「任命する」及び「委嘱する」の表現は、常勤一般職にあるものに対しては「任命する」を用い、その他のものに対しては「委嘱する」を用いることとし、根拠になる法令の条文中に定めがある場合はその表現に一致させることとした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第71号弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について御説明申し上げます。

33枚めくっていただきまして。弥富市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例のあらましを御覧ください。

1. 弥富市職員の定年等に関する条例において、次のように改正することとした。(1)定年年齢を60歳から段階的に引き上げ、65歳とする。(2)管理監督職務上限年齢制の導入に関し、次に掲げる事項を定める。ア、対象となる管理監督職を管理職手当が支給される職とする。イ、管理監督職勤務上限年齢は60歳とする。ウ、管理監督職勤務上限年齢による降任等により公務の運営に著しい支障が生じること等の事由があると認めたときは、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例（以下「特例任用」という。）を設ける。(3)60歳に達した日以後に退職した者を、勤務実績等に基づく選考により、定年退職日相当日まで、短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務職制を導入する。(4)職員が60歳に達する日の属する年度の前年度に、60歳に達する日以後に適用される任用、給与に

関する措置等の必要な情報を提供するものとし、同日以後における勤務の意思を確認するよう努める。

2. 弥富市職員の給与に関する条例において、次のように改正することとした。(1)当分の間、職員の給料月額、60歳に達した日後の最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、7割水準とする。(2)管理監督職勤務上限年齢制により他の職への降任等をされた職員のうち、特定日に受ける7割水準とされた給料月額(以下「特定日給料月額」という。)が降任等をされた日の前日に受けていた給料月額の7割に相当する額(以下「基本給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、当該職員の受ける7割水準とされた給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料日月額との差額に相当する額を給料として支給する。

3. 弥富市職員の育児休業等に関する条例において、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、特例任用により引き続いて管理監督職として勤務している職員を加えることとした。

4. 弥富市公益的法人等への職員の派遣に関する条例において、派遣することができない職員に、特例任用により引き続いて管理監督職として勤務している職員を加えることとした。

5. 弥富職員の再任用に関する条例を廃止することとした。

6. 定年退職者等の再任用に関する経過措置として、定年年齢が65歳まで段階的に引き上げられる間、定年年齢に達している者を65歳の年度末まで採用することができる暫定再任用制度を導入することとした。

7. その他必要な規定の整備を行うこととした。

8. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。ただし、一部については、公布の日から施行することとした。

続きまして、議案第72号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚めくっていただきまして、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 議会の議員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。

2. 議会の議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、1による引上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については令和5年4月1日から施行し、1については令和4年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第73号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の

一部改正について御説明申し上げます。

4枚めくっていただきまして、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。

2. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、1による引上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとした。

3. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については令和5年4月1日から施行し、1については令和4年12月1日から適用することとした。

続きまして、議案第74号弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

12枚めくっていただきまして、弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 給料表の給料月額を平均0.3%引き上げることとし、初任給は、民間との間に差があることを踏まえ、高校卒を4,000円、大学卒を3,000円引き上げ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について改定を行うこととした。

2. 一般職の職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の105に引き上げることとした。

3. 再任用職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の50に引き上げることとした。

4. 一般職の職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の100に引き上げ、2による引上げ後の12月期の支給割合を100分の100に引き下げることとした。

5. 再任用職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の47.5に引き上げ、3による引上げ後の12月期の支給割合を100分の47.5に引き下げることとした。

6. 特定任期付職員に適用する給料表の1号給の給料月額を、1,000円引き上げることとした。

7. 特定任期付職員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の167.5に引き上げることとした。

8. 特定任期付職員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の165に引き上げ、7による引上げ後の12月期の支給割合を100分の165に引き下げることとした。

9. その他必要な規定の整備をすることとした。

10. この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4、5、8及び9については令和5年4月1日から施行し、1、2、3、6及び7については令和4年4月1日から適



用することとした。

議案第75号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 常勤の職員の給料表等の給料月額の上げに伴い、短時間勤務会計年度任用職員の報酬の基準額上限額を引き上げることとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

○議長（平野広行君） 次に、柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 続きまして、教育部所管の議案について御説明申し上げます。

議案第76号弥富市十四山公民館条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市十四山公民館条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 十四山公民館の教室、和室及び料理教室を廃止することとした。

2. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

教育部所管の議案説明は以上でございます。

○議長（平野広行君） 次に、山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 続きまして、健康福祉部所管の議案について御説明申し上げます。

議案第77号弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市十四山総合福祉センター条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 十四山総合福祉センターの施設のうち十四山老人福祉センターに学習室及び技芸室を追加し、技芸室の附属設備として陶芸用電気窯を設置することとした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

4. 令和5年4月1日前から準備行為として、同日以後の利用に係る許可等及び使用料の収受等を行うことができることとした。

次に、議案第78号弥富市いこいの里条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、弥富市いこいの里条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. いこいの里の施設管理の見直しを行うこととした。

２．この条例は、令和５年４月１日から施行することとした。

健康福祉部所管の議案につきましては以上でございます。

○議長（平野広行君） 次に、横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第79号令和４年度弥富市一般会計補正予算（第12号）につきましては、歳入歳出それぞれ２億5,311万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を173億935万1,000円とし、新財務会計システム等導入委託料、弥富市地域公共交通活性化協議会負担金の債務負担行為の補正を計上し、地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,064万3,000円、民生費国庫負担金1,214万1,000円、衛生費国庫負担金１億2,453万4,000円、有価証券売却収入１億1,620万円を増額計上する一方、財政調整基金繰入金3,692万4,000円を減額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、総務費におきまして、庁舎等管理運営事業の備品購入費122万2,000円、民生費におきまして、障害者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費2,234万3,000円、衛生費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の予防接種等委託料１億2,351万4,000円、農林水産業費におきまして、土地改良区補助事業の土地改良施設管理補助金735万3,000円、商工費におきまして、商工団体支援事業の街路灯維持管理補助金117万円を増額計上するものであります。

また、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費等を計上するもの及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第80号令和４年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億8,559万円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、県支出金の保険給付費等交付金2,000万円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、保険給付費の一般被保険者療養給付費2,000万円を増額するものであります。

次に、議案第81号令和４年度弥富市下水道事業会計補正予算（第２号）につきましても、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴う職員の給与改定費等を計上するもの及び人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、収益的支出の人件費57万1,000円を減額し、収益的支出の予定額を９億1,298万3,000円とし、資本的支出では人件費を164万4,000円増額し、資本的支出の予定額を12億6,013万8,000円とするものであります。以上でございます。

○議長（平野広行君） お諮りします。

本案14件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、本案14件は継続議会で審議することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 請願第4号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的
支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書

○議長（平野広行君） 次に、日程第22、請願第4号「不登校児童生徒に対して多様な学習機
会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書を議題とし
ます。

請願第4号は、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、所管の委員会に付託しま
す。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会
します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時51分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 加 藤 明 由



令和5年1月10日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 8 番 | 江 崎 貴 大 | 9 番 | 加 藤 克 之 |
| 10番 | 高 橋 八重典 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
| 16番 | 大 原 功   |     |         |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 6 番 | 佐 藤 仁 志 | 8 番 | 江 崎 貴 大 |
|-----|---------|-----|---------|

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

|           |         |                                   |         |
|-----------|---------|-----------------------------------|---------|
| 市 長       | 安 藤 正 明 | 副 市 長                             | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長     | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長                           | 横 山 和 久 |
| 市民生活部長    | 伊 藤 仁 史 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長                 | 山 下 正 巳 |
| 教 育 部 長   | 柴 田 寿 文 | 総務部次長兼<br>企画政策課長                  | 伊 藤 淳 人 |
| 会 計 管 理 者 | 小笠原 己喜雄 | 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長                | 伊 藤 隆 彦 |
| 監 査 委 員 長 | 佐 藤 雅 人 | 総 務 課 長                           | 横 江 兼 光 |
| 財 政 課 長   | 立 石 隆 信 | 人事秘書課長                            | 山 森 隆 彦 |
| 防 災 課 長   | 太 田 高 士 | 税 務 課 長                           | 岩 田 繁 樹 |
| 収 納 課 長   | 細 野 英 樹 | 市 民 課 長 兼<br>十四山支所長兼<br>鍋 田 支 所 長 | 服 部 朋 夫 |
| 環 境 課 長   | 田 口 邦 郎 | 市民協働課長                            | 藤 井 清 和 |
| 観 光 課 長   | 浅 野 克 教 | 健康推進課長                            | 山 守 美代子 |

福祉課長 梅田英明

児童課長 飯田宏基

土木課長 神野忠昭

下水道課長 水谷繁樹

学校教育課長 渡邊一弘

図書館長 山田淳

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐野智雄

書記 川村紀子

介護高齢課長兼  
総合福祉  
センター所長兼  
十四山総合福祉  
センター所長兼  
いこいの里所長

安井幹雄

産業振興課長

上田忠次

都市整備課長

三輪秀樹

会計課長

鈴木博貴

生涯学習課長兼  
十四山スポーツ  
センター館長

中野修

7 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） 会議に入ります前に、皆さんにお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤仁志議員と江崎貴大議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、小久保照枝議員。

○3番（小久保照枝君） 3番 小久保照枝でございます。

皆様、明けましておめでとうございます。

今議会は2期目の安藤市政のスタートであり、また私も新年、一般質問のトップバッターということで身の引き締まる思いでいっぱいです。弥富市政にはワンチームで乗り越える力があると思います。コロナ対策、物価高騰対策、少子高齢化対策、また防災対策など、いろいろな山が山積しておりますが、卯年のごとくぴょんぴょんと力強く前に進み、市民の生活のため、弥富市の発展のために、市政一丸となって尽力していただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今回は、出産・子育て応援交付金について、2点目は、子宮頸がんの積極的勧奨について、3点目は、てんかん治療薬について質問させていただきます。

1点目の出産・子育て応援交付金についてですが、子育て支援について、国の令和4年度第2次補正予算に盛り込まれ、出産・子育て応援交付金が閣議決定されました。核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦・子育て家庭も少なくありません。全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であります。

こうした中で、今回の支援の内容は、地方自治体の創意工夫により、妊娠期から出産・子育てまで一貫として身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する交付金が創設されました。市町村が創

意工夫を凝らしながら、妊娠届出時より、妊婦や特に支援が十分でない0歳児から2歳児の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信などを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

また、妊娠届出や出産届出を行った妊産婦に対し、出産・育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援、計10万円相当を一体として実施する事業を支援するということであります。

本市においても、弥富市子育て世代包括支援センターやファミリーサポートセンターにおいて、妊娠期から出産、子育て期にわたり、切れ目のない支援を関連機関と連携してサポートしておられます。

そこで質問いたします。

伴走型相談支援について、具体的に本市の取組を聞かせてください。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） おはようございます。

お答えします。

本市での現在の取組ですが、母子手帳の交付時に母子保健コーディネーターや保健師が面談を行い、妊婦と共に今後の子育て応援プランと一緒に考え、必要なときには妊娠期から電話や面談、また訪問にて状況確認を行っています。産後は生後2か月頃、赤ちゃん訪問にて母親と面談を行い、お子さんの健康状態の確認や相談に応じ、情報提供、助言、保健指導を行っています。

子育て家庭の育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援に努めています。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 妊娠、出産、子育て期まで妊産婦に寄り添い、子育て応援プランに沿いながら、切れ目のない相談支援に努めていただいていることが分かりました。

今回、自治体の説明会を受け、既存の伴走型支援を生かし、今後どのような支援策につなげ充実しようと考えてみえるのか、お聞かせください。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

今後は追加支援としまして、妊娠8か月頃の全ての妊婦を対象に、健康状態、家庭状況等を把握するためアンケートを実施し、希望者には面談を実施してまいります。産前・産後サポート事業や産後ケア事業等の利用できるサービスを紹介し、安心して出産・子育てに臨めるよう支援してまいります。

また、既存の母子手帳の交付時の面談や、赤ちゃん訪問での面談も引き続き実施してまい



ります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 今回の追加支援として、妊娠8か月の妊婦を対象に健康状態、家庭状況を把握するためのアンケートを実施し、希望者には面談を実施されるということでした。

本市では、産前・産後サポート事業にも力を入れてくださっておりますので、追加支援を通して伴走型支援の利用と充実を図っていただきたいと思います。

次に、経済的支援について伺います。

国は、妊婦届時の面談実施後に5万円相当の経済的支援や、出生届から乳児家庭全戸訪問までの間の面談実施後に5万円相当の経済的支援のタイミングを図られております。現金支給が一番簡単で喜ぶのかもしれませんが、出産・子育て応援交付金が必要としている支援やサービス利用につなげていけるように考えていただきたいと思います。

例えば、名古屋市では、子供1人当たり5万円相当のポイントを付与し、育児用品、子育て支援サービスに使うことが可能としました。また、稲沢市では、物価高騰対策として、保育園等の0歳から2歳の紙おむつを半年間市が負担する支援が行われています。また、和歌山県有田市では、令和3年4月1日以降に妊娠届出時と出産届出時に家事支援や一時預かりで使えるスマイルチケットを、妊婦は2万円、出産された方は3万円交付されております。

本市においても、出産・子育て応援交付金を活用した支援策の推進についてどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

出産・子育て応援交付金は、出産応援ギフトとして、妊娠届時に妊婦1人に5万円、子育て応援ギフトとして、出生届提出後に子供1人に対して5万円を支給するものです。

議員御指摘のように、他自治体では様々な形での支援が考えられているようですが、本市としましては、おむつやミルクなど出産・育児に必要なものを必要なときに購入できるよう現金で支給していきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 本市におきましては、出産応援ギフトとして妊婦1人に5万円、子育て応援ギフトとして子供1人に対して5万円を現金支給するとのことでした。

本市の交付方法と遡り適用者への対応をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

交付方法としましては、母子手帳交付時に母と面談を実施し、子育て応援プランを作成したときに出産応援ギフトを、産後は赤ちゃん訪問にて母と面談を行い、4か月健康診査受診

時に子育て応援ギフトを支給いたします。

また、令和4年4月1日以降、既にお生まれになっているお子さんにつきましては、今月中にアンケート調査を実施し、アンケートの提出がございましたら出産応援ギフトと子育て応援ギフトを合わせて指定された口座に振り込みさせていただきます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 交付方法をお聞かせいただきました。

出産応援ギフトは母子手帳の交付時、産後は赤ちゃん訪問にて面談し、3～4か月健診時に子育て応援ギフトとして交付するということ。また、令和4年4月1日以降、既にお生まれになっているお子さんについては、アンケートの提出を確認し、指定口座に出産・子育て応援交付金を振り込まれるということでした。

では、母子手帳交付時に応援ギフトを交付されていない現在妊婦の方には、どのような対応をされますか、再質問でお願いいたします。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

まだ今年から事業がスタートしたばかりで、試行錯誤しながら進めているところですが、現在妊娠中の方で、これから妊娠8か月を迎える方は、アンケート調査後、提出がありましたら指定口座に振込させていただきます。

また、8か月を既に迎えていらっしゃる方は、つまり1月から3月出産予定の方になりますが、生後2か月頃赤ちゃん訪問をし、4か月健康診査の日に子育て応援ギフト、出産応援ギフトを合わせてお渡しする予定です。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） ありがとうございます。

できれば出産応援ギフトですので、交付されていない妊婦の方にもアンケートの提出を確認し、指定口座へ振込していただけないか検討していただきたいと思います。

デジタル社会において、スムーズな支援給付として、今後の経済的支援においてもマイナンバーカードを利用できないか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） おはようございます。

お答えいたします。

準備期間も短く、応援ギフトは現金支給でのスタートとなりますが、現在、マイナンバーカードは健康保険証としての利用と公金受取口座の登録ができることとなっております。

今後、法改正等により、マイナンバーを利用した支給方法も考えられますので、まだ取得していない方につきましては、面談等の実施時にマイナンバーカードの取得も併せて案内し

ていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） マイナンバーカードやマイナポイント申請は、0歳から15歳未満の未成年者は本人の代わりに保護者など法定代理人が本人と同伴でできるようになっておりますので、丁寧に案内をしていただきたいと思います。

次に、妊娠から出産・育児まで、子育て支援サービスをオンライン化でフルサポートする母子手帳のアプリを導入する考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市からの妊娠・出産・育児に関する情報の発信は、現在は市ホームページや広報、YouTubeを使用しております。

今後は、LINEやツイッターの活用も検討していますが、寄り添った支援を行うためには一斉配信だけでは賄えないところもございます。個々に合わせた対応も大切に支援してまいりたいと考えております。

本市としましては、母子手帳アプリの導入は、現在国でも母子手帳のデジタル化について検討を進めているということでございますので、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 母子手帳のアプリは、個々に合わせた予防接種スケジュールや妊娠中の体調、体重記録、胎児や子供の成長記録などが管理されます。母子にとっても、行政にとっても、負担にならない便利な母子手帳のデジタル化について、注視して取り組んでいただきたいと要望しておきます。

次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）の定期接種に関してお伺いいたします。

子宮頸がんは、子宮の入り口部分である子宮頸部にできるがんで、今も年間約1万人近くの女性が子宮頸がんにかかり、約3,000人もの女性が亡くなっております。

子宮頸がんの原因でもあるHPV（ヒトパピローマウイルス）の感染を防ぐ子宮頸がんワクチンは、2013年に定期接種となり、小学6年生から高校1年生相当の女子は接種を希望すれば無料で接種が可能となっています。しかし一方で、2013年6月より国は積極的勧奨を差し控えるとしたため、多くの自治体が対象者への通知をやめてしまい、一時期高かった接種率が1%未満にまで激減してしまいました。

国は、令和2年10月と令和3年1月の2度にわたりHPV感染症の定期接種対応及び対象者への周知について通知を発出し、市町村に対象者への情報提供の徹底を求めました。これは積極的勧奨差し控え以後、最も大きな方向転換と言えると思います。

令和4年4月より、定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開されました。また、積極的勧奨差し控えの期間に定期接種年齢を過ぎてしまった女性に対しても、再度接種機会を設けるキャッチアップ制度も開始され、全国的に子宮頸がんワクチンに関する接種や関心が高まっております。

そこで、まずは本市の積極的勧奨再開に伴う対応と現状について伺いたいします。

積極的勧奨に当たり、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知はいつどのように行いましたか、伺いたいします。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

子宮頸がんワクチンの定期接種対象者は、小学校6年生から高校1年生の女子です。そのうち小学6年生には、令和4年4月1日に2種混合予防接種の案内と一緒に子宮頸がん予防接種の案内と厚生労働省作成のリーフレットを個別通知しました。

それ以外の定期接種対象者と、本年キャッチアップ対象者の平成9年度から平成17年度生まれの女性で未接種の方には、予防接種の案内と厚生労働省作成リーフレット及び3回接種分の予診票を令和4年4月26日に個別通知いたしました。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） では、今年度、直近までの接種率はどのようになっていますか。また、勧奨再開後の市民の反響はいかがでしたか、伺いたいします。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

今年度の定期接種対象者とキャッチアップ対象者で算出しますと、令和4年10月末現在、子宮頸がんワクチンの接種率は、定期接種対象者1,002名のうち接種者は70名で、接種率は7%です。また、キャッチアップ対象者1,907名のうち接種者は138名で、接種率は7.2%でございます。

平成25年4月に子宮頸がんワクチンの定期接種が始まりましたが、多くの副反応の訴えがあり、同年6月に積極的勧奨は中止となりました。積極的勧奨が中止となってからは、接種者はほとんどなく、その後、安全性に特段の懸念が認められず、有効性が副反応のリスクを上回るとして令和4年4月に積極的勧奨が再開されました。他の定期接種と比較するとまだまだ低い接種率ですが、積極的勧奨が再開されて9か月、少しずつ接種者が増加しています。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） コロナ禍の様々な対応で大変忙しい中、今回の勧奨再開に当たり、速やかに全対象者に郵送通知を実施していただき、本市の迅速な対応に感謝いたしております。前年度に比べると接種されている方が増えているのは、間違いなく勧奨再開とそれに伴

う郵送通知の効果だと思います。

ただ、すぐに接種に動かれている方は思ったよりも少ないという印象を受けました。勧奨差し控えの期間も長かったので、戸惑いや不安もあるのかもしれません。しかし、子宮頸がんは、毎年約1万人が罹患し、約3,000人が亡くなっている女性にとって命に関わる疾患です。まだ再開したばかりではありますが、今後も引き続き、市民の心に寄り添った丁寧な対応をお願いしたいと思います。

さて、現在、定期接種やキャッチアップ制度で利用できる子宮頸がんワクチンは2価ワクチンと4価ワクチンとなっています。これらのワクチンよりも高い感染予防効果があるとされる9価HPVワクチンについて、厚生労働省は今年4月以降の早い時期から定期接種する方針であることが報道されております。定期接種として新しいワクチンも使えるようになることは対象者にとっては喜ばしく、接種を検討するための大変重要な情報だと思います。

そこで、9価HPVワクチンと定期接種化の対応についてお伺いいたします。

9価HPVワクチンの定期接種化に伴う本市の対応、対象となる方への周知方法についてお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

令和4年11月18日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、令和5年4月1日から9価HPVワクチンが定期接種として承認されました。

今後の対応としましては、海部地区保健医療部会において検討してまいります。

また、周知方法ですが、厚生労働省から2月頃示される予定となっておりますので、その方針に基づき、接種対象者には個別に通知してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） すみません、3番目の質問が飛んでしまいましたので、質問させていただきます。

9価HPVワクチンの効果や安全性についてお答えください。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

HPV（ヒトパピローマウイルス）は、人にとって特殊なウイルスではなく、多くの人が感染し、その一部が子宮頸がん等を発症すると言われております。200種類以上の遺伝子型があるHPV（ヒトパピローマウイルス）の中で、子宮頸がんの約50から70%は16型、18型が原因と言われております。

現在、2種類のワクチンが定期接種として承認されていますが、その1つ、2価ワクチンは原因の最も多い16型、18型の感染を予防することができるワクチンです。もう一つの4価

ワクチンは、2価ワクチンの予防する型に加えて、イボの原因となる6型、11型の感染予防ができるワクチンです。

来年度、定期接種の承認となります9価ワクチンですが、この2種類のワクチンの4つの型に追加して、さらに5つの型の感染を予防できるワクチンです。令和4年9月20日付、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で、9価HPVワクチンを予防接種法の対象として追加することは、有効性、安全性、費用対効果等の技術的観点からは問題ないと考えられると評価されています。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 今回の9価HPVワクチンは、有効性、安全性、費用対効果の技術的観点からは問題ないという考えでございました。

子宮頸がんワクチンについては、現状の接種率を見ても、まだまだ接種を決めかねている方がかなりいらっしゃると思います。そうした方々にとっても、新しいワクチンが定期接種で使用可能になること、その有効性や安全性などの情報は重要な接種検討材料です。ぜひ9価HPVワクチンが定期接種として受けられるようになりまして、速やかに、確実に御案内を実施していただきますようお願いいたします。

さて、ワクチンと車の車両として重要なのが子宮頸がん検診ですが、20代前半の女性は積極的勧奨が行われなかったことから、検診受診率が特に低迷している実情があります。

東京都調布市では、子宮頸がん検診の受診向上のため、令和4年度、23歳から24歳までの希望する女性に対し、子宮頸がんなどの主な原因となるHPV感染の有無を自宅で調べられる簡易キットを7月末まで無料配付されました。対象者の関心度が高く、申込率20%を超えていたそうです。スマートフォンからキットを申請し、自宅で検査ができ、検査方法は同封の説明書に従い検体を採取し、返信用封筒に入れて検査の委託業者へ返送すると、登録したメールアドレスに結果が通知される仕組みです。

陽性か陰性かの結果に関係なく、9月20日までは医療機関で無料検診を予約できます。また、簡易キット検診の結果が陽性だった場合は、必ず医療機関で詳しい検査を受けるよう呼びかけるそうです。若い女性にとって、病院での子宮頸がん検診は壁が高いものです。そこで、本市においてもHPV感染の有無を検査できる簡易キットを無料配付できないか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山守健康推進課長。

○健康推進課長（山守美代子君） お答えします。

現在、子宮がん検診は、国の指針に基づき20歳以上の女性を対象に実施しています。また、毎年21歳を迎える女性には、無料で受けられる子宮検診を実施しています。

子宮がんの原因でありますHPV（ヒトパピローマウイルス）検査の検査キットを使用し

た自己採取につきましては、子宮がん検診を受けるきっかけづくりにはなりますが、自己採取の手際と精度、その後の対応について不安があります。自己採取したHPV（ヒトパピローマウイルス）検査で陰性となった場合、その方がその後に通常の子宮がん検診を受けないという心配な状況が起こり得るおそれがあります。

本市といたしましては、子宮がん検診を受けていただけるよう、引き続き周知・啓発の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 簡易キットの無料配付は、陰性となった場合、子宮頸がん検診を受けないというおそれがあるということでしたが、検診率が低い若い女性への子宮頸がんの関心と早期発見するきっかけとなるよう、子宮頸がん簡易キットの周知をお願いしたいと思えます。

最後に、市長総括をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 改めまして、おはようございます。

小久保議員から、出産・子育て応援交付金について、また子宮頸がんワクチンの積極的勧奨について御質問をいただきました。

出産・子育てにつきましては、妊娠期から出産・子育て期にわたり、母子保健コーディネーターや保健師等の専門職による伴走型相談支援を通して、切れ目のない支援に努めております。今後も、必要な情報提供や関係機関と連携を強化し、子育て家庭の育児不安の軽減や虐待防止に努め、安心して子育てできるまちを目指してまいります。

また、子宮頸がんの予防につきましては、HPVワクチンの接種率がまだまだ低い状況にありますので、今後とも市のホームページやリーフレットなどで丁寧な対応、周知を図ってまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） ありがとうございます。

では最後に、3つ目の質問に移らせていただきます。

てんかん治療薬「ブコラム」についてお伺いいたします。

私の周りにも、お子さんがてんかん発作で、心配しながら生活されている知人が見えます。てんかんは発作を繰り返す脳の病気で、年齢、性別、人種の関係はなく発病すると言われてます。世界保健機構（WHO）では、てんかんは脳の慢性疾患で、脳の神経細胞に突然発生する激しい電氣的な興奮により繰り返す発作を特徴とし、それに様々な臨床症状や検査での異常が伴う病気と定義されています。

てんかんは、乳幼児期から老年期まで幅広く見られ、人口100人のうち0.5から1人が発症

されると言われています。発病年齢は3歳以下が最も多く、成人になると減るそうです。この小児てんかんの患者さんの一部は、成人になる前に治ることもありますが、ほとんどは治療を継続することが多いとのこと。

てんかんの児童・生徒が、学校内で実際にてんかん発作が起こった場合は、30分以内に発作を抑えなければ脳に重い障がいを残す可能性があると言われてしています。てんかんの持病を持つ児童を学校内でそのような最悪な状態にさせないために、発作が発生した場合は迅速な抑える薬の投与が必要です。

このてんかん発作に対して、このたび口腔用の液薬「ブコラム」が薬事承認され、令和4年7月19日付で内閣府、文部科学省及び厚生労働省関係各部署などの事務連絡において、学校等におけるてんかん発作の口腔用液「ブコラム」の投与についてが発出されました。

文部科学省では、学校などで児童・生徒がてんかん発作を起こした場合、教職員らが迅速に鎮静させるための治療薬「ブコラム口腔用液」を投与できることを関係者に知らせる事務連絡を発出し、周知を呼びかけています。

一方で、事務連絡は、教職員らのブコラムの投与について緊急、やむを得ない措置として医師法に違反しない旨を通知し、その上で、使用条件として、保護者が学校などに対し医師による留意事項を記した書面を渡して説明することなどが上げられており、学校側の協力がなければ現場で投与することは不可能です。

そこで質問いたします。

文部科学省からの児童・生徒がてんかん発作を起こした場合、教職員らが迅速に鎮静させるための治療薬「ブコラム口腔用液」を投与できるとの事務連絡について、各学校にどのように伝達されているのかをお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

学校等において、児童・生徒等がてんかんによる引きつけを起こし、生命が危険な状態等にある場合に、当該児童・生徒等に代わって教職員が口腔用液の投与を行うことについて、一定の条件の下であれば、緊急、やむを得ない措置として行われるものであり、医師法に違反とならない旨の文書が発出されました。

この文書は各校長宛てに送付され、養護教諭を中心に校内で情報共有されております。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） ブコラム投与の医師からの書面指示について、専門的な医師の指示に対して、保護者と連携し、適切に対処するための職員の研修や児童・生徒の医療的情報の漏えい防止対策など、学校側がブコラム投与に適切に対応できる体制の整備が必要であると思いますが、見解をお伺いいたします。



○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

学校現場でブコラム口腔用液を使用するには、決められた留意事項に基づく対応が必要であること、また一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校等において在籍する児童・生徒または使用する児童・生徒のプライバシーの保護に十分配慮することが求められています。

なお、現在、学校等ではブコラム口腔用液をお預かりしている児童・生徒等はいませんが、保護者からの申出に適切に対応するため、てんかん症状等に関する研修を実施してまいります。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） いつ発作が起こるか分からない状況の中、子供も親も先生も、不安を持って生活していると思います。ブコラムの投与は、てんかん発作で悩んでみえる方のお守りのようなものかと思います。学校側が適切に対応できる体制と整備、安心・安全である周知を行い、学校におけるてんかん発作時の口腔用液「ブコラム」の投与をスムーズに行えるよう要望いたします。

最後に、市長総括をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） てんかん治療薬について御質問をいただきました。

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液「ブコラム」の投与については、内閣府、文部科学省、厚生労働省の関係部局から連名で医師法第17条の解釈を別添する形で発出されております。

これによりまして、学校等では児童・生徒等に対し、緊急時に、先ほども議員のほうから説明がありましたが、保護者が学校などに対し、医師による留意事項を記した書面を渡して説明することなどの一定条件の下、対応が可能となり、児童・生徒、保護者への安心につながりました。

緊急時に適切に対応するため、職員間の情報連携と児童・生徒等のプライバシーに十分配慮し、学校等におけるてんかん発作時の適切な対応に努めてまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 市長から、学校等におけるてんかん発作時の適切な対応に努めてまいりますとの答弁をいただきました。

今後、保育現場や障がい者施設、事業所へもてんかん発作時の口腔用液「ブコラム」の投与について丁寧な周知をしていただきますよう要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前10時55分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時42分 休憩

午前10時55分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） おはようございます。

改めまして、明けましておめでとうございます。

14番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、今回は、駅前整備について及び物価高騰による農業経営についての2項目を質問させていただきます。

まず、市長、2期目の当選おめでとうございます。所信表明を聞かせていただきました。現在の弥富市を、市民に対し、より住みやすいまちに、そして市外から見ても移り住みたいまちを目指して、より一層施策の推進をお願いをいたします。

今回は、10月3日、4日に総務建設委員会で行政視察に行きました岐阜県高山市の高山本線高山駅自由通路新設及び橋上駅舎化事業、そして高山本線高山駅東西口駅前広場整備事業について、この視察内容から幾つか質問していこうと思います。

今後、弥富市だけではなく、日本全体で人口減少が想定され、地方のまちの生活自体がどのように影響が出てくるのでしょうか。これまで、地域公共交通は主に民間事業者によって支えられてきました。しかし、人口減少による児童・生徒、そして生産年齢人口の減少が進めば、通勤・通学者は減少し、民間事業者は採算によるサービス提供が難しくなり、鉄道において不採算路線からの撤退や運行回数の減少が予想されます。そうならないためにも、JR・名鉄弥富駅が現在のままではいけません。

今回の市長選、駅整備だけが争点ではなかったわけですが、いつの間にかそこだけがフューチャーされていたように思われます。ただし、これで駅に対して一定の評価を市民の皆様にいただいたのですから、市長、改めてJR・名鉄弥富駅整備事業に対しての思い、これからのスケジュールをお聞きます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今後のスケジュール等についてお答えを申し上げます。

JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業並びに弥富駅北口駅前広場等整備事業につきましては、鉄道に分断された南北地区の分断解消、駅東西踏切の歩行者・自転車の安全確保、高齢者・障がい者等の利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備を事業

目的として、弥富駅周辺の積年の課題に対応するため、今年度より事業着手いたしました。

今後のスケジュールといたしましては、今年度、自由通路等の詳細設計、弥富駅北口駅前広場の用地買収、排水路の付け替え工事を実施しております。

来年度以降につきましては、現時点での予定ではございますが、来年度6月頃から自由通路の工事に着手し、令和8年度には自由通路、J R 駅舎、名鉄駅舎の供用開始を予定しております。その後、北口駅前広場、駐輪場、南口交通広場の整備を行い、令和9年度には事業を完了する予定でございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 次年度の6月ぐらいから自由通路の工事が始まるという答弁ではございましたが、この整備に対して住民投票ということがよく質問を出されておりますが、市長は一貫して考えはないと言っております。もし万が一この条例が提案を出されても、なかなかハードルの高い条例でございます、制定には時間を要するのではないかと思います。今言えるのは、現在のJ R・名鉄弥富駅では今後の駅前開発すらないということでございます。この駅事業が必ず弥富市の、そして市民のためになると、今回の市長選において一定数の批判はございましたが、再度言います、それ以上に安藤市長の進めようとしている施策に賛同を得たのだという結果が出ております。どうか強い言葉で発信をしていってください。

次に、行政視察に行きました高山本線高山駅自由通路新設及び橋上駅舎化事業とJ R・名鉄弥富駅事業との整備比較をしていきます。

高山駅は平成28年10月に完成しておりますが、駅としての規模、乗降客数も、弥富駅とは単純比較してみても違いが大き過ぎます。まず自由通路は、延長約120メートル、幅員6メートル、バリアフリー施設は東西各1基の2基、エスカレーター、東西各2基の4基。片や弥富駅の予定は、延長数約90メートル、幅員の通路部約3.5メートル、階段部で2.5メートル、バリアフリー施設南北各1基の2基となっております。

橋上駅は、高山駅、面積約1,900平方メートル、バリアフリー施設、エレベーター、各ホーム1基の2基、エスカレーター、各ホーム1基の合わせて2基。弥富駅の予定は、J Rで面積約490平方メートル、バリアフリー施設、エレベーター、各ホーム1基の合わせて2基と、数字だけ見ても比は明らかであります。

しかしながら、1日当たりの乗降客数は高山駅では3,000人、弥富駅では2倍近い5,000人以上であるということ。もちろん、高山駅は観光駅としての役割が強く、通勤客は少なめということがこの数字で示しております。

駅事業としての私の視察総括として、視察の書類を出しておるわけですが、平成28年度供用開始の高山駅と令和8年度供用開始予定の弥富駅では、事業規模が違い過ぎる割には10年の経年によってあまり差がないのには驚きました。整備事業費において、鉄道

事業者の負担割合は、ＪＲ・名鉄弥富駅事業の中の割合とは差を感じてはおりませんでした。

同行されました都市整備課長、課長なりの視察の感想を聞かせてください。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 私も、今回初めて高山駅を拝見させていただき、観光で高山に訪れた方々が最初に目にするものがこの高山駅であるということもあり、駅の改札を出た先にある自由通路には匠の技術により造られた山車の展示や木材を多く取り入れた広々とした空間など、高山らしさを実感する造りとなっております。

事業費につきましては、議員御指摘のとおり、高山駅の場合は自由通路と橋上駅舎整備に約43億円、弥富駅の場合は約40億円とあまり差がないように思えますが、弥富駅の場合は鉄道事業者が２社であること、名鉄においては線路の移設、ホーム及び駅舎を新設しなければならないこと、地盤が軟弱であることなど、整備内容に違いがあると考えております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○１４番（三浦義光君） ２つの鉄道事業者が弥富駅には関連してくるということ。それよりも何よりも、弥富市内どこでも一緒なんですけれども、軟弱地盤であること、ここに大きな金額を要する予算計上にも違いが出てくるんだと理解をしております。

それでは、北側駅前広場の整備についてでございます。

自由通路整備後、令和９年度に北口駅前広場の整備完了予定であり、その後、令和10年度から弥富駅周辺地区の整備を予定しているとありますが、順次質問していきます。

まず、北口駅前広場についてでございますが、概算事業費は約６億2,500万円、工事期間は１年ぐらいと思われそうですが、以前、質問しました駐輪場の整備、きんちゃんバス乗り入れと記されておりますが、駐輪場の位置、規模、バス停の位置など、広場全体の大まかなイメージ図について説明をお願いいたします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 弥富駅北口駅前広場のイメージ図につきましては、令和４年５月の広報「やとみ」及び市ホームページにイメージパース図を掲載しております。

先ほど議員より書画カメラで映し出されましたイメージ図のとおり、広場の中心にロータリー、ロータリー外周に４メートル以上の歩道、自由通路の階段の直近に位置するロータリー南面にバス１台の乗降バース、タクシーバース２台分、身障者用バース１台分、ロータリー北面に一般乗降バース３台分を配置する北口駅前広場と、その西側に駐輪場を整備する予定です。

なお、自由通路出口と名鉄駅舎間の動線となる部分には屋根を設置する予定でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○１４番（三浦義光君） 前回、１年前ぐらい前ですか、同様の質問をさせていただいた頃よ

りは具体的なイメージが浮かんできております。ＪＲ蟹江駅の北口ロータリーとは大分趣が違うように見えますが、それなりの独自性があり、すばらしい駅前になるのではないのでしょうか。

それでは、中央駅前広場への考えについてお聞きをしていきます。

令和10年から、駅周辺の整備に取りかかるということでございますが、まず中央駅前広場の道路整備・バリアフリー化とありますが、以前の一般質問で、ＪＲ・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅へとつながる道路、本来橋上でつなぐというのが理想ではございますが、せめて雨に濡れず駅と駅を移動できないかとその時点で聞いておりますが、計画には織り込まれておりませんか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 弥富駅中央駅前広場の整備につきましては、弥富駅周辺地区のまちづくりの中で、駅前広場の大きさや位置、都市計画道路弥富名古屋線とのアクセス性等を検討しており、まだ具体的な施設配置計画は決まっておりますが、弥富名古屋線の横断部分など設置できない部分もございますので、駅間全てを結ぶ雨よけの屋根等の設置につきましては考えておりません。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 答弁は以前と何ら変わらずということでございますが、やはり県道弥富名古屋線の上に屋根をつける歩道というのは、なかなかいかないのですかね。毎日通勤・通学で歩くＪＲ・名鉄弥富駅と近鉄弥富駅の通行アクセスを少しでも改善できるように、まだ少し時間はあります、検討していただくことをお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

市のホームページから、弥富駅周辺地区整備のイメージを見させていただきました。ＪＲ・名鉄弥富駅の東西にある踏切に対して、交通集中回避、歩行者錯綜の早期改善、安心・安全な交通確保となっておりますが、そして弥富名古屋線、弥生通線、銀座通りの交通渋滞の軽減、また先ほど質問をいたしました中央駅前広場に当たる地区の駅間連携強化、道路整備による安心・安全、まちのにぎわい創出となっておりますが、地図に戻っていただけますか。グーグル、はい。

地図で示しますと、1番というのが駅の東西踏切、2番が弥富名古屋線、3番が弥生通線、4番が銀座通りとなっております。改めて位置の確認でございます。いずれも大変重要な整備事業ではありますが、一度に同時開発、予算面において物すごい難しいと思われま。この事業の優先順位はあるんでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 弥富駅周辺地区の整備につきましては、まずは現在進めてお

りますＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業並びに北口駅前広場、駐輪場の整備、続いて弥富駅中央駅前広場、都市計画道路弥富名古屋線の整備を中心とした近鉄とＪＲの間の地区の整備、その後、整備地区を東西に広げ、駅東西踏切の拡幅につなげていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○１４番（三浦義光君） 同時に同一年度に施工するには、予算的には無理があることは理解できます。ＪＲ弥富駅北口駅前広場が完成すれば、東西踏切を渡り近鉄弥富駅北口への歩行者も、乗用車での送迎もかなり減少してくるのではないかと推測はされますが、もちろんそれで踏切道拡幅を遅らせようということは言っておるわけではございません。

ただ、１つ気になるのが、８番の写真、もう一度お願いできますか。

この弥富名古屋線から弥生通線へ向かう丁字路なのですが、東から弥富名古屋線を通行する乗用車は減少しないだろうと予測しております。拡幅の際には、ぜひここに右折帯をいち早くお願いしたいと思っております。現在でも、ＪＲの踏切が下りれば東側から来る乗用車は大渋滞になっております。早い改善をお願いしたいと思っております。

最後に市長、にぎわい創出と何度も言われておりますが、総括として、駅前整備についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 駅前整備について御質問いただきました。

弥富市総合計画等に位置づけられました弥富駅周辺地区の整備につきましては、段階的に整備を進め、私が子供の頃のにぎわいを取り戻していきたいと考えております。

それを実現するために、まずは自由通路と北口駅前広場を整備することによって、駅東西踏切の安全を確保することにより、バリアフリーに配慮した交通結節点を整備してまいります。

その後、弥富駅周辺まちづくりの中で、弥富駅中央駅前広場の整備、駅周辺のバリアフリー化等を図りながら、安全性・利便性の高い駅前空間の形成を推進していき、面的な整備の中で、最終的には踏切までの道路拡幅とともに踏切道拡幅につなげていきたいと考えております。

そして、弥富駅周辺のまちづくりを推進することにより、少子高齢化社会に対応した「歩いて暮らせる利便性の高いまち」、そして「ヒトが集い・交流するにぎわいあふれる空間」を形成してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○１４番（三浦義光君） いずれにせよ、再度言いますが、令和８年度に自由通路、橋上駅が供用開始、北口駅前広場の供用開始が令和９年度に、弥富駅周辺地区の整備に関しては令和

10年度からとなっております。気が遠くなりそうな話でございますが、自由通路駅舎化事業と駅前整備というのはセットで完成形でございます。今後も、市のホームページでアップされるまちづくりニュース等々を見ながら、進捗状況を随時また質問をしていきたいと思えます。

今回はこの程度にとどめ、次の項目へ質問を移ります。

次は、農業資材高騰による現在の農業経営について聞いていきたいと思えます。

コロナ禍において、少しは回復していますが、昨年度では、外食需要の減少などにおいて使用農作物の米は買取価格が下落し、次年度の米作り経費にも影響が出ております。今後、農村の荒廃にもつながりかねない状況になっております。米の需要が大幅に減り、消費されない米は在庫がたまり、JAはもとより他の民間業者も同様に状況は変わらず、1人分の給料がなくなるぐらいの減収、下手をしたら赤字、この価格では作れば作るほど損になるとの声も出ております。

弥富市は行政責任として、耕作をやめる農家が出ることに危機感がありますか。ここ5年間の出荷契約米仮渡金の推移を見て、市の経営支援の考えはございますか、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 本市としましては、農家の方々による農地の維持につきましては、大変厳しい状況にあることは十分承知しており、耕作をやめてしまうということは、担い手の減少や優良農地の確保などの農業生産の基盤に支障が生ずることにつながると考えております。

過去5年間の買取価格の推移につきましては、鍋田支店管内でのコシヒカリ60キログラム当たりの仮渡金額にて御回答させていただきます。平成30年産は1万3,100円、令和元年産が1万3,400円、令和2年産が1万2,600円、令和3年産が1万300円、令和4年産が1万1,000円となっており、令和2年産、令和3年産と下落しておりました米価が、令和4年産に若干持ち直した結果となっております。

また、本市の農業経営支援といたしましては、昨年度より、本市独自の支援でありますカメムシ共同防除費用に対する補助制度を設けております。

また、主食用米から飼料用米、小麦、大豆などへの転作に対する補助を継続的に行っております。

さらに、農業生産力の強化を図る営農者に対しましては、国や県の補助が受けられるようサポートしてまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） ここ5年という推移では、ちょっといかんかったですね。もう平成

30年度ぐらいから米価は安くなっているということでございますね。

しかしながら、この厳しい状況の中において、まだ南部に関しては集団化ができ、担い手農家にも生きていく道があるのかのかもしれないかもしれませんが、しかし、北部の細かい農地に対する行く末はどうなっていくのか。もうこれは弥富市だけに言っているてもしょうがない、国全体の問題ではございますが、その中で、答弁といたしましては、カメムシの防除の費用補助金、転作に対する補助が市独自で拠出されているということでございますが、しかしながら、9月議会の一般質問においても述べましたが、5年間米を作付しなければ田んぼではなくなるとみなすと農林水産省の方針があります。麦、大豆などを転作において栽培している農家に厳しい条件が打ち出されております。

ロシアによるウクライナへの侵攻で穀物の国際相場が高騰していることをきっかけに、日本では食料安全保障が注目を集めております。今後重要になってくるのは、麦、大豆、飼料用トウモロコシになっていくのではないのでしょうか。今回のルール適用が厳しくなった後も、5年に1回米を作ればよいのですが、麦、大豆、トウモロコシは湿気に弱く、北海道みたいな農地が広く効率的な生産ができ、水田の転作作物ではなく、畑で麦、大豆の栽培はできますが、条件の悪い都府県は、転作作物を作って、助成水準を下げてでも営農が成り立っているのか不透明な部分があります。

弥富市においても、水郷地帯であり、水田が一面に広がっております。畑転換していくには無理があります。転作作物を稲作に挟みながら作り続けていくのだらうと思われれます。それに付け加え、農家さんたちの田んぼでの麦、大豆の栽培技術を試行錯誤しながら、近年、年々収量をアップさせてきております。しかしながら、麦など収穫時期が短く、これ以上の作付面積を上げるというのはもう無理なところでございます。転作に関わる補助金、生産調整推進対策事業費補助金並びに生産調整推進対策事業団地化補助金の見直し、そろそろ考え直す時期にもなっているのかもしれない。

次に、農地中間管理機構は平成26年から全都道府県に設置された信頼できる農地の中間的な受皿でありまして、過去には何回も一般質問してきました。今回は、この事業への農地を貸し付けたときの賃借料について聞いていきたいと思います。

出し手のメリットとしては、契約期間終了後には農地は手元に戻ること、契約期間が終了するたびに返還か再度貸し付けるかを定めることができ、賃借料は機構がまとめて支払ってくれます。

ここで問題なのが賃借料でございます。農地は借りたい人が少ないのが現状であります。借主は農地を選択できる立場にいるため、どうしても賃借料は借主の意見に近づくわけでございます。これが、先ほどの米の買取価格に反映していきます。鍋田地区の賃借料は、まさにそのままのとおりでございます。十四山地区、市江地区、市江・弥富地区と、この3地区



それぞれの金額は異なっておりますが、安い金額に今のところ、現状決定されておるということでございます。

各地区、ここ5年間の賃借料の推移を聞かせてください。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） ここ5年間の各地区の10アール当たりの賃貸借料金としましては、鍋田地区の平成30年が1万600円、令和元年が1万900円、令和2年が1万100円、令和3年が7,800円、令和4年が8,500円となっております。

続きまして、十四山地区でございますが、平成30年から令和2年までが8,500円、令和3年が7,500円、令和4年が7,000円となっております。

続きまして、市江・弥富地区につきましては、平成30年から令和4年まで全て7,000円となっております。

以上の賃貸借料金につきましては、あいち海部農業協同組合の各支店の生産組合代表、農協理事、農業委員会代表、各地区の受託部会代表、農協事務局、本市産業振興課事務局をメンバーとする弥富市農地賃貸借料金検討会議におきまして、地域の実情に応じて相場形成を検討し、決定しております。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） もちろん貸し手と借り手、両者が存在するわけでございます。どちらの味方をするというものではございませんが、やはり先ほどの質問である、米の価格が上がらないことにはどう協議しようが賃借料が上昇することはありません。

ただ、調整区域での水田であるから少し安くても料金としていただける、預けられる、農耕作放棄地にならないというこれだけの利点があります。これが市街化農地であるならば、中間管理機構には預けられない、耕作を続けるにはかなりの重荷になってくるのではないのでしょうか。

市街化ですから農地として手放せばよいのですが、それができないという訳があるのでしょうか。この耕作放棄地のため、背の高い枯れ草状態になっておる農地では、近隣農地にも近隣住民にも大きな迷惑がかかります。市街化農地ほどしっかりとした指導基準を設けていただくことを要望いたしまして、次の質問に移ります。

今年の6月から10月にかけての秋の肥料が、前年度と比較して最大90%以上値上げされております。なぜここまで肥料が高騰しているのでしょうか。

日本は、化学肥料の原料に当たる尿素、リン酸アンモニウム、塩化カリウムのほとんどが輸入に頼っております。国際情勢の影響を受けやすく、2008年にも肥料の需要が増加したため価格高騰が起きております。今回、2021年頃からまた原料の価格が値上がり始めていて、そんな折、ロシアによるウクライナ侵攻により一層深刻なものとなってきております。今回

はまた、アンモニアや塩化カリウムの生産上位国であるロシアへの経済制裁によつての供給停滞や中国の輸出規制、輸送に利用される船舶の燃料高騰、円安など複合的に絡み合っているとされておりま。

こういった状況の中、農林水産省、都道府県などが対象期間に購入した肥料に対して助成する肥料価格高騰対策事業が化学肥料低減に向けて取り組む農業者やその自治体に住んでいる農業者などを対象に行われます。

農産物を生産するには、人件費だけではなく、光熱水費、肥料費など数多くの経費がかかります。それらの価格が上昇したとき、農産物の価格に転嫁することはなかなかできません。農産物は、生活していく上での必要な栄養を補うための共有すべき資源でございます。一定量を常時平均的な価格で供給できるようになっています。幾ら肥料が高騰しても、損失を簡単に解消できないのであります。

今回の国・県が行う助成は、生産者を守るだけではなく、国内の食料事情にも関係してくるわけでございます。必要不可欠な助成はしっかり受けなければなりません。申請方法は、肥料を購入したことが分かる領収書や確定申告の控えなどを用意して、基本的には事後申告式となっています。自治体によって多少の違いがあり、全てが愛知県と同じではないのですが、全ての生産者が助成を受けられるとは限らないということでございます。

詳細は県のホームページ等々で確認してもらおうといたしまして、端的に言わせていただければ、国は化学肥料の低減に向ける取組をしている農家へ、肥料コスト上昇分の70%を支援するということで、そして愛知県は、国の措置に合わせてコスト上昇分の15%を支援として、残り15%は農家持ちということでございます。

ここで考えていただきたいのは、農家負担の15%です。全国的に見れば、この部分を市が負担してくれるところがございます。調べますと、例えば鹿児島市は、令和4年6月から同年10月に購入した肥料、本年の秋の肥料、秋肥ですね、に対して残り農家負担分15%を支援するとのこと。神奈川県大和市にいたっては、対象期間が令和4年6月から令和5年2月までと、秋肥から春肥の一部までが市が15%してもらえということになっております。

愛知県下において、大府市、豊川市で支援があり、近隣市町村でも検討に入っている情報があります。どうか弥富市もこの15%の支援をお願いしたいものでございますが、お聞きをいたします。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 議員も御答弁のとおり、現在国や県が行っております肥料価格高騰対策は、化学肥料の使用量の低減に向けて取り組むことを条件に、営農者に対しまして、国が定めた肥料コスト増加分に対しまして国が70%を負担し、県が15%負担するという大変有利な制度でございます。

この制度につきましては、あいち海部農業協同組合が肥料等の購入者に対し、申請等の手続の支援を行っているとのことですので、積極的に御利用いただきたいと思います。

農家負担に対する市の支援につきましては、現在のところ考えてはおりませんが、今後、近隣市町村の動向を注視してまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 考えていないという答弁が返ってくるとは思っておりませんでした。この15%というのが肝でございまして、それ以上、例えば農家へ一律同一支援ということになりますと、肥料を含めた資材高騰に対して一農家への支援を15%、これを超えてしまうと国への70%の支援が返還というおそれもございまして、この15%というのが肝なのでございまして、秋の肥料、秋肥に対してのお願いは今回で最後になるのかもしれませんが、国は春の肥料、春肥、稲作への肥料ですね、こちら支援すると言っております。3月議会には再度、同様な質問になるのかもしれませんが、お願いをしていきたいと思っております。

次に、今回、肥料に対しての国の支援がタイミングよくありましたので先ほどの質問になりましたが、それでは農業用ビニール、ポリなどの被覆資材など、原油の高騰からナフサ価格がこの2年において約1.5倍に上昇しております。袋や段ボールなど、全ての資材の値段が上がっております。

冒頭でも述べましたが、米は消費が伸びず、価格も上がらない、水田の維持は農業の循環、インフラの維持に影響いたします。野菜は市場流通が大半で、需給関係が決まるので、経費上昇を価格に転嫁はできません。季節野菜のハウスの中は、温度は一定に保たなければなりません。燃料費の高騰は非常に厳しいものになっております。このような急激な資材高騰にも対応できず、農家は何とか自分の代だけでも続けようとしておりますが、後継者は離れて離農する、そして耕作放棄地が増えるということを危惧しております。

愛知県下においても、肥料だけではなく、豊川市では種代、餌などの飼料、農薬等にも支援、大府市では、同じく肥料以外に出荷用資材、配合飼料、施設園芸などの重油等の燃油にも支援がございまして。弥富市においても、農業に関わる、高騰し続けている肥料以外の資材に対して何らかの支援はございまして、お聞きします。

○議長（平野広行君） 上田産業振興課長。

○産業振興課長（上田忠次君） 農業用資材の高騰に対する支援につきましても、本市の単独の支援につきましては現在のところ考えておりませんが、今後、国や県の支援状況や近隣市町村の動向を注視してまいります。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） もういいです。もう課長に話ししても、これ以上判断はしかねませ

んわね。

市長にお聞きします。

1月4日の新春交歓会の場で、これまで以上の農業支援をしていくと語っておられましたが、ここまでの答弁ではその回答が聞き取れません。真意をお願いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 大変厳しい質問をいただいたところでございます。

先ほどは産業振興課長からも御答弁を申し上げましたとおり、私も農家の方々が大変厳しい状況であることは十分承知をしております。一日も早くコロナ禍やウクライナ情勢などが終息し、米の消費拡大につながることで米価が安定することを切に願っております。

本市といたしましても、現在の支援策をしっかりと継続してまいりますとともに、国、県、あいち海部農業協同組合と情報を共有し、営農者の方々が受けられる支援策をサポートすることや新たな支援策を模索し、農家の方と一緒にその対応を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 全く納得ができません。海部管内でも有数の水郷地帯である弥富市が、先陣切って支援していただいてもよろしいのではないのでしょうか。

再度、次の議会でもう一度同じ質問になっちゃうのかもしれませんが、よく担当部局と話し合ってもらうことを要望いたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時35分 休憩

午前11時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典です。

通告に従いまして質問させていただきます。

視察を基にした空き家対策と、後期高齢者福祉医療費給付の適用範囲について質問いたします。

初めに、他市を参考にする空き家対策について伺います。

昨年10月に、総務建設委員会で空き家対策の先進地である岐阜県飛騨市に視察に行かせていただきました。この飛騨市ですが、平成16年に吉城郡古川町、神岡町、河合村、宮川村が合併し、誕生しました。この平成の大合併のときには約3万人の人口でしたが、令和4年4

月の時点での人口は2万2,790人です。平野の弥富市とは違い、総面積の93%を森林が占めています。積雪も多く、自然環境が豊かな自治体ですが、人口減少が全国平均の倍のスピードで進んでいる人口減少先進地と言われる過疎自治体です。

人口減少が進む中で、空き家も増えており、総務建設委員会として、移住を促進する補助や空き家を除却する際の補助に力を入れられている部分を視察してまいりました。自然環境や産業、人口の違いなどありますが、先進地から学ぶこともあるのではないかと考えます。

令和3年度、令和2年度と空き家問題が一般質問でされておりますので、なるべく重ならないよう質問してまいります。

現状を伺います。一番最近の空き家、特定空家の現状、実態調査はいかがでしょうか。件数など、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 本市の空き家の現状でございますが、令和2年度に実施いたしました実態調査による空き家の件数は432件でございます。

また、特定空家の認定件数につきましては、現在3件でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 昨年11月に開催された、令和4年度第1回空家等対策協議会で議題となった空き家等の現状及び取組状況について、どのような説明がされましたか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 昨年11月に開催いたしました、令和4年度第1回弥富市空家等対策協議会において、市内の空き家等の現状及び取組についてと特定空家等の現状についての報告を行いました。

空き家等の現状及び取組状況につきましては、市内の空き家等の苦情や相談件数と対応状況、空家除却費補助金補助の申請件数、愛知県宅地建物取引業協会への相談件数、空き家バンクの登録件数を報告いたしました。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 同じく、その会議で特定空家等の現状報告がされたと答弁ありましたが、どのような報告であったか、個人情報を守られる範囲で答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 特定空家等の現状の報告といたしましては、特定空家に認定されております3件それぞれについて、写真等を見ながら現状の説明をいたしました。

また、市の対応方法として、現在の所有者等との話合いの状況、措置指導書の送付状況等を報告いたしました。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 市内の空き家に関する苦情相談は、今年度、何件ありましたか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 今年度の市内の空き家に関する苦情相談につきましては、12月28日までの期間において、建物の老朽化等に伴う危険を心配する相談が5件、敷地内の草木の繁茂等の相談が12件、合計17件の相談を受け、所有者等への連絡等の対応を行っております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 空き家の利用を促進するため、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と連携し、弥富市空き家バンクが開設されています。

空き家バンクの登録物件数を、土地、建物別で伺えますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 空き家バンク登録件数は、令和4年12月28日現在、物件を売りたい方が16件で、内訳といたしましては、戸建てが1件、土地が15件です。

物件を貸したい方は13件で、内訳といたしましては、アパートが4件、土地が3件、その他が6件でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 空き家バンクを通しての実績の報告を県宅建協会から受け取っていますか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 愛知県宅地建物取引業協会から空き家バンクについての実績報告は受けておりませんが、令和2年1月に開設した弥富市空き家バンクのこれまでの登録件数について、愛知県宅地建物取引業協会に確認しましたところ、令和4年12月28日までの累計登録件数は63件と聞いております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 空き家バンク運営に関し、弥富市は公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会に運営料金を支払っていますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 弥富市空き家バンクの運営に関しましては、市の利用負担はございません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 弥富市のホームページから空き家バンクのサイトに進めますが、物件の少なさに大きな期待がしぼむ思いがします。日々新聞広告に入るチラシや、地域の不動産

屋のネット情報並みのものを期待してしまいますが、一度見たら再び見てはいただけないのではないかなと思えるぐらい大変寂しい情報量です。

弥富市の費用負担はないということで、県宅建協会は、あくまでも無料サービスで運営をしているわけですから、弥富市側から情報の薄さやクオリティを問われることもありませんし、弥富市側もそれを指摘しづらいということになります。料金が発生していないゆえの今の弥富市空き家バンクの状況ではないかなと思います。

視察に行きました飛騨市では、行政が市内宅地建物取引業者と連携して、オリジナルの空き家情報サイト「飛騨市住むとこネット」を運営されています。弥富市オリジナルの空き家バンクをつくる考えはありますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 空き家バンクの運営につきましては、近隣自治体も本市と同様に、愛知県宅地建物取引業協会と提携し、愛知県空き家・空き地バンクポータルサイトを活用しており、その運営には、空き家に関する知識を有する空き家マイスターの方に空き家に関する相談から空き家バンクへの登録、売買等の契約まで一連の業務をお願いしておりますので、本市が独自で運営する空き家バンクの開設は考えておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 地域の宅地建物取引業者と県の宅建協会、そして弥富市の3者が連携し、空き家バンクを大きな柱にする意気込みで運営すればもっと活発な運営サイトになっていくのではないかと考えます。運営が始まって約3年たちますが、お金をかけずに回しているというやり方の、今限界があるような気がします。

もっと空き家バンクの存在を市民に知っていただきたいところですが、昨年、固定資産税の納税通知書の送付に合わせて空き家バンク登録の御案内を送付されました。市民の反応はどのようでしたでしょうか。今後も続けますか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 今年度の固定資産税納税通知書に、空き家バンクの活用案内を同封し、周知を図りました。

空き家バンクを運営しております愛知県宅地建物取引業協会に、今年度5月以降の空き家バンクの相談件数等を確認したところ、若干ではございますが増加しているとのことです。また、来年度以降も、空き家だけではなく耐震関係等、内容を変更して周知を継続してまいります。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 空家除却費の補助は今年度、何件ありましたか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 空家除却費補助金は、管理不全な空き家による周辺環境の悪化を防ぐため、不良住宅とみなされた空き家の除却を行う場合に工事費の一部を補助する制度であり、令和２年度から実施しております。

今年度の補助金の利用実績は、４件でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○１番（板倉克典君） 視察に行きました飛騨市では、朽ちていく空き家対策が切実な問題で、空家除却費補助制度の補助対象者に、個人とともに行政区を入れています。この行政区というものは、弥富市でいうところの自治会に当たります。

現在、空き家除却の補助対象者は個人ですが、その対象者に追加して行政区、つまり自治会を含める考えはありますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 飛騨市では、空家除却費補助の補助対象者として行政区等を含んでおりますが、これまでのところ実績はないということです。

行政区等が費用を負担し、空き家の所有者の承諾を得て、個人の空き家等を除却するということは非常に難しいことであると考えており、本市において、補助対象者として行政区等を含む考えはございません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○１番（板倉克典君） 視察には課長に同行していただき、先方の話、説明を受けました。飛騨市と弥富市では自然環境の違い、人口減少速度の違いなどありますが、飛騨市を参考にした空き家対策についてできることはありますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 空き家の問題は、自治体の地域特性等により様々であり、単純に飛騨市の施策を本市に当てはめることは難しいと考えています。しかしながら、空き家問題は全国的に広がっており、国や県と連携しながら空き家対策に取り組んでいく必要があります。

本市における現在の空き家対策といたしましては、空き家バンクを活用した売り手と買い手のマッチングと空家除却費補助がございまして、引き続きこの事業を継続するとともに、市内の空き家や近隣自治体の状況を確認しながら空き家対策に取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 板倉議員の質問の途中ですけど……。

板倉議員。

○１番（板倉克典君） 高齢化の今の社会の中で、高齢になってから家を相続するケースが多いと思います。相続で家を受け取る側が５０代・６０代の場合、自分で別に家があり、空いた実家に住むことは少ないと想像できます。



また、国が人口減少していくことは1960年代後半には分かっていたましたが、政府の政策でひたすら新築住宅が販売されてきました。今、432件という空き家の数は大変なものですし、さらに重要なのは特定空家であると思います。これからも行政としての対策をしっかりとお願いいたします。

○議長（平野広行君） 板倉議員の質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩します。再開は午後1時ちょうどとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時59分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き、板倉議員、お願いします。

○1番（板倉克典君） 続きまして、後期高齢者福祉医療費給付の適用範囲変更について伺います。

現在の核家族化の中で、現行の医療費給付制度は、非課税の独り暮らしの後期高齢者にとっては健康と暮らしを支えてきた大切な制度であり、命の綱とも言えます。75歳以上の方で独り暮らし、市民税非課税の市民に医療費が給付されていますが、適用範囲が令和4年度から変更され、カットされていますが、いつどのような形で対象者に連絡したのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 後期高齢者福祉医療のうち、市単独事業である独り暮らしで住民税非課税の方につきましては、適用範囲を変更させていただきました。令和3年7月の更新時に内容の説明と確認をさせていただき、適用外になる方には、その理由も含め説明をし、令和4年3月末をもって資格を喪失させていただきました。以上です。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 議会に報告があるものではないということなので、変更を知りませんでした。

独り暮らし市民税非課税の後期高齢者の医療費の給付変更について、数か月たっておりますが、伺ってまいります。

適用範囲変更はどのような会議で、どういったきっかけで決まったのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 後期高齢者福祉医療の独り暮らしは、県と市

の補助事業でした。しかし、県は平成20年3月で独り暮らしの補助事業を廃止しており、県と同じく独り暮らしの補助事業を廃止した市町村は、令和4年10月1日現在で、津島市や愛西市、あま市を含む15市町になっております。廃止をした市町の中で、高浜市や愛西市、北名古屋市につきましては令和3年度で新規申請を打ち切っており、後期福祉医療の独り暮らしについては県内でも廃止を決定する自治体が増えてきております。また、令和4年10月から75歳以上の方である後期高齢者医療の医療費自己負担に2割負担が創設されたことで、自己負担が増えた方もございます。

市の単独事業を運用していく中で、核家族化の進行や、交通手段や通信手段が発達し、同居という形を取らずに高齢の親を見守るケースが増えているなど、制度の創設時と比べ社会情勢が大きく変化しており、独り暮らしの要件を適用しておりました受給者にしても、子供世帯が近隣に居住し、親を見守るケースが多く見られるようになりました。

高齢夫婦の世帯で1人当たりの収入が独り暮らし要件に該当する方よりも少ない場合でも、本制度の対象とはなりません。遺族年金を受給している場合でも非課税所得のため適用になるなど、公平性の点で指摘をいただくこともございました。

こうしたことを基に本市で検討した結果、遺族年金や障害年金は公的年金所得として計算すること、施設入所者を非該当とすること、父母、子、配偶者がいないこととし、独り暮らしの定義を真に一人で生活する身寄りのない住民税非課税の方といたしました。

反対に、相続による名義変更がされていない土地にお住まいの場合でも、本人が相続予定であれば可とし、公共料金の名義や支払いの確認は水道のみで行っているものとしております。以上です。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） この変更によって対象者がどれぐらい減ったのかお聞きしていきます。

令和2年度末、令和3年度末、そして変更後の令和4年度の対象者の人数を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） お答えします。

令和2年度末24人、令和3年度末23人、令和4年11月末3人でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 令和3年度末23人で、令和4年11月末で3人ということは、約20名が除外されたと計算させていただきます。

父母、配偶者、子がいらないことに変更されています。父母がこの世に生きていることで資格を失ったということになります。後期高齢者の父母は、恐らく100歳を超えます。同居していない父や母から内密の経済的援助など、現実的ではないと思います。父母がいらないことの項目を入れた理由を伺えますか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市としても、県に準じて廃止の方向性も検討いたしましたが、身寄りがなく真にお困りの方を救済するため、適用範囲を変更した次第でございます。その中で、民法上相互扶養の義務のある配偶者、子、父母がいないことを決めたものでございます。

父母がいないことを項目に入れた理由につきましては、高齢化が進行しており、75歳の子に95歳の親がいることは想定できるものと考えております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 子がいなかった部分ですが、過去に一人でも出産して戸籍に載っていたら対象外となるようになりました。年月が流れ、子供と音信不通ということも普通にあります。子がいなかった項目を入れた理由をお願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 先ほどの答弁で申し上げましたように、本市としても県に準じて廃止の方向性も考えましたが、身寄りがなく真にお困りの方を救済するため、適用範囲を変更いたしました。その中で、民法上相互扶養の義務がある配偶者、子、父母がいないことと決めたものでございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 自分の親に対する扶養義務は、自分の生活を犠牲にしても全ての面倒を見る義務ではありません。自分の生活だけで精いっぱい余力がない子供は、親に対する扶養義務はありません。

適用範囲変更のお知らせ書というものがあります。この中に、「限られた財源の中でこの制度を維持していく必要があるため変更する」と記載されております。変更前の項目では維持し続けられない、その理由は何でしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 独り暮らしの高齢者を取り巻く環境は、制度創設時と比べて大きく変化をしております。核家族化や高齢化の進行により独り暮らし高齢者は増えておりますが、家族間の交流や相互援助を得られやすい環境にあります。

そのため、遺族年金を受給している場合でも非課税所得のため適用になることや、近所に住む子供の援助がうかがえるような場合など、従来の適用範囲では本来の生活支援の目的に反し、公平性に欠けるケースも出てまいりましたので、これを精査し、変更したものでございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 今年度から、父母、子供の存在の部分があることで適用範囲外になり、

受給資格がなくなった約20名の後期高齢者、その市民がその後、父母や子供が亡くなった場合、再申請できるという理屈になると思うんですが、亡くなったことをどのように市は認識するのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 受給資格要件は、令和3年7月の更新時に説明をさせていただいております。今回の適用範囲変更により資格喪失となった方のみならず、受給資格を満たし、この制度を利用されたい方は、御本人様からの申請に基づき認定事務を行います。父母、配偶者、子の有無の確認には、戸籍等の証明書の提示を求める場合もございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 10年以上音信不通の子供がいるというケースもあります。本人が不在で、進められない手続をする際に届ける失踪届というものもあります。窓口でどのように対応しているのか、音信不通の子供がいる場合ですね。あるいは窓口でどのように答える予定か、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 証明できるものがございませんので、音信不通をもって子がいないということにはなりません。しかし、議員御指摘の失踪届が役所に提出され戸籍に記載された場合は、子のいないこととして申請を受理させていただきます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 様々な事情で子供と縁を切った、あるいは切られてしまったという市民もいます。民法上の扶養の義務というたった10文字では語れない部分があります。音信不通だからといって失踪届を市役所に出すことなど、実は現実的ではありません。家庭裁判所に失踪宣告の申立てをして、家庭裁判所から行方不明者は亡くなったと認められたら失踪宣告は確定します。そして、確定書を出してもらって、やっと市役所に届けを出すことになります。

親の心として、亡くなったと確定させる届けなど、ためらいます。結果、本当に生活が苦しい独り暮らしだけれども、医療費給付は諦めようとなります。理屈では、弥富市は給付を求めるなら、それをしてください。無理にとはいいません。申請したいなら、そうしてくださいと言っているわけになります。

恐らく弥富市は、この適用範囲の変更を決めたとき、今話しましたような様々なケースを想定していないと思われます。申請書にも書いてありません。経費削減ありきで変更するため、弱者が置いていかれていくようなことになっていると私は考えています。

適用範囲変更の項目6番目に税法上の被扶養者となっていないこと、7番目には親族から

経済的な援助を受けていないこととあります。そもそも独り暮らしで、住民税非課税で、経済的にも孤独が見えてくるところです。

例えば、子供が存在することとしてしまうのではなく、市内在住なら駄目とか、県内在住なら駄目という感じにして、3度の食事は一緒にしていないと分かるような、そういったことも考えられるんじゃないかかと思えます。子供を出産して、どこかで存命で戸籍に載っていれば資格なしというやり方は、現在の独り暮らしの後期高齢者のことを分かっていないと感じます。

申出書には、申出書の内容に誤りがあり、認定条件に当たらないことが判明した場合は、資格を取り消されても異議申立てしませんという文章があって、名前を書いて提出します。対象者にしっかり聞き取りして、職員が性善説に基づいて判断すればよいと考えます。そして、市が適用範囲外と確認した場合は給付をやめますと、それを徹底すればよいと思います。それが職員の腕の見せどころではないかと考えます。直系の親や子が戸籍に載って生存していたら却下では、飛躍し過ぎではないかと考えます。平成20年から弥富市独自に大切につくっていたセーフティネット、これを簡単に切り過ぎではないかと感じています。

部長に伺います。経費削減という課題が出て、このカットを考えたのでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 先ほども御答弁申し上げましたように、独り暮らしの高齢者を取り巻く環境が制度創設時と比べ大きく変化をしております。本市といたしましても、県に準じて廃止の方向性も考えましたが、身寄りがなく真にお困りの方を救済するため、適用範囲を変更したので、御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 父母、配偶者、子供の存在という項目、やめる考えはありますか、答弁をお願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 住民税非課税世帯に属する後期高齢者は、令和4年10月末現在で1,856人であり、後期高齢者全体の約3割になります。父母、配偶者、子供の存在を要件から削除することは、受給資格者の大幅な増加となるため、市の負担も大きく、制度の維持継続は難しいと予想されますので、考えておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 民法に相互扶養の義務があるから援助を受けることは可能という理論ですが、もともと後期高齢者のお独り暮らしで、子供は多くの県にお嫁に行ってなかなか会うこともなく、ましてや経済的援助もない。その子供に弥富市は、あなたがいるから給付費

をなくすと言ってきた。民法上扶養の義務が娘のあなたにあるから、援助を受け取ることが可能だから、生活に必要な援助をしてくれと、このようなことを突然子供に言えますかということです。言うか言わないかは市の考えるところではないということなんだと思いますけれども、憲法13条に全て国民は個人として尊重されるとあります。幸福追求権とも言われます。親を援助し、面倒を見ることで、子供の生き方そのものを終わらせてしまうこともあります。

今、「宗教2世」という言葉、社会で使われていますが、民法を持ってきて扶養の義務がある子供がいるからと、そうは言っていられない時代になっています。その理屈を持てくると、子供が持つ幸福追求権とぶつかります。民法877条に相互扶養の義務があるから、自分は親へ援助することが可能なのだと思いながら生活する市民はいないのではないかと思います。できる人は援助しますし、一方で援助できない人、援助したくても誰も近くにいない人が見えます。ここは時代にそぐわない項目を足して助成金をカットする部分ではないと思います。

適用範囲の変更の目的は、各部に割り振られた経費削減にしか見えません。適用範囲変更の書類には、この助成制度を維持継続していく必要があると書かれています。この書類です。継続していく思い、決意を表明してください。市長、お願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 後期高齢者福祉医療給付の適用範囲変更について御質問いただきました。

医療費の助成制度は、誰もが安心して適時適切な医療を受けられる生活を送るための大切な制度でございます。市民の健康と安心を守るために、市の単独事業につきましては持続可能な制度となるよう適用範囲を精査していくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ありがとうございました。

継続していく必要があると書類に書いているので、市長に言葉にさせていただいたかったのですが、精査して、さらに減らすかもしれないという思いを答弁していただいたような印象です。

市長に再度伺います。

健康と命に関わることは、県に準じず、独自でもよいと思います。身寄りがなく真にお困りの方を救済するということを何度も答弁いただきました。維持継続し、精査して、さらには助成対象者を増やす可能性もあるというような思いを、もう一度、市長の言葉をいただけますか。お願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまで福祉部長からも答弁をさせていただいたとおりでございまして、しっかりとした市独自の制度ということで、精査しながら進めて維持継続をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ありがとうございました。

行政が助成をして、生活が大変な独り暮らし後期高齢者のそれぞれの人生が歩めるように強く要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時30分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時18分 休憩

午後1時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

今回は1つ、スクールカウンセラーと宗教・虐待への対応、児童相談所との連携について、2つ、JR・名鉄弥富駅自由通路事業の住民投票と事業見直しについて、以上2点について質問させていただきたいと思います。

まず1つ目、スクールカウンセラーと宗教・虐待への対応、児童相談所との連携についてでございます。

まず、おとしの11月、弥富市の中学校において痛ましい事件がありまして、そこからカウンセラーの重要性を再三、こうした議会においても質問させていただいておりました。その重要性もしっかりと感じていただいたおかげで、市長においても、さきの選挙公約においてスクールカウンセラーを充実させていくと。今年度の予算にも、補正予算でありましたけれども、反映されているような傾向があります。そういった分においては大変評価をいたします。

そこで、ただ、今、注目が集まっているこのスクールカウンセラー、そして今の注目が集まっている宗教問題、あるいは虐待問題と、この対応も絡めていきたいという思いでございます。

昨年7月8日、安倍元総理が銃撃されるという痛ましい事件が起きました。しかし、同時にこの容疑者である山上氏の犯行動機となった旧統一教会に注目が集まり、国民の誰もが知

ることとなりました。この旧統一教会と政治の癒着をはじめ、今なお続く被害と苦しめられた被害者、その手口などが明るみになり、政治と宗教の癒着を断ち切ることはもちろん当然のことながら、被害を拡大させないために国会でも様々な議論がなされ、被害者救済新法と呼ばれるものが制定されました。

しかし、この被害者救済新法は不十分なものとなり、被害者2世で声を上げている小川さゆりさんは、被害者救済法は、あくまでも献金問題を解決しようとするものであり、問題はそれだけでは全くないと、法案の最大の積み残しの課題、子供の被害が現実的に全く救済できていないことだと言っています。

また、旧統一教会や、あるいはエホバの証人などの信者を親に持つ、いわゆる宗教2世たちが、子供の権利と安全を守るとし、宗教2世問題ネットワークを設立いたしました。私は、この活動に賛同するとともに、この地方議会においてもでき得ることを行っていきたいというふうに思っています。実態的に被害を防ぐためには、この地方議会の在り方が、その姿勢が重要だと思っています。

こうした宗教被害に遭っている子供たちを救っていきたい、守っていきたいと思い、以下質問させていただきたいと思います。

この宗教による被害というものが、小さな子供であると気づきにくいというふうに思っています。生まれてから過ごすのは家庭であり、その家庭で当たり前に行われていたり、その周りの信者とも交流もあり、同じようなことをしていたら気づきにくいというふうに思います。また、その教義や世界観を意図的に連続して押しつけることで、SOSを封じ込めてしまう点が大きな問題だというふうに感じております。

そこを解消していくには、外部的に、客観的に見られる人が必要だと思います。その点では、学校におけるスクールカウンセラーに期待していきたいというふうに思っています。昨年の10月6日付で文科省のほうからも、相談体制を充実させるという通達が出ているかと思っています。

そこで、まず確認しておきたいのが、市長、この間の選挙で掲げていた公約の一つであるスクールカウンセラーの全小・中学校への常勤配置についてです。市長はどのようなスケジュールでこれを進めていこうと考えているのでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在、スクールカウンセラーの配置につきましては、中学校には週1回程度、また小学校には、児童数により違いますが、月2回から3回程度の配置をしているところでございます。

来年度は相談体制を充実させ、中学校には毎日相談できるよう配置し、これを拠点として小学校にも週1回から2回程度、巡回相談ができる体制を整備してまいります。



今後につきましては、相談体制の拡充に向け、スクールカウンセラーの配置の拡充に努めてまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 配置の拡充がされるということは大変望ましいというところでございます。ただ、1つ気になるところは、毎日相談できる体制、これはいいことなんですけれども、でも大事なものは、私が再三申し上げているのは、常勤・常駐体制だということを言いたいというふうに思っています。

というのは何かというと、やっぱり学校での様子、今日の朝の様子が何かおかしいぞと、こういう気づきや観察する、あるいは生徒を見守ると、こういう立場で相談体制に当たっていただきたい、それが私はスクールカウンセラーの役割だという大きな点だと思います。ぜひその辺りに配慮した配置にしてほしいというふうに思っているんです。

要は待っているだけの相談、これでは意味がないというふうに思っているんです。やはりスクールカウンセラー自身が生徒を観察しながら、今日この子、おかしいな、そういったところを大事にしていきたい、そのように思っておりますので、市長においては、そのことを配慮した形で、ぜひ配置に臨んでいただきたいと、そのように思っています。

さて、このスクールカウンセラーが宗教による悩みや家庭での虐待を発見した場合の対応は、どのように想定しているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） スクールカウンセラーには、児童・生徒、保護者、教職員の悩み事、心配事など、心の声を聞いていただいております。

御質問のように宗教による悩みや虐待などの相談を伺えば、内容によっては学校やスクールソーシャルワーカー、そして教育委員会と連携し、問題に対応しております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） もう一点、スクールカウンセラーと児童相談所との連携を強化していくことは考えられているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） スクールカウンセラーは、虐待やネグレクト等、相談内容によっては、学校、スクールソーシャルワーカー、そして教育委員会と連携し、児童相談所と共に問題に対応しております。

また、児童福祉法に規定された弥富市要保護児童対策地域協議会において定期的に、児童相談所、警察、市の関係部署に加え、スクールソーシャルワーカー、教育委員会と一緒に協議する協議会があり、引き続き連携をしてまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君）　そうしますと、スクールカウンセラーが発見した場合、学校や、あるいはスクールソーシャルワーカーに相談すると。スクールソーシャルワーカーが弥富市の要保護児童対策協議会に持ち込んで、こうした児童相談所や警察等、関係部署に連携を取りながら一緒に解決に当たっていくということだと思います。こうした連携をされているということなので、ぜひまた実態に伴った救済につなげられるように努力をお願いしたいというふうに思っています。

また、ぜひお願いしたいのは、緊急の場合にも対処できるよう、その場合を想定しながら支援につなげられるような協議を行っていただきたいと思いますので、重ねてお願いしておきます。

こうした宗教問題については、特に今の被害に遭った宗教2世の方たちが言っているのは、児童相談所に連絡しても、なかなか対応してもらえなかったというような実態がございますので、今後そのようなことがないように、相談体制の強化という形でお願いしていきたいと思えます。

さて、ただ、このスクールカウンセラーと、今、児童相談所の連携についてお答えいただいたんですが、連携としてはそのようにやっていただければいいんですけども、問題はスクールカウンセラーに相談したからといって、宗教問題の分野ではかなり複雑な対応が求められると思うんです。特に法律的な領域で阻まれることもあるんじゃないかというふうに感じております。

例えば信仰の自由だと言われますと、そこで止まってしまうんですね。しかし、同時に、子供の人権をないがしろにするような行為を信仰の自由だということで阻むわけにもいかないと思うんです。私は、その子供の人権をないがしろにするような行為は、信教の自由よりも優先させる必要があるというふうに感じています。

こうした対応は、スクールカウンセラーは法律の専門職ではないものですから、その対応にやはり苦勞されるというふうに思うわけでございます。スクールカウンセラーの役割は、主に心のケアを行う専門職です。法律的な分野では困難に陥ることもあると思えます。

そこで、スクールカウンセラーの配置とともにスクールロイヤー、弁護士ですよね、これの配置をしてはどうかというふうに思えます。これは常駐・常勤という体制ではありませんけれども、イメージとしては、スクールカウンセラーがそうした発見をします。そして、学校や児童相談所、そしてスクールロイヤーに相談する。そして、それぞれの分野において解決を図っていくと。こうしたイメージで、スクールカウンセラーは心のケアを、児童相談所は子供の保護を、スクールロイヤーは法的な見地からアドバイスをといった具合に、それぞれの分野を生かして子供たちを救う方法を導き出すことが重要だというふうに思っています。

そこで着目していきたいのが、これまた市長の公約でもあった「なんでも相談窓口」です。

まず、確認していきたいのは、この窓口の設置はどこに、そしてその窓口を置くスケジュールはどのように考えているのでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 来年度、十四山支所へ職員〇Ｂを配置する予定でございます。その後、準備を整い次第、広報、ホームページで周知をする予定でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○２番（那須英二君） 来年度、十四山支所にこの「なんでも相談窓口」が配置されるということでした。

この相談窓口で、宗教や虐待による相談についても対応してもらえるのかどうか。というよりも、対応してほしいと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 今回設置予定の「なんでも相談窓口」は、一人で悩みを抱え込み心を痛めることのないよう、多種多様な困り事の相談をお聞きし、担当部署へおつなぎすることを考えております。簡易な相談であれば、担当部署へつなぐまでもなく、そこで解決することもあります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○２番（那須英二君） 一人で悩みを抱えるというのは、まさに私は宗教２世の問題についても当てはまるカテゴリーだと思うんです。学校に行っている子は、そうしたスクールカウンセラーに気づいてもらうという形でやってもらうということはいいいんですけれども、じゃあ学校に通ってない人はどうするんだというところに対して、一人で悩んでいる人だっていると思うんです。そうしたときに、こうした「なんでも相談窓口」に聞きに来てくれと、相談しに来てくれというところが開いているということは、大きな心強い味方になるのかなというふうに思っておりますので、ぜひそうした対応もできるようにしていただければいいと思います。

ただ、先ほど部長が言われたように、軽いものであれば、その場で相談、解決できるかと思うんです。ところが、この宗教問題に対しては、そんな軽いものじゃないですね。なので、ここはやっぱり、私はここにもスクールロイヤーによるアドバイスが、あるいは弁護士によるアドバイスが必要だと思うわけでございます。

保護者の信教の自由と子供の基本的人権の確保、これは法的専門家でないに対応できないんじゃないかというふうに思います。また、昨今のいじめ問題についても、子供たちの人権教育により一層となるわけです。よりよい社会の構築と先進国としての高度な人権感覚を子供のうちから養うためにも、ぜひ全国に先駆けて、このスクールロイヤーの配置を前向きに検討していただきたいと思いますが、市長、どうでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 現在、保護者や学校が抱える一時的な法律相談等につきましては、県教育委員会が各教育事務所に配置したスクールロイヤーに相談しており、市単独でのスクールロイヤーの配置は考えてはいないところでございます。今後も県と連携して対応してまいりたいと思います。以上です。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、県がロイヤーさんを配置しておりますから、そこに相談していくんだということでございますけれども、県で行うと、やはり広域になってしまうので、相談するのにも結構遠い状態になるかと思うんですよね。ただ、私としては、県のロイヤーさんもそうなんですが、例えば市の顧問弁護士等も含めて、こうした相談ができないかというふうに思うわけでございますので、ぜひそういったことも踏まえながら、市長、検討していただきたいというふうに思っています。

さて、冒頭申し上げたように、今なお被害者であった宗教2世の人たちは、自分と同じような苦しみをこれからの子供たちには与えたくない、させたくない、この思いで頑張られておると思います。被害者救済法では救えない実態が幾つも明るみに出てきています。高額献金によって生活が苦しくなる。これは親による虐待ではなく、宗教による虐待です。生まれながらに信者扱いで、基本的人権が侵害されています。しつけと称し、この時代に裸にして強い力でむちで打つ。信仰上の理由により、学校行事に参加できない、あるいは輸血できない。まだ自分の意思がはっきりしない幼少期から植え付けられているものであって、それはその子供の人権を信教の自由に逆に奪われているものだと思いますし、あってはならないことだというふうに感じています。

これでもまだ被害者たちの苦しみの一部であり、本当に苦しいのは、本来であれば無条件で愛されるべき親を信用できない状態に置かれ、周りの人たちからも白い目で見られる、安全地帯がない、そんな状態で育っていく環境だというふうに思っています。

その上で、献金による貧困、将来の夢など持てない、そんな現実、こうした子供たちを何とか救える環境を整えていくのが、そうした安全地帯をつくってあげるのが、私は政治の役割ではないかというふうに思っています。ぜひ前向きな検討をして、最後に市長の考え、被害者たちへのメッセージをお聞かせ、お願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま那須議員からの質問に対しましては、答弁については差し控えさせていただきますと思っております。

ただ、本市では、先ほども総務部長からお答えをさせていただきました、私の公約でもあります「なんでも相談窓口」、これは来年度、準備が出来次第設置してまいります。以上で

ございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 大変残念な答えでございます。私は市長に対しては、今、困っていたら何でも相談してくれと、こういう強い意志を発していただきたいなというふうに思っていたわけですが、答弁を控えるということでございます。それは様々な配慮があると思うんです。必要だとも思うんです。でも、それでもやっぱり被害に遭っている人たちを救いたい、そういう思いを発信していただきたいというふうに思っていました。

宗教2世の被害者というのは、気づきにくい状況に置かれているんです。実態とともに相談しづらい、人に言えないという苦しさを持っています。市長においては、ぜひ門戸を開いて、一人で悩まなくていいんだと、苦しさを打ち明けてほしいんだと、何としても俺が救ってやると、こういう気概を持って、より相談しやすい対応を求めていきたいというふうに思っていました。ぜひそれを市長の言葉から発信していただきたいかったわけですが、様々な理由を考慮して、それはメディア等も今、こうした問題に対しては敏感ですよ。そういうところも考えながら、多分言葉を差し控えたんだと思うんですけれども、でもやはり助けない、何としても俺が救ってやると、そういう気持ちを発信していただきたいかったというふうに思っています。

ぜひ、これを聞いている人たち、本当に相談があれば、今開設する「なんでも相談窓口」、あるいは市長等も含めて、各こうした頼れる大人に相談していただきたいと、そのように思っています。

さて、次の課題に移ります。

2点目、JR・名鉄弥富駅自由通路事業の住民投票と事業見直しについてでございます。

今議会始まる前の全員協議会の中で、若干の工事設計の見直しが行われました。金額は示されておりませんが、そこまで負担が軽くなるものではないというふうに思っています。

11月に行われた市長選挙では、約1,200票差ということで僅差でございました。600票が入れ替われば、それは危ういものだということだと思います。しかも、今の現職である安藤市長においては、現職の市議会議員のほとんどの人たちが応援するという体制であり、現職という有利な状況でございました。ここまで激戦であったのは、やはりこのJR・名鉄弥富駅の自由通路事業への態度も大きく影響しているものだというふうに感じています。

対立候補であった横井氏は、この自由通路事業の住民投票を掲げて戦っておりました。ここには、市民の声を聞かずに進めてきてしまった、この自由通路事業に対する疑問の声が噴き出してきているものだというふうに思います。

こうした中で強硬的にこの事業を進めていくのは、やはり間違っているんじゃないかとい

うふうに感じています。市は、しきりに「市民の望んでいる」と言いますが、望んでいない市民も多数いるということではないでしょうか。市民とのわだかまりを残さないためにも、いま一度フラットな気持ちで市民の声を聞く住民投票を行った上で進めるべきだというふうに思います。

本当に市民が望んでいるとすれば、それはわだかまりも残しませんし、逆に望んでいないということがはっきりすれば、白紙に戻して考え直すべきではないでしょうか。費用的な部分でいえば、県知事選挙や県会議員選挙に合わせれば、その分費用も抑えられると思っておりますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） まず、昨年11月20日執行の弥富市長選挙におきまして、議員がどう分析されたかは分かりませんが、8,656票という貴い票をいただき当選をさせていただいたところでございます。その中での公約の一つ一つを議員各位と協力しながら推進をしてまいります。どうぞ御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業に関する住民投票の実施につきましては、これまでの議会の一般質問においても御答弁をしておりますとおり、この事業は第2次弥富市総合計画の主要施策に掲げ、本市の積年の課題である鉄道で分断された南北地区の分断解消、駅東西踏切の歩行者・自転車等の安全確保、高齢者・障がい者等の利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備を目的に、市の方針として整備を進めているものでございます。

また、事業の実施に伴う工事協定等の締結につきましては、議会に上程し、議決をいただいております。

このようなことから、J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業に関する住民投票を実施する考えはございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 総合計画に関する部分に関しては、また後で質問させていただきたいと思いますが、現状、その前に仮に今年度の工事設計が終了したとして仮定すると、現時点での予算は幾らになるのでしょうか。

また、白紙撤回した場合、J Rには2倍の違約金を支払うとしておりますが、現時点で止めた場合、これは幾らの違約金になるのでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 自由通路及び橋上駅舎の詳細設計につきましては、現在、J R東海により実施中でございますので、現時点での工事費につきましてはお示しすることができません。

また、白紙撤回した場合の損害賠償の金額につきましては、白紙撤回する予定もないことからＪＲ東海に確認しておりませんので、お答えすることはできません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○２番（那須英二君） 現状不明ということなので、２倍にしたって分からないという答えになるというふうに思いますけれども、そもそもこんな２倍の違約金ということ自体が、私はおかしいんじゃないかというふうに思っています。こんなに不平等な条件というのを無効にできるんじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 損害の負担につきましては、協定書に明記されておりますので、一方的に無効にすることはできません。

また、この２倍の損害賠償額につきましては、双方に適用されるものですので、不平等だとは考えておりません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○２番（那須英二君） もともとこの協定書を結ぶ段階、議会に示された協定書の案の中には、この２倍になるという項目は一切ございませんでした。そして、説明もなく勝手に協定を結んできたのが今の市役所の行政の態度でございました。いつの間にやら２倍というふうになっておりました。

この質問については、前回、佐藤仁志議員も質問しておりましたけれども、こうした態度ですよ、そもそもが。おかしいんじゃないかというふうに思うわけでございますけれども、それはさておき質問を進めていきますけれども、もともとこの２倍の協定というのは、そういった状況の下で結ばれたものだということをしっかりと自覚していただきたいというふうに思います。

今の事業費４６億円というのは、急激に物価高騰する前の試算でありましたが、実際に４６億円の総工費はさらに大きく値上がりするんじゃないかというふうに思っています。現段階で工事費が跳ね上がるといった試算はしているのでしょうか。もししているとすれば、幾らほどになるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 物価高騰につきましては、ウクライナ情勢や急激な円安進行による原材料費への影響等により、建設工事費にも影響が出る可能性があることは認識しております。

先ほども御答弁申し上げましたとおり、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業に係る工事費につきましては、現在、ＪＲ東海により詳細設計を進めておりますので、その詳細設計の中で現在の資材価格等を反映させ、工事費を算出してまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） 現段階では分からないということではなかったですか。確認です。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） 現段階では本当に幾らになるか分からないと。かなり影響するというふうに思っています。下手したら1.5倍近くになりかねないというような事業になるんじゃないかというふうにまで危機感を覚えておりますけれども、それでもやるんかというふうに私は考えているんですけれども、その議論に関しては、また後で行っていきたいと思います。まだ金額が確定しておりませんので、そこで言うていくのはちょっとおかしいんじゃないかなと思っていますので、この場では控えますけど、やはり大きく、こうした工事費も上がっていくものだと思うんです。それは下手したら何億単位、何十億単位という可能性だってあるわけですよ。そこに市民の税金を投入していくわけですから、やはりそれは立ち止まることも私は必要だというふうに思っています。

さて、先ほど総合計画で策定しているということではございましたが、もともと市が、この事業を進めるに当たっての根拠として、総合計画を策定する前に取ったアンケートで駅前周辺整備の項目が多かったことだというふうにしてしています。しかし、それは決して自由通路による解消ではなく、東西踏切と、その周辺の危険性によるものだと思います。

現に今、自由通路は要らないとする人たちは、踏切の歩道や前後の道路を拡幅したほうがよいとする人たちが大半です。にもかかわらず、勝手に駅前周辺整備を自由通路事業に置き換えてしまった内部検討こそ、初めのボタンの掛け違いであつたんじゃないかというふうに思っております。

さらには、なぜか自由通路事業と踏切問題は同時に議論しないという謎の約束をしてしまって、踏切の問題は放置されたままになっています。しかし、現状を見ても大変危険な状態に変わりがなく、仮に自由通路ができたとしても、この危険な状態は解消されるものではありません。

また、私たち任意の4人の議員が愛知県庁に行って、鉄道課に行って確認したところ、踏切の歩道設置はペナルティーなく行うことができるということではございました。であれば、再度交渉の土台に、この踏切歩道の設置、特に今、警備員を朝夕置いている西側踏切、これに対して歩道設置を求めていく必要があると思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） これまでの一般質問等でもお答えしておりますとおり、踏切内の歩道設置や踏切道拡幅には、その踏切につながる前後の道路の拡幅が必要であり、それ



を整備するためには面的な整備が必要になります。これまでも踏切道拡幅を中心とした道路整備を優先的に検討しましたが、用地買収や移転補償に係る関係者の合意形成の課題、残地や代替地の課題等から事業化には至っておりません。このような状況の中、事業の整備効果の発現が早く、踏切横断交通量の減少に寄与し、周辺交通の安全性と利便性が向上する自由通路整備事業を進めております。

また、踏切道拡幅につきましては、現在、近鉄弥富駅とＪＲ・名鉄弥富駅との間の地区で検討しております弥富駅周辺地区まちづくりの中で、駅周辺のバリアフリー化を図りながら、安全性・利便性の高い駅前空間の形成を推進していき、連鎖的な整備の中で最終的には踏切道拡幅につなげていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○２番（那須英二君） 面的な整備が必要になってくると。要は前後の歩道が設置されなければ、この踏切歩道は設置されないということでしょうけれども、その面的整備が終わった段階で、この踏切歩道についても検討していくということでございましたけれども、ただ、今の計画では、先ほど三浦議員もスケジュールを示されておりましたけれども、答弁にスケジュールがあったんですけれども、令和10年以降にこの面的整備を行っていくと言っております。その令和10年以降の面的整備の中にも、この西側踏切の範囲は含まれていないんですよ。知っていますよね、当然自分のところでやっているわけですから。

こういう状態の中で、じゃあいつやるんだと、そういう話ですよ。何十年先になるんですかと。それまでこの危険な状態を放置していくんでしょうかということになるわけですよ。じゃないでしょうと。今やるべきことは、今の計画をする前に、南側の面的整備を優先する、駅前周辺整備を先に行うことが私は必要だと思っています。そして、そうした整備の中において、この踏切道の拡幅、歩道の設置を行うことで、逆に言えば自由通路事業は必要ないんじゃないかということになるわけですよ。

今この自由通路事業にお金を使ってしまえば、そっちのお金というのはなかなか捻出することができないんじゃないですか。そういったことも踏まえて優先順位を考えていただきたいと、そのように思っています。

また、もう一つ、市民の多くが、特にこの駅周辺にいる方々として、この周辺整備を行おうとしている方が言っているのが、全体像が見えてこないという点にあると思うんです。一応、この駅周辺整備の中にも小さな範囲での計画がございます。しかし、あまりに小ぢんまりとしておって、これでは何もならないんじゃないかというような疑問の声も出ています。ＪＲと名鉄に挟まれた区域を全体的に一体のものとして考えて全体的に整備していく計画こそ、立てるべきだと言われている。

私もそのように思っています。ぶつ切りで区切った区画の計画ではなく、以前、横井氏の

表現を借りるなら、パッチワークの計画ではなく、全体像を描いて進めていく必要があると思います。ぶつ切りのこうした構想では、やはり途中途中で無理が生じて、流れも不格好なものになってしまうおそれがあります。

この駅周辺整備の計画も、もっと全体像を考えた上での計画に見直す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 弥富駅周辺のまちづくりにつきましては、これまでも東西踏切を含む大きな範囲でのまちづくりを検討いたしましたが、多くの地権者の合意形成が必要であり、事業化には至りませんでした。

このような状況の中、まずは弥富駅中央駅前広場を中心とした、より現実的な範囲での整備を進め、連鎖的に整備範囲を東西方向に広げ、最終的には踏切道の拡幅につなげていきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 駅周辺の整備が重要なポイントだというのであれば、私は行き当たりばったりのような、そんな計画ではなくて、全体を含めた計画にすべきだというふうに思っています。

また、先ほど言ったように、自由通路事業で莫大な金額の負担をすることになれば、この周辺整備の計画は一向にその予算が捻出できなくなるのではないかというふうに危惧しております。西側踏切の南側は空き地もちろほらあって、古い家並みも残っています。ある意味では、私は今が最大のチャンスだと考えています。

同時に、今、車新田の区画整理、市街地化に向けて進められているので、この駅周辺整備における代替地の候補としても最適な状況にあります。だからこそ、自由通路事業で莫大なお金をここにかけている場合ではないというふうに思うわけです。

逆に、より市民の理解が得られるよう、計画の大幅な見直しが必要かと思います。駅整備に関しては鉄道事業者に任せて、駅周辺の、特に南側安全対策として駅周辺整備をしっかりと整えていく、この計画こそが必要だと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富駅周辺のまちづくりにつきましては、まずは現在進めております自由通路北口駅前広場等の整備によって東西踏切の安全を確保するとともに、バリアフリーに配慮した交通結節点を整備し、その後、弥富駅中央駅前広場を中心とした近鉄弥富駅とＪＲ弥富駅の間の地区の整備、さらには東西踏切道の拡幅等を含めた一体的なまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 市長、今言われたように、一体的な整備を考えているんだったら、やっぱりその全体像を示していくべきだと思うんです。その全体像の構想なくして、部分部分で今できるところからやっていくと、こういうやり方ではやっぱり不具合が出てくると思うんですよね。だから、全体像を示してほしいと再三言っているわけで、ぜひ一体的に考えるのであれば、まずは全体像を描きながら、このまちづくり、本当に市民に交流できるような空間、弥富市が発展するような空間にしていくんだということを踏まえながらやっていただきたいと思いますし、ただ、そうした中で私は一番今足かせになっていくのは、この自由通路事業だと思うんです。逆に言えば、こっちの南側の整備ができてれば、自由通路は要らないんですよ。そこを私は考えていくべきだと思うんです。1億、2億と、そういう金額だったら分かりますよ。でも、違うんですよ。40億、下手したらそれが増えて50億、60億と膨らんでいくわけですよ。こんな財源をここで使っていたら、周辺整備はできなくなっちゃうんですよ。

だから、逆に言えば、そっちが遅れていくようなことはあつてはならないと思うわけでございますので、その辺はやっぱりもう一度考え直していく必要があると思うんです。ただ、現状、進行しておりますので、なかなか引き下がることはできないというふうに思っていますけれども、ただここで市民の方との、そういったわだかまりが残らないようにしていくためには、もっともっと市民の声を聞いていく必要もあると思いますので、ぜひその部分を含めて考えていただきたいと思います。

平行線で残念ですけれども、質問としてはこの程度に終わらせていただきます。以上です。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後2時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時10分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、弥富市教育委員会の今後を新教育長に聞くと題しまして伺ってまいります。

それでは、このたび令和4年10月1日付で御就任されました高山典彦新教育長、御就任おめでとうございます。

高山教育長には、火中の栗を拾っていただくことを前提としての御就任となり、誠に申し訳ない気持ちでいっぱいであるとともに、期待値はマックスであります。しかし、就任要請

に、現在の教育委員会が抱える問題と課題も含まれた形での要請であったことが推測されます。特に今の教育委員会で十四山中学校の問題、小規模校統廃合問題が大きな課題であり、最優先事項であります。

まずは、教育長就任に当たっての意気込みと教育長の将来展望を伺います。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 議員各位におかれましては、日頃より教育行政に御支援と御協力をいただいていますこと、まずもってお礼申し上げます。

議会の承認を経て10月にこの任に就いたところでございますが、お話をいただいたときに真っ先に思ったことは御恩返しでございます。今でこそ弥富を離れて住んでいますが、生まれ育った弥富、そして教員生活の最後を校長として務めた弥富に、みたび身を置くことができることを大変うれしく思っております。その間、私は地域の方々に数え切れないほどの御支援をいただきました。そして、定年退職をして外から弥富というまちを見たときに、その持つ豊かさ、優しさ、温かさを実感し、御恩返しをしなくてはという気持ちを強く持ちました。

教育長になった今、今度は教育行政の諸活動を通して、地域の方々の思いを酌み取りながら、物心両面でサポートをしていきたいと考えております。そうすることで、弥富に関わった全ての人が弥富を愛し、弥富に根を生やし、次の世代を支援する側に回るような取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 次に、教育長の考えられる教育委員会の在り方と責任について見解を求めます。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 教育委員会は、様々な法令によってその目的や職務内容が示されておりますが、それらを当然踏まえた上で、私は現場を大切にしていきたいと考えております。その現場には子供たちがいます。教職員がいます。生涯学習においては様々な団体や利用される方々が見えます。そこで行われている諸活動をしっかり自分の目で見て、現場の声を聞いたりして、よりよいものになるよう取り組んでまいりたいと思っております。

とはいえ、私の体は一つしかございませんので、皆様方からいただく声も大事な情報でございます。よろしくお願いをいたします。

これらの所管事項における最終的な責任は教育委員会にあると考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、高山教育長から就任に当たっての意気込みと教育長として将来展望、そして教育委員会の在り方と責任について伺いましたので、このことを踏まえ、中

項目として2点、順次伺ってまいります。

まず、中項目1点目、十四山中学校問題について伺っていきます。

十四山中学校の問題を分析すると、2つに分かれると思います。1つ目は、殺傷事件についての刑事事件で、令和4年3月に加害者の少年を名古屋家庭裁判所は少年院に送致と決めた司法の事案。2つ目として、事件に至るまでの過程で防ぐことができなかったのか、なぜ気づいてあげることができなかったのかという点を教育委員会が問われています。

残念ですが、マスコミ等の報道は、この2つを区別なく取り扱ってしまったことにより複雑になってしまった感がありますので、議会では適切に事を区別し、2つ目の教育委員会が問われている件を扱っていきたいと思います。

2つ目の教育委員会の問われている件は、早い段階で第三者委員会に委ねられ、令和4年11月に教育委員会に報告書が提出され、概要がマスコミで報道されました。また、詳細については、被害者遺族と相談して対応すると報告されています。

そこで、教育委員会は第三者委員会からの指摘や提言を受け、取り組んだこと、報告書を受けて今後取り組むことの予定を言える範囲でお答えください。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 11月7日に第三者委員会から、11回の委員会と3日間の関係者へのヒアリングを基に、全47ページの調査報告書をまとめていただき、再発防止に向けた提言を受けました。

その中で、スクールカウンセラーの配置や、教員が生徒の性格・特性を理解するスキルの構築、教員間の情報共有の強化などの指摘がありました。

これまで教育委員会では、カウンセリング回数の拡充による心の支援、スクールソーシャルワーカーの配置による家庭環境への支援を行ってまいりました。今後は、さらなるカウンセラーの配置の充実と特別な支援を要する子に特化した特別支援教育コンダクターを配置し、特性のある子への気づきを増やすこと、教員のスキル向上等に取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、教育委員会の答弁をお聞きになって、市の責任としてどのように関わり協力をしていかれるのか、具体的な方針を市長に伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市におきましては、重大事態が発生したことを重く受け止めまして、生徒の心理的なサポートを第一に、今後このようなことが起きないように、スクールカウンセラーの配置の充実、特別支援教育コンダクターの配置などの対策を講じてまいります。

また、教育委員会、学校と情報を共有していく必要がありますので、総合教育会議や教育懇談会など、あらゆる場面で教育委員会と緊密に連携してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 次に、先ほど那須議員の質問の中にもありましたが、スクールカウンセラーの小・中全校の配置現状と新年度からの予定を伺います。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 現在、スクールカウンセラーの配置については、中学校には週1回程度、また小学校には、児童数により違いがございますが、月2回から3回程度の配置をしております。

来年度は相談体制を充実させ、中学校には毎日相談できるよう配置し、これを拠点として小学校にも週1回から2回程度、巡回相談ができる体制を整備してまいります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） スクールカウンセラーについて今答弁いただきましたが、実際に、先ほどの質問とかぶる部分はありますが、市長の公約でもある中・小全校配置には人材不足が大きな要因として難しいことは理解します。

そこで、当市の採用基準について確認しますが、当市の採用基準では資格を有する者に限るとされていると理解していますが、間違いないか。また、どのような資格が必要であるか、伺います。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 児童・生徒、保護者、教職員の心の声を聞くスクールカウンセラーについては、公認心理士、臨床心理士の資格を有している方をお願いをしております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 実際に有資格者は不足しており、現段階での市長公約である小・中学校全校配置は現実的に不可能であることになってしまいます。児童・生徒ファーストで考えるならば、有資格者でなくてもできることはあると考えます。

そこで市長に提案することは、有資格者が採用できるまで例外を認め、現状のスクールカウンセラーが中心となり指導する下で、元教師、元医師・看護師などの実務経験者に協力をいただくチームをつくり、子供たちに寄り添うことは可能でないかと考えますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 有資格者の確保は簡単ではないのが現状でございます。しかしながら、スクールカウンセラーはカウンセリングのみならず、発達検査や子供たちの行動観察、教員へ指導・助言等の業務を考慮し、現在、教育委員会では一定の資格者をお願いをし、有資格者の確保に努めております。本市といたしましても、これを支援してまいりたいと思います。

ただ、高橋議員に御提案いただいたとおり、大変確保が難しいというのが現状でございます。

すものですから、違った形でスクールカウンセラーの採用についても、また検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、教育委員会と市長から答弁いただきましたが、近年の子供たちを取り巻く環境は複雑で多様化しており、なおかつ家庭環境も核家族化によることで弊害も多く、浮き彫りになってきております。弥富市の宝であり、国の宝である子供を守るためにも、予定はできるだけ早く確実に実施していただき、今回のような痛ましい事件が二度と起こらないよう、重ねて教育委員会及び市長に切にお願いいたします。

次に、中項目2点目、小・中学校小規模校統廃合について伺います。

高山教育長は、小規模校統廃合問題全体をどのように捉えられているのか、お聞かせください。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お答えします。

学校は、地域の文化・コミュニティの中心だとかねがね思っております。できることであれば残し、その子供たちはもちろん、地域の方々が集ってほしいと思っておりますが、少子化、児童・生徒数の減少という中で、学校で行われる教育活動に様々な課題が生じていることは否定できません。

人の考え方、価値観が多様化していく中、近い将来、その社会の中でたくましく生きていく力を持った子供たちを育てるには、やはり早い段階でそういう機会を多く設けることが必要だと考えます。

再編することで感じる不安やコミュニティの変化等、マイナス材料があることは十分承知をしております。様々な話合いの中でいただく声に耳を傾け、それらに丁寧に対応することで、それを最小限にするよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 中学校の統廃合問題については、弥富中学校と十四山中学校の統廃合はある程度明確に示されてきています。

確認ですが、令和7年4月からの2校の統廃合に向けた準備がなされ、同時に市内中学校の制服の見直しの準備も進んでいるとお聞きしていますが、間違いはないでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 十四山中学校の弥富中学校への編入については、令和7年4月をお示ししているところでございます。

また、中学校の制服の見直しにつきましては、現在の詰め襟、セーラー服に加える形で、機能性や活動のしやすさ、多様性への配慮から選択の幅を広げたいと考え、ブレザー、スラ

ックスタイプの制服について、令和6年4月の導入に向け、制服検討委員会を立ち上げ、進めているところでございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今回の統廃合を機に、以前から教育委員会には問合せをさせていただいている学生かばん等についても、市内小・中学校は同じ公立中学校なので統一すべきであると考えますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 学生かばんにつきましては、その費用もさることながら、重いということで、弥富中学校、十四山中学校で見直しの検討をしております。

十四山中学校は令和5年度入学生から、学生かばんの購入は、必ずしも購入するものとしてお願いをしております。

弥富中学校におきましては令和6年度入学生から、安価で軽量なものに変更されます。弥富北中学校のかばんを参考にはいたしました但、統一したものではございません。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 実際に弥富北中学校が学生かばんを試験的に廃止してから随分歳月がたっています。現在、何も問題なく継続されているということは、生徒にとって利便性がよいということだと理解した上で、弥富中学校、十四山中学校両校の生徒と保護者は不利益を強いられているということになりますので、日頃から教育委員会が言われている平等性を確保すべきであると考えます。

入学準備支援金等を給付する施策の前に、弥富北中学校に合わせれば、他の2校の保護者は余計な金銭負担が軽減になり、市内3中学校の平等性が確保されますので、令和5年度の新中学校1年生からでも早急に改善すべきだと考えますが、教育委員会の見解をお伺いします。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お答えします。

教育委員会から各中学校には一定の考えを示しており、各学校において安全性や機能性、保護者の負担への配慮等の観点から、生徒、保護者、学校がしっかりと協議して判断していただきたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 学生かばんは学校指定で2万円前後しますもので、なくて済むのであれば、ないほうが保護者の金銭負担と市内中学校間での不公平感はなくなることは疑う余地もありません。私は逆に、なぜ今まで放置されていたのか不思議で仕方ありません。現実的に学生かばんの廃止はすぐにできる即効性のある言わば支援策だと思いますが、市長の見



解はいかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども教育長から御答弁をさせていただきましたが、学生かばんにつきましては、十四山中学校は来年度からは必ずしも用意をしていただくものでないことを入学説明会でお伝えをしております。

また、弥富中学校におきましては、生徒、保護者の意見を取り入れ、時代に合わせた形で令和6年度の見直しに向け、検討を始めております。

いずれにいたしましても、教育委員会がしっかりとした考えを示し、生徒、保護者、そして学校間で協議をし、判断していただきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 市長が公約で掲げてみえる中学校への進学に際し、入学お祝い準備金5万円を支給する政策ですが、この政策のために本来予定されていた事業が先送りになったり、ほかでの予算が削減されては本末転倒であります。現実的に可能なのか、市長に答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 令和5年度中学校入学者から入学お祝い金を支給することは、さきの選挙において公約として市民の皆様にお約束をまいりました。必要な事業は、その事業効果や緊急性、重要性の観点から、優先順位をつけて実施をまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） いろいろと前向きな策を打っていただくことは大切ではありますが、足元から見直すことで経費をかけずに即効性のある支援ができることがあると思いますので、統廃合という機会を絶対に逃さず、調査と検討を早急にしていただきたいと考えますが、教育長の見解をお伺いします。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） 議員御指摘のとおり、再編はこれまでの慣習などを見直すよい機会だと考えております。この機会を逃さず対応するため、児童・生徒、保護者の声を聞くことに努めてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 続いて、小規模小学校統廃合について伺います。

小規模小学校の統廃合については、教育長の母校でもある栄南小学校、そして大藤小学校、十四山東部・西部小学校の4校が対象となっております。実際に小学校の統廃合が進むことは、間違いなく5校がなくなるという卒業生の気持ちと、統廃合事業を進めていく責任者の立場との双方の気持ちが教育長は理解できると思います。

そこで、今の率直な教育長の気持ちを伺えますでしょうか。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、母校がなくなることが寂しくないと言えば、うそになります。しかし、建物はなくなりましたが、そこで過ごした時間はずっと心の中に残っております。そして、当時の同級生とは今でも親交があります。

また、旧弥富中学校は日の出小学校となり、そこからは子供たちの元気な声が聞こえてきますし、高校の母校、蟹江高校は、希望の丘広場として地域防災に貢献しています。母校がそのように活用されていることは、寂しさを越えて、むしろ誇らしくもあります。ちなみに、これで栄南小学校がなくなると、私がたどった道の学校は全てなくなるという、そういうこととなりますが、その6年間、同じクラスメートと過ごした私は、中学生になり、初めてクラス替えをするというわくわくとした気持ちで、いつもより早く登校したことを今でも鮮明に覚えております。

しかし、社会情勢が変わり、児童・生徒数が減少する中、子供たちに生きる力を身につけさせるには、小規模小学校の再編を進める必要があると考えております。中には不安感を抱く子どもも多くいることでしょう。また、環境変化になじみにくい子どももいることでしょう。そういう気持ちに寄り添い、少しでもその気持ちが和らぐよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 教育委員会が示している指針では、令和10年度の統合小学校開校を目標にし、現在、各4小学校区にアンケート、地域説明会を行うとされています。以前の一般質問でも問いましたが、明確な答弁はいただけませんでした。しかし、令和10年度を目標としているのであれば、あと5年しか時間はありません。現状、4校を1校にするだけ決定しているだけで、具体案すら示されていませんので、いいかげんはぐらかした答弁はやめていただきたいと思います。なぜなら、対象校区の子供やその家族等が準備する時間が必要であると考えますので、特にここからの答弁は、このことも踏まえて答弁をお願いしたいと思います。

それでは、いつ統合小学校を開校させる予定なのか、教育委員会の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 大藤小学校、栄南小学校、十四山東部小学校、十四山西部小学校の小規模4小学校の再編については、令和10年4月を目途にしているところでございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 現状の4校のうち1校を活用するのか、4校のどこかの場所に新

設するのか、全く新たな場所に新設するのか、教育委員会の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 現在、居住地分布及び防災拠点、まちづくり、将来負担等を考え、設置場所及び方法について検討しております。次の3月議会でお示しできればと考えております。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、教育委員会に当該市民が求めていることは、現実的なタイムスケジュールを早急に示してほしいということであると思いますので、弥富市教育委員会としての見解を求めます。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） お答えいたします。

先ほど部長も申し上げましたとおり、小学校の再編につきましては、令和5年3月を目途にお伝えできるよう検討を進めております。

再編については、児童、保護者、地域の方々にとって大きな関心事でございますから、丁寧に説明をしながら進めさせていただきます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今答弁の中で3月議会であるということでおっしゃっていただきましたので、3月議会にはタイムスケジュールが明確に示されるものと信じて、次の質問に移ります。

現在、対象4校区の議員が私を含め5名在籍しておりますが、ぜひ検討委員会や地元説明会などの場に積極的に参加させていただくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 小学校の再編につきましては、学校だけでなく、児童クラブ及び避難場所、跡地利用等について計画的かつ、よりよく学校の再編を推進するため、関係部署の連携により具体的事項について検討及び協議をしております。

今後、議員の皆様に様々な事柄を御相談し、協議していただくことが出てまいります。また、具体的な案がお示しできるようになりましたら、地域住民の方々にも説明していくこととしておりますので、また御協力のほうをいただきたいと思います。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 小学校統廃合について、教育委員会から様々な答弁を一緒にお聞きになった上で、弥富市を預かる市長としての見解を求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 小学校の再編につきましては、これまで関係者等に説明をしながら進めさせていただいております。これからも教育委員会において、保護者、地域の方々の声を

大切に進めていただきます。本市といたしましては、教育委員会と緊密に連携をし、小学校の再編を進めてまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 小規模小学校4校区住民からすると、小学校統廃合に伴う基本的な議論及び指針が公表されていませので、今回、関連して伺います。

現在、小学校区単位で基本コミュニティ形成がされておりますが、小規模小学校4校の統廃合に伴うコミュニティ形成をどのようにされていくつもりなのか、答弁を伺います。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） それぞれの学区、地域には依然と代々住んでいる家や土地があり、そこで暮らす人のつながりで組織する自治会や町内会の組織もあることから、それらの組織をベースとして、現在のエリア、枠組みでコミュニティ推進協議会を継続してまいります。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今、答弁のとおり、現在のコミュニティ形成を維持していくことが理想であり、維持すべきだと私も考えます。

同時に、廃校となる小学校の校舎・跡地利用についても、統廃合に関する地域住民説明でしっかりと示していくべきと考えますが、市側の答弁を求めます。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 小学校の再編に向けて、施設や敷地の有効利用につきましても、担当部署を横断した作業部会で検討中でありますので、現在のところお示しすることはありません。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 当然、全てをセットで考えた上で市民に示し、理解を求めるべきであると考えます。廃校の校舎をリノベーションし、スタートアップ企業を誘致し貸し出すなど、全国自治体が努力をしております。小規模校統廃合問題は今に始まったことではありませんので、当然、行政として想定すべきであり、想定されているものと信じております。

コミュニティ形成と廃校後の校舎や跡地利用について、明確な回答を市長に求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今ある公共建築物を再編することにより、機能の集約化や効率化をし、少子化社会に対応した地域コミュニティの核となるような施設として魅力向上を図ってまいりたいと考えております。

コミュニティの形成につきましては、先ほど市民生活部長も答弁させていただいたように、現在のコミュニティ推進協議会の枠組みでの形が望ましいと考えております。

また、再編後の校舎や跡地利用につきましては、方向性が決まりましたらお示しをさせていただきます。議員からも何かいいアイデアがございましたら、御提案いただきたくお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 先ほどのJ R橋上化の質問をされていた議員がおっしゃっていた中でもありましたが、やっぱり市長として決まりましたらではなく、市長のお考え、理想の活用法を幾つか上げた上で、こういうふうにしていきたいということを具体的に説明していただかないと、なかなか想像することができないので、市長の考える理想的な活用法を幾つか具体的に使ってお示しいただけないでしょうか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 先ほど議員も言われましたが、スタートアップ企業の誘致、これはなかなか弥富では難しいかなとは思いますが、でも挑戦することは問題ないことだと思っておりますし、また農家レストラン等、ほかにも事例がありますものですから、他の先進事例を研究しながら廃校後の跡地利用につきましては考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 残された時間はありませんので、これから考えるというふうにおっしゃられましたので、早急に先進地を視察等いただきまして、意義ある跡地利用にしていきたいと思います。

今回、弥富市教育委員会の今後を新教育長に聞くと題して、高山新教育長を中心に伺ってまいりました。市内小・中学校では、こうしているときも問題・課題は日々山積していつていきますので、教育委員会は常に前面に立ち、児童・生徒の学力向上、精神面のサポートや教育の質の向上はもちろん、教師の質の向上と精神面のケアを含め、きめ細やかに取り組んでいくことと同時に、セットで進めるべき課題も今回伺いましたので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず教育長に今回の一般質問全体の総括を求めます。

○議長（平野広行君） 高山教育長。

○教育長（高山典彦君） まずもって、たくさんの御質問をいただき、そして私の答弁の機会を設定していただいたことに感謝申し上げます。教育委員会といたしましては、こういう場で説明していただくことが、とてもよい発信にもなっていくと思っておりますので、ありがたく存じております。

議員が冒頭に言われたとおり、教育委員会が直面する課題は大変多くありますが、その主役は子供たちであり、地域の方々だと思っております。その思いに寄り添いながら課題に向

き合っていきたいと思っております。

小規模小・中学校の再編についても、子供たちのよりよい教育環境の実現のために、子供たちや地域の方々と共に進め、教育長としての職責を果たしたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 最後に、教育委員会に対し、本市としての関わり方も含めた全体の総括を市長に求めます。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 教育委員会におけます広範にわたる中長期的な課題につきまして、総合教育会議や教育懇談会など、あらゆる場面で教育委員会と緊密に連携を図ってまいります。

また、未来の弥富を担う子供たちへの各施策につきましても、10年後、20年後の主役を育てるという自負を持ち、子供たちがスムーズに新しい教育環境でスタートできますよう配慮しながら事業を進めてまいります。以上でございます。

○議長（平野広行君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 結びに、今回、教育委員会に質問させていただきましたが、デリケートな問題であり、なおかつ先延ばしにはもうできない問題でありました。教育委員会、行政、そして市民から負託を受けた私たち議員も含めた責任のある問題でありますので、互いの立場は違いますが、切磋琢磨し、国の宝である子供たちの笑顔があふれるまちづくりに関係各位、尽力いただきますことを切にお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後3時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時56分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鈴木みどり議員。

○11番（鈴木みどり君） 11番 鈴木みどり。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、1点は視察から見たデマンド型交通、2点目は元気なまちづくりです。よろしくをお願いします。

日本では今、超高齢化時代に入っています。2020年では3,617万人と、人口数の約3割が高齢者です。これは過去最高と言われていますが、今後もこれを更新していくことになると考えられます。また、団塊の世代が後期高齢者に入ってくるため、高齢者問題は様々な分野

で考えていかないといけないと思います。

今回の一般質問では、高齢者の移動となる足、視察から学んだ新しい交通「チョイソコ」を含め、質問したいと思います。

本市は、東西約9キロメートル、南北が約15キロメートルと細長い地域です。中心部は北側に集中しています。ここ数年、動体視力の低下や判断力の低下などで、高齢者によるブレーキの踏み違いや逆走などの運転操作ミスが大きな事故を招いています。75歳以上の高齢運転者と75歳未満の運転者について調べてみますと、ブレーキとアクセルの踏み間違い事故は、75歳未満が全体の0.5%にすぎないのに対して、75歳以上は7%と高くなっています。

そんな中、75歳以上の運転免許保有者数は500万人以上と多く、悲惨な事故に巻き込まれないよう運転免許の自主返納が進められています。

本市においても、この地形から見ても車がないと病院にも行けないし、買物にも行けない、行きつけの喫茶店のモーニングにも行けないなど、高齢者が運転免許を返納することはなかなか難しいと考えます。きんちゃんバスも毎日一生懸命走ってはいるのですが、これがなかなか利用者のニーズに合っていないのが現実です。

そのような中で、地域公共交通計画において、南部地域急行バスの通学・通勤需要に対応した市中心部へ向かう南部地域急行バスの第1期社会実験運行を令和3年9月1日から実施し、令和4年4月1日からは住民意見交換会などの意見を反映した鍋田公民館までの路線延長と路線上のバス停を増やした第2期社会実験運行を実施し、今年8月31日をもって終了となっています。その実験運行の結果と報告をお願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 第1期の社会実験は令和3年9月1日から令和4年3月31日までの7か月間行われ、3,707人の方に御利用いただき、第1期の期間最大実績は1月の37.4人が最も多く、令和4年1月以降は、愛知県まん延防止等重点措置により、高校等では休校や時差登校、短縮授業等が実施され、利用者が落ち込み、1月当たりの平均は26.5人でありました。

バスのバス停別乗降者数につきましては、近鉄弥富駅南口と愛知黎明高校バス停の利用が非常に多く、南部コミュニティセンターの利用も僅かにありました。

便別利用者数では、朝便は駅から愛知黎明高校、夕方便は、その逆の方向の利用が多くなっていました。

次に、第2期の社会実験につきましては、意見交換会や利用者アンケートの意見を参考に発着点を鍋田公民館まで延ばし、ルート上のバス停の数を増やし、令和4年4月1日から令和4年8月31日までの5か月間行われ、3,417人の方に御利用いただき、第2期の期間最大実績は6月の43.2人が最も多く、一月当たりの平均は33.2人でした。期間も二月短く、かつ

1 便減少したにもかかわらず、第 1 期の実験よりも多くの方に御利用いただくことができました。

バス停別乗降者数は、乗車・降車とも、第 1 期同様、近鉄弥富駅南口と愛知黎明高校バス停が多く、便別でも第 1 期と同じで、朝の便は駅から愛知黎明高校、夕方便は、その逆の方向の利用が多くなっておりました。

弥富市地域公共交通計画における目標①に対し、社会実験運行目標①「利用者数の増加」に関して、1 日平均利用者数で 80 人を目標としておりましたが、第 1 期の期間最大実績は 37.4 人と未達成で、第 2 期の期間最大実績も 43.2 人で未達成でありました。

弥富市地域公共交通計画における目標②に対応する社会実験運行目標②「新規利用者数の獲得」に関して、社会実験便利用者アンケートで「きんちゃんバスを利用したことがなかった」と回答した方が、第 1 期実績と第 2 期実績合計で 42 人であり、目標の 20 人を達成しております。

南部地域通学・通勤バスの評価に関して、運賃や停車バス停の満足度が非常に高く、運行本数や運行ダイヤに満足度が低いということが分かりました。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11 番（鈴木みどり君） 今の回答の中で、第 2 期の社会実験のところで、期間は 1 か月短くというふう……、2 か月ですか。失礼しました。じゃあ 2 か月短くて 1 便減少したということですね。分かりました。ありがとうございます。

昨年 10 月にデマンド型乗合交通「チョイソコ」の視察に、市民協働課長も含め、議員 9 名で視察に行ってきました。視察では、株式会社アイシンの乗り合いサービスの仕組みやオペレーションセンターによる指揮で安心した運行が実現している様子を見学しました。実際に、その車にも乗せていただきました。運転手の方がオペレーターと連絡を取り合い、状況により変更も可能ということも分かりました。

チョイソコとは、地域の交通不便を解消するもので、主に高齢者の外出促進に貢献するものです。これを利用するには、会員登録をし、利用者から乗車依頼を受付し、乗り合わせと経路を計算し、目的地まで乗り合い送迎で運行する仕組みです。

コミュニティバスとの違いは何かといいますと、チョイソコは利用者からの依頼があったときだけ運行するデマンド交通です。コミュニティバスですと、定時・定路線の運行になるので、利用者がいないときでも走らなければいけません。利用者のニーズに合わせて任意の停留所から任意の停留所まで効率よく利用することができることです。

チョイソコの実績を見てみますと、2022 年 7 月時点において 32 自治体への導入実績があり、資料を見ますと、現在では全国 40 自治体と 5 自治体で運行準備中です。自治体だけでなく、バス業者や民間事業者主導、また住民からの声上げで導入されたケースもあるということで



す。

豊明市の事例を見てみますと、地域のタクシー会社と提携し、運行をしています。自治体や事業者からの協賛、広告料により運営費用の一部を支えていただき、採算性を高くして運営を維持することを可能としています。

また、岡崎市では地域と連携した利用促進として、運行だけにとどまらず、様々なイベントの仕掛けを自治体関係者や事業者などの協働で、楽しい生活にも貢献しています。愛知県では、視察で行った豊明市や岡崎市、幸田町、蒲郡市、豊田市、扶桑町などが導入しています。

南部地域では、高橋議員のデマンドにかかる強い要望で、今年6月からデマンドの実証運行がされる予定になっております。南部地域のデマンド実証運行に当たり、地域住民の方には説明をされたのでしょうか。されたのであれば、どのような内容でしたか、お願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 地域住民への説明会の前に、大藤学区と栄南学区コミュニティ推進協議会の交通防災部会のメンバーに対して第3期の実証実験の趣旨説明をし、新しい交通手段であり、なじみのない移動手段でもあるので、各地域で詳細な説明を行うための協力依頼をさせていただき、昨年9月から、大藤・栄南の各地区の公民館等集会所におきまして説明会を開催いたしました。

説明させていただいた内容につきましては、地域で支える公共交通と、その必要性、デマンドとは、チョイソコの仕組みなどを動画などの映像を交えて説明し、また地域の皆様に参画していただきたいこととして、自宅の近くにおおむね150メートル程度の範囲内で設ける住宅地停留所と、地域の皆様がふだん利用している商業施設や病院などの目的地としている場所に設置する目的地停留所について、地域の実情をよく知っている皆様のお力をお借りして御提案をいただきたいとお願いをしております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 初めに、第1期、第2期と結果報告をお聞きし、ここでまた第3期の実証実験とあるんですが、この実証実験はいつまでするんでしょうかと思いました。これはちょっと通告してないんですけれども、もし市長、答えられたら、いつまで実証実験するのか、お聞きしてもいいですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回のチョイソコの実証実験、令和5年の6月から開始をするわけでございます。半年間の検証を行いまして、しっかりした検証結果を基に、デマンド交通をこのまま続けるのか、また交通網を再編してバスでいくのか、またタクシーにするのか、様々な方向性を考えてまいりたいと思っております。

いずれにしても、6月から始まる半年間の実証実験、栄南・大藤学区の皆様にはしっかりと御利用いただけるような、そんな体制を整えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） このチョイソコやデマンドといっても、まだ北部・東部の地域の方は何のことだかよく分からないと思いますし、デマンド方式自体、よく分からない高齢者もたくさん見えます。

しかし、運行されれば、情報として市民の方の耳に届くのは早いと思います。市民の方に情報を共有できるよう、早めの周知をお願いしたいと思います。

市として、このチョイソコにつながるデマンドを来年度実証運行として実施していくわけですが、北部・東部地域も今後導入していく考えですか。その場合、北部・東部の地域住民の説明会の予定はいつ頃になるのでしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） チョイソコの導入については未定でございます。まずは大藤学区や栄南学区と同様に、公共交通の再編について課題を認識していただくための市民向け説明会やワークショップを開催し、併せて南部ルートでのデマンドの実証実験についても情報共有させていただきながら行っていかなければと考えております。

地域の皆様向けの説明会の開催時期につきましては、弥富市地域公共交通計画では、東部ルートを令和5年度から、北部ルートを令和6年度から予定をしておりますが、南部ルートの実証実験の進捗に合わせて日程を調整していきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） チョイソコはとてもよかったと思うのに、未定と言われてちょっとがっかりしています。

仮に、この南部地区のデマンドが、なかなか考えていたようにうまく運行ができなかった場合に、北部・東部の運行予定はどうなりますか。

○議長（平野広行君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 南部ルートの実証実験期間は令和5年6月から11月までの半年間を予定しており、その間に利用者アンケート等を行い、実証実験で集めた検証数値などを基に、トータル的に評価・検証して本格導入を決めていきたいと考えております。

東部ルートや北部ルートの公共交通網再編において、それぞれのルートで課題解決につながる手段として、デマンド等運行方法の変更も念頭に置いた再編を検討していくとしておりますので、南部ルートの評価・検証結果を踏まえて、各エリアに合うよう改善を加えた形のもので実証実験を行っていく必要があると考えております。

したがいまして、現時点では北部・東部の運行エリアでのデマンドでの運行予定は未定でございます。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 先ほども言いましたように、実証実験、実証実験といつまで続くのかなあと 생각합니다。

北部地域では人口も多く、利用者のニーズも多様になるかと思います。人口が多いということは高齢者も多く、コミュニティバスを利用するにも遠いバス停まで歩いて行かなければならず、膝が痛い人、腰が痛い人など、高齢者は大変です。免許を持っている人なら、車で移動したほうがいいに決まっています。免許自主返納には、遠いところまで行かなきゃいけないということもあるので、こういうことは遠い話になるのも無理はありません。

それを解消するためにはどうしたらいいのかを思い、実際に運行している豊明市のチョイソコを視察に行ったところであります。これなら高齢者の抱える問題が解決できると思いました。

本市では、このチョイソコ運行の予定はないと冷たい回答ですが、それでは話は進みません。どうしたらできるのかを考えていただき、努力していただきたいと思います。免許を返納しても、デマンド運行を利用することにより、病院にも行ける、買物にも行けることを実際に体験してもらい、まずは便利だと利用者に理解していただかないと先には進めません。

本市では現在、高齢者などにタクシー券を配付していますが、利用者からタクシーを呼んでもなかなか来てもらえないこともある、時間を予約しても長いときでは40分近くも待たされるとのことでした。

タクシー券は、毎月どのくらいの人に配付をしていますか。月によって多い少ないはあるのでしょうか。また、利用率はどのくらいになるのか、タクシー券利用について要望などがありますか、お願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本年度の高齢者等福祉タクシー料金助成利用券の交付状況につきましては、令和4年3月25日から受付を開始し、11月末現在1,066人の方からの申請に基づき、1人当たり36枚の利用券を交付しております。

月々の交付人数につきましては、申請受付開始後の3月が565人、4月が250人、5月が64人、6月が43人、7月が37人、8月以降は20人台の方に交付をしております。

利用率につきましては、11月末現在、交付枚数の累計が3万8,376枚、利用枚数の累計が1万554枚で、利用率は27.5%となっております。

高齢者等福祉タクシー料金助成利用券の利用についての御意見等につきましては、以前より交付枚数を増やしてほしい、1回の乗車で使用できる枚数を増やしてほしいという御要望

をいただいていることから、令和3年度から1回の乗車につき2枚まで使用できるように改善をしてきたところでございます。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 初めに言いましたように、これからは後期高齢者の数が多くなってきます。免許返納を促進するのであれば、それに対応する施策実行が必須になります。

今回、豊明市のチョイソコの視察は、なるほどと感心させられました。これが本市においても強力な力となれば、こんな便利で快適な交通手段はありません。もちろん範囲は地域限定と決められますが、それがまた地域の活性化にもつながるのではないかと考えます。

公共交通費用として1億円かかるのであれば、市民の方に喜んでもらえる1億円なら惜しくはないと思いませんか。本市でも、「チョイソコきんちゃん」と勝手に名前をつけましたが、全市で運行できるよう、まずはデマンド運行に力を入れていただき、近い将来には弥富市に「チョイソコきんちゃん」が運行されることを強く要望しておきます。

最後に、市長の所見をお願いしたいと思います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市におきましても、毎年100人を超える方が免許を返納しており、その方々の移動手段として、返納後3年間限定でタクシーの利用券の助成をさせていただいております。

そのような中におきまして、市中心部、また駅等まで比較的遠方の南部の地域では、料金を考えるとなかなか使っていただけない状況があると伺っております。また、買物する商業施設や通院する病院が近くにないため、どうしても免許返納ができないという方もあると伺っております。

それらの課題解決の手段として、デマンド型送迎サービスの実証実験を南部ルートエリアである大藤・栄南学区から令和5年6月より半年間、実証実験をさせていただき、実験から得られた検証数値や利用者アンケートなどを基に、きんちゃんバスに乗り替わる可能性について地元の皆様と一緒に慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、デマンドにつきましては、課題解決の手段の一つでありますので、この南部ルートの実証実験の結果を踏まえ、東部ルートや北部ルートエリアの課題解決へつながるのかとの観点から、デマンド交通の導入を検討してまいりたいと考えております。

いずれにしても、市民の皆様の公共交通機関でありますので、新しい移動手段を導入したことによって利便性が向上し、移動が楽になった、便利になったと思っていただけるような見直しを行ってまいります。以上です。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） よろしくをお願いしたいと思います。

続いて2問目、元気なまちづくりです。

向こう三軒両隣とよく言われたものでした。コミュニティの始まりはここから来ているのではないと思うぐらい、御近所付き合いが当たり前の時代もありました。

しかし、今の時代、それは今や死語になっているようです。ただでさえ人と人とのつながりが希薄になっている今日に、コロナ感染が拍車をかけ、ますます地域社会の崩壊が心配される今日です。

弥富市の行事・イベントに関しても同じく、コロナ感染が広がるにつれ、中止になってしまいました。それも仕方がないことだと思います。しかし、初めの頃はワクチンもなく、コロナによる重症者も多く、人との接触も避けられました。こんなことが3年も続くと、高齢者は外へ出るのがおっくうになり、閉じ籠もってしまいがちです。各種団体についても、同じことが起きています。活動することがおっくうになってしまい、会を脱退してしまう方が増えています。

子ども会についても年々減ってきています。あちこちで子ども会がなくなったという話をよく聞きます。子供が少なくなっているのも原因の一つではありますが、コロナ前の3年でどのくらいの子ども会がなくなりましたか。また、やめてしまう理由は主にどんな理由でしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 弥富市子ども会連絡協議会に加盟している単位子ども会の団体数については、令和元年度は40団体、2年度は39団体、3年度は36団体、4年度は32団体で、3年前と比較して8団体の減少となっております。

主な減少理由といたしましては、近年の少子化はもちろんのこと、習い事や自宅でのゲーム遊びなど休日の過ごし方が変化していること、保護者にとっては共働き家庭が急増する中で、夜間や休日に行われる役員活動が大きな負担となっていることが上げられます。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 確かに今の子供たちは、いろんなスポーツクラブに入って頑張っている子も少なくありません。子ども会が減少している中で、ゲームやユーチューブを見たりで子供たちは孤立してはいないでしょうか。様々な団体を巻き込んで、みんなで子供たちと一緒に何かできる機会があるといいかと思います。しかし、いろんな意味で、時代の流れやコロナのせいだと言ってしまうえばそれまでなのですが、本当にそれでいいのかと考えます。

福寿会連合会にしても、マンモスと言われるほど多くの会員さんがいたはずなのに、年々会員数が減っているようです。もちろん、本市に限らず、どこの市町でも同じ状況だと思います。

高齢社会の今、福寿会の会員減少が不思議に思います。本来なら増えていくのが自然だと

思うのですが、高齢者が増えていくのに、なぜ福寿会の会員数が減っていくと思いますか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市に限らず、全国的に老人クラブ活動におけるクラブ数と加入人員数の減少が進んでおります。

本市の福寿会の会員減少の理由について、市福寿会連合会に確認したところ、主な要因といたしまして、新規加入者の減少と会員の高齢化による退会者の増加を上げられました。

なお、新規加入者の減少につきましては、60歳代の多くの人たちは現役で働いていることや老人という意識が低いこと、また組織への参加を敬遠されることなどを上げられており、本市も同様に考えております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） このコロナ禍で楽しみだったバス旅行がなくなり、恒例だった長島温泉も行けず、市のイベントは中止、運動会も中止、高齢者にとって何の楽しみがあるのでしょうか。

市として、高齢者も楽しめるイベント等は何か考えてはいらっしゃるのでしょうか、お願いします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 収束の見えないコロナ禍の中、福寿会の各種事業や活動、各地域のふれあいサロン、市主催のイベントなどが、徐々にではありますが、再開されるようになってきております。

本市では、今後も感染拡大防止対策を緩めることなく、市民の皆様の安全と安心を守るための取組を継続する中で、ウイズコロナを見据えた適切な対応を図っていかねばならないと考えております。

そのような中、高齢者の皆様に楽しんでいただけるイベントについてであります。市民の皆様の自由な発想をいただきながら、市民と行政、社会福祉協議会などの関係機関との協働の形で考えていきたいと思っております。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 各種団体もいろいろ人数が少なくなっていってしまい、運営も大変だと思います。できるならば、本当に子供から高齢者まで、一つの多世代交流ではないですけども、そういった企画もあればいいんじゃないかなと思います。

そのためには、各種団体の代表者会議みたいなものをつくっていただけると、またそこで減少がストップされてくる何か要因も見つかるのではないかなと思っております。また、ぜひそんな機会をつくっていただきたいなと思っております。

最後に、市長の総括をお願いしたいと思います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 近年、高齢者の孤独化や生活困窮世帯の増加、ひきこもり、虐待、介護者の高齢化等、これまで懸念されていたことが社会問題化するとともに、ニーズも複雑化・多様化してきております。福寿会に限らず、子ども会や女性の会など様々な団体、また自治会・町内会活動におきましても、それぞれが運営に苦慮されていると各所で耳にしております。

私ども行政といたしましては、市民の皆様が元気で幸福を実感できる地域づくりを進めていく責務がありますので、引き続き関係機関と連携を図り、各種団体等を支援してまいり所存でございます。

私が所信表明で掲げてまいりました未来像の一つ、「みんなで創る弥富市」の実現に向け、人と人がつながり、お互いが支え合い、地域で安心して暮らし、住み続けることができる人が主役となる便利で持続可能な弥富市を、先ほど委員からも代表者会議をやっているいいんじゃないかというような御提言もいただきました。市民の皆様と一緒に作り上げてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（平野広行君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 一生懸命頑張っている団体に補助金などを下げないように、よろしくお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 佐 藤 仁 志

同 議員 江 崎 貴 大

令和5年1月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 8 番 | 江 崎 貴 大 | 9 番 | 加 藤 克 之 |
| 10番 | 高 橋 八重典 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
| 16番 | 大 原 功 | | |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 9 番 | 加 藤 克 之 | 10番 | 高 橋 八重典 |
|-----|---------|-----|---------|

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

| | | | |
|-----------------------------------|---------|-------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長 | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長 | 横 山 和 久 |
| 市民生活部長 | 伊 藤 仁 史 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山 下 正 己 |
| 教 育 部 長 | 柴 田 寿 文 | 総務部次長兼
企画政策課長 | 伊 藤 淳 人 |
| 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 服 部 利 恵 | 会 計 管 理 者 | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長 | 佐 藤 雅 人 |
| 総 務 課 長 | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長 | 立 石 隆 信 |
| 人事秘書課長 | 山 森 隆 彦 | 防 災 課 長 | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長 | 岩 田 繁 樹 | 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 |
| 市 民 課 長 兼
十四山支所長兼
鍋 田 支 所 長 | 服 部 朋 夫 | 環 境 課 長 | 田 口 邦 郎 |
| 市民協働課長 | 藤 井 清 和 | 観 光 課 長 | 浅 野 克 教 |
| 健康推進課長 | 山 守 美代子 | 福 祉 課 長 | 梅 田 英 明 |

介護高齢課長兼
総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長

安井 幹雄

児童課長

飯田 宏基

産業振興課長

上田 忠次

土木課長

神野 忠昭

都市整備課長

三輪 秀樹

下水道課長

水谷 繁樹

会計課長

鈴木 博貴

学校教育課長

渡邊 一弘

生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長

中野 修

図書館長

山田 淳

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐野 智雄

書記 佐藤 文彦

書記 川村 紀子

7 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 一般質問

○議長（平野広行君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） おはようございます。

8番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、2点一般質問をいたします。

1点目、障がい者の就労支援の推進をということで質問いたします。

令和4年10月7日に岡山县総社市に厚生文教委員会で行政視察に伺いました。視察目的は、総社市が取り組んでおられる障がい者千五百人雇用について学ぶためです。現在、我が国では、人と人のつながりが希薄化してきています。そのような社会構造の変化や暮らしの変化を踏まえ、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すものとして、共生社会という理念が生まれました。

この共生社会とは、全ての人がお互いの権利を尊重し支え合う社会であり、少子高齢化が進む我が国において、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者などが積極的に参加、貢献していくことができる社会でもあります。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合う全員参加型の社会でもあります。この共生社会、あるいは一億総活躍社会の実現に向け、支援学校を卒業した後の働く場所は総社市が担うとの考えの下、障がい者就労の拡充を果たしたのが総社市であります。

また、障害者差別解消法の改正により、民間事業者においても合理的配慮が義務化されることになりました。戸惑うことになるであろう民間事業者に対して、行政としてどのようなサポート体制が整備できるかのアイデアを伺い、共に考えながら解決策を模索していきたいと考え、今回の視察を行いました。この視察を基に、今回の一般質問をしたいと思います。

弥富市においては、令和3年3月に令和5年度までの3年間を計画期間とする第6期弥富市障がい福祉計画と第2期弥富市障がい児福祉計画が策定され、現在取り組んでおられるところかと存じます。その中でも、第6期の中で特筆すべき事項の一つとして就労支援があります。国においては、障がい者の雇用機会創出と職場定着の促進を目的として制定された障害者雇用促進法が令和元年6月に改正され、国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障がい者を雇用するように努めることが明確化され、加えて国及び地方公共団体は、障害者活躍推進計画作成指針に則して、障がい者活躍推進計画を作成し、公表しなければならないこととされました。

また、民間企業や地方自治体などの全ての事業主を対象として、障がい者を雇う割合を定めた基準、法定雇用率の達成が義務づけられており、令和3年3月にはこの法定雇用率が民間企業では2.2%から2.3%へ、国や地方公共団体などでは2.5%から2.6%へ、都道府県などの教育委員会では2.4%から2.5%へとそれぞれ0.1%ずつ引き上げられました。それに伴い、民間企業の対象範囲も、企業規模が45.5人から43.5人へと拡大されています。

まず初めに、市長はどのような思いでこの就労支援の推進を計画の中に入れたのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） おはようございます。

働くことは人生の生きがいにつながる重要な意味を持っております。しかし、障がい者計画策定時のアンケートによりますと、障がいのある人が働くために大切だと思うこととして、障がいのある人に適した仕事の提供や自宅近く、健康状態に合わせた働き方ができること、事業主や職場の人たちが障がい者雇用について十分理解していること等の回答を得ております。

これからの福祉は、互いに助け合うことを基本に、地域で支え合う共助の精神がとても重要であります。何よりも市民の皆様一人一人が尊重され、助け合って生き生きと暮らせるまちにしていきたいと考えております。障がいの有無に関わらず、全ての市民が地域の支え合いや触れ合いなどを通して、住み慣れた地域で生きがいを感じながら安心して自立した生活を送っていただきたいとの願いを具現化するため、計画に盛り込みました。以上でございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 弥富市の第6期障がい福祉計画では、基本目標5で就労支援推進と就労機会確保による自立の促進が掲げられており、障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、その適性に応じて能力を十分発揮できるよう、関係機関と連携した就労支援に努めるとともに、就労後も離職することがないような職場の定着支援の必要性、また一般就労

が困難な人の就労訓練の場として、福祉的就労の拡充を図る必要性が書かれております。

総社市では、障がい者千五百人雇用到现在取り組んでいるところですが、リーマンショックにより市内で多くの失業者が出た、こんなときこそ支援すべきは障がい者であるという理念の下、平成23年に障がい者千人雇用として始まりました。総社市の場合、約180人の福祉事業所に通っている障がい者がおり、就業年齢の障がい者が約1,200人いたことによって、5年間で障がい者1,000人雇用という根拠づけをして目標を立てていました。

そこで、数字に関する質問をいたします。本市の障がい者数と一般的な就労年齢の障がい者数をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 令和4年12月21日現在の本市の障がい者数は延べ2,191人です。

内訳としては、身体1,314人、知的371人、精神506人となっています。一般的な就労年齢、18歳から64歳までの障がい者数は延べ956人です。内訳としては、身体332人、知的236人、精神388人です。

なお、この人数については、重複して該当する方が含まれております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 障がい者数全数が、延べ数ですが2,191名おり、そのうち一般的に就労となる年齢層の18歳から64歳の人数が、こちらも延べ数ですが956名とのことでした。

次に、本市の過去3年における障がい者の就労者数はどのようになっているのでしょうか。一般企業で勤務する一般就労とA型就労継続支援事業所やB型就労継続支援事業所のような福祉的就労とを分けて御答弁をお願いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 一般就労者数は把握しておりませんが、福祉的就労者数については、令和元年度は181人、令和2年度は190人、令和3年度は215人です。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 総社市の障がい者千人雇用に倣いますと、弥富市でも実践していると思えば、障がい者七百人雇用とでもなるのでしょうか。障害者雇用促進法においては、先ほどもお話しさせていただきましたが、令和3年3月には法定雇用率が民間企業では2.2%から2.3%へ0.1%ずつ引き上げられ、それに伴い、民間企業の対象範囲も企業規模が45.5人から43.5人へと拡大されました。市内企業の法定雇用率達成状況はどのようになっていると把握されているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） ハローワークに問い合わせたところ、ハローワーク津島管内の数値しか分からないとのことで、法定雇用率達成状況は54.6%との答えでした。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 障がい者の一般就労の状況を把握できない理由をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 福祉的就労の場合は、福祉サービスの給付を行うため、就労系福祉サービスの受給者数が把握できますが、一般就労の場合は、福祉サービスの給付を受けることなく就労しますので、各個人の就労状況を把握することができません。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 総社市では、ハローワークと福祉から就労支援に関する包括協定を締結し、市職員を派遣し常駐させ、市側とハローワークのかけ橋をしています。ハローワーク内に就労支援ルームを設置し、市だけでは十分な対応ができなかった就職困難者への福祉から就労に向けてワンストップで付添い型の綿密な支援を実施することで、就職を希望する障がい者の一般就労支援をはじめ、生活困窮者や日系外国人等に対するチーム支援に取り組んで成果を上げています。福祉面のみならず、雇用面の専門性も必要不可欠であり、福祉から就労へのきめ細かい支援を市とハローワークが共同で実施するこの事業は、なくてはならない存在となっているそうです。

また、障がい者就労人数が福祉事業所しか市役所では把握できていなかったものが、ハローワークと協定を締結することで、一般事業所での障がい者雇用数を把握することができ、目標への道筋を一つつくることができたそうです。本市においても、このようなハローワークとの踏み込んだ連携はできないのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 海部南部自立支援協議会には、ハローワーク津島も参加しており連携しております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 現状、障がい者の一般就労の状況が把握できない現状があると思っております。現状の連携だけでは不十分と考え、踏み込んだ連携についてお伺いしております。踏み込んだ連携ができないのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） ハローワークに問い合わせたところ、弥富市のみの数値についてはハローワークでも把握していないとのことです。ハローワークと連携してということですが、ハローワークについては、今の連携を進めてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 私たちは総社市に視察して、ハローワークとすごい綿密な連携ができているなど感じ、これは取り入れたほうがいいのではないかと考えて視察報告をさせていた

だき、このように提案させていただいております。今後、ハローワークと踏み込んだ連携、より一般就労についても把握できるような連携を取っていただきたいと要望しておきます。

令和元年改正の障害者雇用促進法により、国及び地方公共団体の責務として、自ら率先して障がい者を雇用するように努めなければならないこととすると責務が明確化されました。以前から弥富市役所においては対応されていることだと思いますが、再度確認させていただきます。

本市役所の法定雇用率における障がい者数は何名になるのでしょうか、また現在の障がい者雇用率及び雇用している障がい者数は幾つでしょうかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 地方公共団体に定められた法定雇用率は2.6%で、法定雇用率から算出した雇用が必要な障がい者数は11名でございます。本市では、現在8名を雇用しておりますが、障がい者の程度により算出した結果、10名雇用していることとなり、令和4年6月1日現在において、国へ報告した雇用率は2.24%となっております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 毎年、広報「やとみ」などで職員募集の記事を目にし、その中にも障がい者の採用枠の募集もあったかと思えます。この3年間の新規障がい者雇用数は何名でしょうか。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 議員御指摘のとおり毎年募集しており、令和2年度から4年度の3年間で、正規職員として採用には至っておりませんが、会計年度任用職員として4名採用し、1名が退職しております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 市役所の障がい者の採用募集状況はどのように認識されているのでしょうか。どれだけの応募があり、何を基準に採用に至る、至らないの判断をしているのか、またどのようなルート、例えば学校からの情報、相談員からの情報などが考えられますが、どのようなルートで志願者が来て、障がい者採用に結びつくのかのようなこともお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 募集につきましては、学校や相談員からの情報ではありませんが、一般事務職での募集をしている中で、毎年受験申込みはいただいております、今年度も2名の受験申込みがあったところでございます。受験者に対しまして、事務適性検査や教養試験等を実施したところですが、採用には至っておりません。

また、障がい者の雇用確保に向けての動きとしましては、厚生労働省の委託事業者である

海部障害者就業・生活支援センターと連携を図ることにより、会計年度任用職員を採用している実績もございますので、引き続き関係機関との情報共有に努め、障がい者の雇用を促進してまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 障がいのある人を含む全ての人がこの地域で生涯生き生きと暮らせるまちづくりを進めていくためには、福祉に対して正しい理解を深めていかなければなりません。弥富市障がい者計画の基本目標7、ノーマライゼーションの推進においても、障がいや障がいのある人への正しい理解を深められるように諸施策が記載されています。市役所全体の福祉に対する意識の高揚のために、どのようなことを行っているのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 新人職員研修において、弥富市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領と、内閣府が発行する冊子「合理的配慮」を知っていますか？」を配付して意識の高揚を図っております。

また、障がいのある方への配慮の一つとして、全ての窓口には読み書きの支援や筆談が必要な場合にお声がけしていただけるよう案内を表示しており、お申出がある場合には可能な限り対応するよう各課に依頼しております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 平成28年施行の改正障害者雇用促進法により、合理的配慮の提供義務が規定され、事業主に障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を講ずることを義務づけられました。弥富市役所においては、障がい種別ごとにどのような合理的配慮の工夫を行っているのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 本市は、所属長の管理監督責任の下、配属される障がいのある職員の障がい種別に関わらず、働く上で支障となる事情を互いに認識し、本人が円滑に業務遂行できるよう、その支障となっている事情の解決のため、必要な合理的配慮に努めることとしております。業務遂行に当たっては、例えば障がいによって、話し言葉は理解できるが、文章の理解や表現が苦手な方や曖昧な状況にストレスを感じやすい方がいます。このような傾向を持つ方に対しては、業務指示やスケジュールを明確にし、作業手順を具体的かつ簡潔に示すなどの工夫をしております。

また、障がい特性によっては、様々な業務に対処することが大きなストレスや疲労につながりますので、本人の状況に応じて業務量を調整する場合もございます。そのほか、休憩、休暇取得に関して、体調等に配慮し、配属先以外の職員に対しても、障がいの内容や必要な配慮等を説明することで、障がい者が円滑に職務を遂行できるよう、本人の希望を踏まえ、

プライバシーにも十分に配慮し、周囲の人に理解を得られるよう支援しております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 引き続き障がいについて理解してもらい、合理的配慮ができるような環境を整えていただきたいと思います。

市民や市役所の職員が福祉や障がい者に対する理解を深める方法として、身近で一緒になって働くことが特に効果的だと思います。来年度以降、障がい者を積極的に採用するなど、障がい者雇用を拡充する考えはないのか伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 障がい者の雇用について、まずは法定雇用率達成に向け、障がい者の能力と適性に応じた雇用を目指してまいります。また、さらなる障がい者の雇用確保に向けて採用募集を継続するとともに、ハローワークなど関係機関と情報を共有し、連携を図りながら障がい者雇用の定着促進につなげてまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 続きまして、福祉的就労施設が抱える課題の一つとして、仕事の受注の困難さがあります。福祉的就労施設へ発注できるような仕事を各事業者や市役所内で掘り起こしたり、市役所が抱える仕事を発注できるようなことはできないのか伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 市のホームページに障がい者就労施設事業所カタログを掲載しています。このカタログには、障害者優先調達推進法の紹介と就労継続支援事業所及び地域活動支援センター7か所の事業所紹介、連絡先、取扱商品を掲載しています。また、福祉的就労施設へ発注できる仕事としまして、三ツ又池公園、拠点広場の草抜きを今年度は行っていました。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 仕事の発注につながるかどうか分からないんですけれども、これが仕事の発注につながるようにしていただけたらなと思っております。カタログがあっても受注のほうメインなのかなと今聞いていて感じましたので、発注につながるようお願いいたします。

仕事の発掘以外にも、商品の販売ルートの確保も課題としてあります。市役所内での触れ合いを兼ねた出店や各種イベントへの参加の呼びかけ、イベントの開発などを積極的に行うことはできないのか伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 十四山総合福祉センター内では、令和2年度から市内の就労継続支援B型事業所によって、喫茶及び食事の提供をさせていただいております。また、海南こど

もの国秋まつりなどに出席するなど、イベント担当部署から福祉事業所に声がけが行われ、市内の各種イベントに参加しています。令和5年度には、海部南部自立支援協議会が障がいのある方への“はたらく”情報発信フェアを開催する予定で準備を進めております。このフェアには、各福祉的就労事業所等が就労内容や製品を紹介するとともに、来訪者の就労に関する疑問の相談も行う予定です。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 少し一般的就労のほうに話を戻させていただきます。

先ほど一般的就労の状況が把握できない理由を述べていただきましたが、弥富市の企業に障がい者雇用に関する調査をする考えはないのか伺います。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 障がい者雇用に関する調査については、厚生労働省が障害者雇用促進法に基づき、毎年6月1日現在の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の雇用状況について、障がい者の雇用義務のある事業主などに報告を求め集計していますので、調査を実施する予定はありません。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 独自に調査をすれば、状況が把握できるのではという思いで質問をさせていただきました。

次に、企業に対して障がい者雇用への理解を高めてもらう取組は、どのようなことを行っているのでしょうか、伺います。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 内閣府が作成したチラシによって、市内の事業所に障がい者雇用への理解を高めてもらうため、商工会にチラシの配布を依頼しました。今後は、商工会のほか、西部臨海地帯企業連絡協議会へ周知依頼を行ってまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 弥富市の第6期障がい福祉計画において、計画策定に当たって、当事者を対象にアンケートを取っておられます。就労状況においてもアンケートが取られており、働くために大切だと思うことは、「障がいのある方に適した仕事の提供」が41.1%で一番高く、次いで「自宅に近く、健康状態に合わせた働き方ができること」が40.7%、「事業主や職場の人たちが障がい者雇用について十分理解していること」が39.3%となっております。一方で、仕事を探すときに利用したものでは、「自分で探した」が25.5%で最も高くなっていました。

また、就業中の身体障がい者と精神障がい者338名と、障がい者を雇用している企業の人事担当者400名を対象に実施したあるアンケート調査によると、就職活動について、身体障

がい者の66.1%が「特に困ったことはなかった」と答えたのに対し、精神障がい者ではその割合が37.1%にとどまり、精神障がい者の主な悩みは、そもそもの求人数が少ない、障がいの内容をどこまで伝えるべきか分からなかった、自分に向いている仕事や適性が分からないが上げられ、身体障がい者と比べて明らかに高い結果となっていました。また、企業側では、障がい者を採用するに当たっての課題については、雇用したい人材が見つからない、社内に担ってもらうポジションや仕事がないことが上げられていました。

総社市においては、障がい者の身近な地域で就業面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センター、通称ナカポツと言いますが、これがないことから、ナカポツ機能を有するセンターを障がい者雇用センターとして整備しております。障がい者が就職を希望する際に、一般的なハローワークだけだと就労の定着がしにくいという現実がありますが、その辺りのカバーができていたと感じました。

また、センター職員は、企業訪問を毎年100社程度行い、企業のトップに働きかけ、事業内容を理解してもらうことの重要性を認識し、絶えず努力されてきました。さらに、法定雇用が必要でない50人未満の企業でも、障がい者の働けるところがないかと訪問し、事業の説明を行うたゆまない取組がなされており、事業の成功につながっていると感じました。そういった努力が偏見を打ち破り、法定雇用率の適用外の企業にも雇用が広がっていました。また、職員が障がい者に寄り添い、個人の特徴を把握しているからこそ、就労支援や就労定着に結びついているのだと感じました。

障がい者の特性も理解しながら、企業への雇用支援を行うことのできる担当はあるのでしょうか、またその働きの重要性はどのように認識されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 海部地域では、障がい者に対し、職業生活における自立を図るために、生活面や就職活動、職場定着等の支援をする機関として、海部障害者就業・生活支援センター、通称ナカポツがあります。同センターでは、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携を図りつつ、障がい者の身近な地域において必要な指導、助言、その他の支援を行っております。就労継続のために、企業側、就労者側の双方にとって大変重要な役割を担っております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 企業側からも、また働きたいと考える障がい者側からも相談を受けられるような体制づくりについて、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 企業側から相談があれば、ハローワーク津島や海部障害者就労・

生活支援センターへつなぎ、情報提供等を行っています。また、障がい者側からの相談は、市社会福祉協議会の相談支援事業所で行っています。本市としましては、引き続き関係機関等と連携してまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 企業側、働きたいと考える障がい者側、双方がマッチングできるような機会の創出はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 県と愛知労働局が共同して、障がい者雇用に取り組む企業を総合的に支援するあいち障害者雇用総合サポートデスクを開設しており、精神障がい者雇用のための支援付面接会の開催や、県と愛知労働局及びハローワークが共催し、障がいのある方の就労支援等のため、就職を希望する障がい者の方と求人企業が一堂に会し、多くの個別面接の機会を提供できる就職面接会を開催しております。先ほど御答弁いたしました障がいのある方への“はたらく”情報発信フェアは、コロナ禍のため２年ほど開催することができませんでしたが、次年度に開催する予定です。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 次に、就労定着についてお伺いいたします。

市内での定着支援の状況をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 直近３年間の延べ利用者数は、令和元年度13名、令和２年度34名、令和３年度30名です。定着支援については、就労移行支援を行った事業所が引き続き行っているケースが多い状況です。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 就業に関して悩みを抱えている場合、名古屋の障害者職業センターに行ったりしなければならないなどと環境面で不便さがあり、結果として就労継続が難しくなっている現実のケースがあります。身近に相談ができる体制やジョブコーチのような役割の配置はできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 本市では、市社会福祉協議会等により相談支援事業所を開設しており、就労に関する全般的な疑問にお答えすることに加えて、その方の個別の疑問や相談にも応じています。また、海部障害者就業・生活支援センターでは、求職者及び事業所の双方へ向けた支援を行っており、ジョブコーチのような役割も果たしております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○８番（江崎貴大君） 今後、市内企業でも障がい者を雇用する機会が増えてきます。その際、

大企業でしたら、どのように受入れ体制を整えればいいのか、ノウハウや情報を蓄積できているかもしれませんが、初めて受け入れたりするケースですと、どのようにすればいいのか分からない状況が出てくることが想定できます。障がい者の受入れに関して、障がい者の方が働きやすい環境整備を進めていくためにも、合理的配慮の相談、アドバイスができるような行政サイドの体制づくりも整えていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 障がい者雇用に不安を抱える事業所に、障がい者雇用を理解してもらうための職場実習のあっせんや障がい者の雇用後の職場訪問や面談等を行い、障がい者雇用の安定化を図る職場定着支援等、障がい者の就労支援だけでなく、事業所向けの支援を行う海部障害者就業・生活支援センターやハローワークなど関係機関等と連携を強化し、障がい者の方が働きやすい環境整備が進むよう努めてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ここまで質問させていただきました就労支援、定着支援に関しては、総じてまさにナカポツの機能ではありますが、総社市の場合は、その機関が近くにないために、市内でナカポツ機能を有するセンターを配置し、障がい者就労支援を行ってきておりました。現状のナカポツを生かすことであれば、現状の不足分をどう補っていくのか、どのような連携体制を築いていくのか、今まで以上の障がい者の就労支援促進に取り組む上ではとても重要なことであると考えますので、その辺りよろしく願いいたします。

2 題目の質問に移りたいと思います。

子供の発達特性の早期理解をという質問です。

昨日の高橋議員の一般質問でも議題となっておりますが、弥富市立中学校重大事案検証及び再発防止検討委員会による調査報告書が令和4年11月7日に市教育委員会に提出されたことが報告されました。名古屋家裁によると、本件事案後の鑑定において、該当生徒に発達障がいの特性が認められ、この報告書では、検証の結果で明らかになった問題点として、発達特性の見逃し、進学時における引継ぎの不十分さが指摘されているようです。

そこで、私からは、この2点について順に伺いたいと思います。

まずは、進学時における引継ぎの不十分さという点についてです。

進学時の児童・生徒の情報の引継ぎはどのように行われているのでしょうか。保育所から小学校、幼稚園から小学校、小学校から中学校への進学、それぞれについてお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 保育所、幼稚園から小学校への引継ぎは、8月に情報交換会を行い、気になるお子さんについて個票を作成し、それに基づいて情報の引継ぎを行っております。

す。また、市外通学を含む年長の保護者を対象にあんしんつながるシートを配付し、生育歴や本人の特徴、学校に事前に知っておいてほしい事柄などについて記入したものを市教育委員会で取りまとめて、就学時健診の前に各小学校に提供しております。入学前の3月にも、保育所と学校の職員で情報交換を行っております。

小学校から中学校への引継ぎについても、8月の情報交換会で特別支援在籍児童を中心に情報の引継ぎを行い、進学の際には個別の教育支援計画、個別の指導計画を進学先の中学校に提供し、3月にも小・中学校の職員で新入学の子供についての情報交換を行っております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 再発防止への提言として、進学時における情報引継ぎの強化と報告されていますが、進学時の引継ぎを今後どのように強化していくのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 現在行っている情報の引継ぎを確実に共有していくことが大切であると考えております。特に中学校に進学する際に、特別支援学級から通常学級に転籍するお子さんや通常学級在籍で支援の必要なお子さんの個別の教育支援計画、個別の指導計画についても確実に引継ぎを行ってまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 引継ぎを強化しても、それとは別に、いかに気になる子を見つけていくのか、そしてその子に適切にアプローチし、関係者間で共有していくのかということが必要となります。でなければ、見逃してしまったという言葉で片づけられてしまい、引き継ぐべき情報ありません。

そこで2点目、発達特性の見逃しという点についてです。発達特性の見逃しということでしたが、中学校内において、発達障がいの特徴を理解、察知する難しさはあったのか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 発達障がいと個性、例えば一つの事柄に秀でた子、気になる子、目立つ子などは連続性の中にあるため、明確な線引きはできません。担当する教職員の許容する力や環境によっても判断は違ってしまう難しさがあります。だからこそ、子供に関わる教職員が研修や経験を重ねて、発達障がいの特性についての基礎的、基本的な知識を身につけていくことが大切であると考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 発達特性の察知に難しさがあると認め、発達障がいの特性についての基礎的、基本的な知識を身につけていくことが大切ということをおっしゃっていただきましたので、提言にもございますとおり、今後の対策としても教員等の理解、スキル構築に向け、

ぜひ具体的な方策をもって努めていただきたく存じます。

今回の件は中学校でありましたが、その前段階で気づけなかったのかとも思っています。そこで、中学のすぐ前の段階でもあり、6年間の成長過程を過ごす小学校内で発達障がい特性を理解、察知する難しさはあるのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 小学校においても中学校と同様であると考えております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 気づきのその後の対応もまた大変重要であります。小・中学校で発達特性に気づいた際には、どのようなアプローチをするのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 特別支援教育校内委員会において、教職員間の情報共有を行い、支援の在り方を協議します。そして、本人、保護者の困り感により発達検査を行い、結果に基づき、保護者と確認しながら、支援について個別的教育支援計画や指導計画を作成し、支援に当たります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 現状、学校内で一番専門性のある立場であるのはカウンセラーかと思っています。カウンセラーの業務に求められるものには、昨日の答弁の言葉をお借りすると、発達検査や子供たちの行動観察も含まれていますし、また福祉課からの依頼により障がい福祉サービス利用希望児の学校での様子を踏まえた判定意見を作成することもあります。そのカウンセラーは、発達特性のある児童・生徒や気になる児童・生徒にどのように接しているのかお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） スクールカウンセラーが学級の雰囲気や児童・生徒同士の関わり方が気になる場合において、授業観察や休み時間での意図的な会話など、専門的な視点で観察をしてもらう機会をつくり、情報共有を図っております。また、校内いじめ不登校対策委員会等へ参加をしたり、学校、クラスの満足などが分かる心理アンケートであるQ-Uアンケートやいじめアンケート等の分析や今後の対応、支援について助言を行うなど、教職員と連携し、早期発見、早期対応に努めております。今後は、一層の連携強化を目指し、教育相談体制の充実に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 以上のことを踏まえて、学校現場での心理面での専門的な立場の存在の必要性を感じますか、またその拡充はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 子供たちは一人一人がそれぞれの個性を持っております。特性を持つ子への声かけや配慮については、心理面や特性の理解などについて、専門的な立場の存在は強く感じております。次年度は、これまで以上にスクールカウンセラーの配置を充実させるとともに、特別支援教育コンダクターを配置し、特性を持つ子への気づきを増やすこと、また教職員の特別支援教育についての基本的、基礎的な知識を備えていくことが大切であることから、研修にも力を入れてまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 先ほど進学時の引継ぎ資料として、個別の教育支援計画や個別の指導計画の提供を行うとの答弁をいただきました。学校の特別支援学級に通う子の個別の支援計画や指導計画は、誰がどのように作成するのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 個別の教育支援計画については、3年継続で同じものに追記をして記録をしています。個別の指導計画は、毎学期、特別支援学級の担任が保護者と共に作成をしております。4月に個別の教育支援計画、1学期個別の指導計画を開始します。夏休み前の懇談時、保護者に評価を記入した1学期個別の指導計画を提示しながら、学習の様子や成果を説明し、共通理解を図り、2学期の個別指導計画の目標などを確認しております。

夏季休業中に2学期の個別指導計画を完成させ、冬休み前の懇談会で保護者と様子や成果について、次の3学期の個別の指導計画の目標などを確認しております。冬季休業中に3学期の個別の指導計画を完成させ、学年末の懇談会で評価を記入した1年間の個別の指導計画を保護者にお渡しし、子供の成果を確認するとともに、今後の支援に役立てております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 特別支援学級の担任が作成するとのことで、ますます担当教職員の知識や経験の構築が重要であることが分かりました。多くの作業を要し、考えを至らせながら作成した計画でも、作成しただけでは不十分です。その計画は、学校現場でどのように活用されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 特別支援教育校内委員会、学年会、ケース会議、特別支援教育支援員との連携等で個別の指導計画を活用し、支援方法や評価について情報交換を行い、校内の共通理解を図っております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 本事案と同様のケースとして考えられることは、発達特性があると気づいたとしても、支援の必要な学級で学校生活を過ごさない児童・生徒が存在し、引継ぎ時等に個別の支援計画等がないことにより、正確で十分な引継ぎができないこともあるかと思

います。支援級には通っていないが、発達特性があると認められる子や気になる子に対しては、同様の支援計画のようなものはないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 通常学級在籍で通級指導教室を利用している子や、通常学級に在籍していて発達障がい等の医師の診断のある子、教職員が見て特別な支援が必要な子に対しては、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成をしております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 診断を受けていない方、家族が気づかずに支援につながっていない方にも適切な対応ができるよう、体制整備をお願いいたします。

育ちづらさを感じる子たちには、早期発見と早期療育が必要であると言われています。障がい者計画にも、障がい児への適切な療育支援には、幼児期における障がいの早期発見が重要となりますと書かれており、障がいの早期発見、早期療育の推進がうたわれています。就学前の時期が大切であると考えます。

そこで、就学前の対応について伺います。

弥富市では、母子通園施設ののびのび園があり、発達に悩みを抱える御家族の支援を行っていただいております。大変意義深い施設だと考えております。のびのび園の職員さんも、日々悩まれながら頑張っております。のびのび園の正規職員の推移をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） のびのび園の正規職員の配置につきましては、園長、副園長及び担当保育士という構成になっております。職員数の推移につきましては、直近5年でございますが、平成30年度が4人、令和元年度4人、令和2年度2人、3年度3人、4年度が3人となっております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 以前、地域の市立の保育所との人材交流も兼ねて、のびのび園の正規保育士さんの増員をお認めいただいた経緯があったかと思います。地域の保育所においても、加配などで対応していただいておりますが、実際に療育の施設で働いた経験が財産となり、地域の保育所での運営にも効果的であると考えます。市立保育所において、のびのび園で療育を経験した保育士はどのくらいいるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） のびのび園で療育を経験した保育士は4人となっております。

なお、保育所においても、発達の遅れが気になる児童を預かっておりますので、それぞれの保育士が県などの関係機関が主催する研修会やのびのび園が独自に開催する研修会に参加

し、療育分野の専門知識の習得に努めております。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 保育所に通所するお子さんの中に、療育は必要だが、施設に毎日通えないお子さんなどが在籍しており、そうしたお子さんに対応するためにも、保育所とのびのび園との定期的な人事異動は効果的であると考えます。療育を経験する人材を増やすためにも、のびのび園の正規職員を増やすことはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 療育事業につきましては、民間事業所が運営する児童発達支援事業が増加傾向にあり、親子で通園するのびのび園の利用者が減少傾向にありますので、今のところ正規職員を増員する予定はございません。今後も、保育所との定期的な人事異動を行い、市民ニーズに沿った療育事業に取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 運営をしていくことだけを考えれば、当該施設の利用者数に合わせた職員数の配置となります。これはそのとおりです。必要性を感じるのであれば、母子通園施設に通いやすいような環境づくり、母子通園施設につながるような相談援助体制を整備していく必要があると考えております。

最後に、保育所や学校で気になった子がいたとしても、家族に伝わりづらく、専門的なアプローチが必要なケースがあります。発達特性について、行政や福祉サービスにつなげる専門的機関が必要であると考えますし、国のほうでもその方針であると聞いております。そのようなセンターを整備する考えはありませんか、お伺いいたします。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 御質問のセンター整備につきましては、第2期弥富市障がい児福祉計画における児童発達支援センターの整備について、現在、海部南部自立支援協議会を中心といたしまして、海部南部の圏域内に1か所の設置に向けて検討をしているところでございます。

○議長（平野広行君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今回の事案で、図らずも発達特性についてのことが注目されることになりました。早期発見、早期療育、そして適切なサポート体制ができるよう整備していただくをお願いいたしまして、私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午前11時05分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、堀岡敏喜議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡敏喜でございます。

今回は、子供が主役の弥富を目指せと題しまして、通告に従い質問してまいります。

昨年の6月、子供政策の基本理念や国、自治体の責務などを定めたこども基本法が成立をいたしました。子供の権利保障を初めて定めた画期的な法律であります。この基本法を基に、あらゆる子供、若者政策の司令塔となるこども家庭庁とともに、本年4月より施行、発足をいたします。昨年の6月議会でも、いじめも虐待もない弥富市を目指せと題して同様の質問を行っておりますが、基本法の施行と担当省庁の設置を受け、弥富市としてどう認識し、対応をしていくのか、以下伺ってまいります。

初めに、これまでの経緯と現状について確認をしてまいります。

日本は、1989年に国連で採択をされた子どもの権利条約を1994年に批准をしておりますが、子供の権利を総合的に保障する法律はありませんでした。当時の政府は、子供の権利侵害はないという考えだったからであります。なぜ国連で子どもの権利条約が採択されたのでしょうか。

子供は、その発達上の状態ゆえに人権侵害を受けやすく、子供であるがゆえに声を上げにくく、司法にもアクセスできない。そのため、子供の権利を保障しようと、世界196か国が条約に批准をしたのであります。

資料をお願いします。

その後、日本では虐待が大きな社会問題となり、2000年に虐待防止法が制定をされ、2004年の法改正で初めて児童虐待が児童の人権を著しく侵害しと人権侵害に当たることが明記をされ、2016年の改正児童福祉法で、初めて子供は権利の主体であると記されました。やっと子供の権利を巡り法整備が進みました。

閉じてもらって、それでは現状はどうでしょうか。

資料をお願いします。

内閣府が2018年に日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデンの7か国を対象に行った我が国と諸外国の若者の意識に関する調査によりますと、「自分自身に満足をしている」「どちらかといえば満足している」と答えた13歳から29歳の若者は、資料にありますとおり45.1%で、この数字は、諸外国と比べて極めて低いことが分かりました。ちなみに、アメリカ、フランス、ドイツ、イギリスは80%を超えて、スウェーデン、韓国も70%を超えております。

閉じてください。

この結果と直接結びつけて考えることはできませんが、日本の子供たちを取り巻く課題は、虐待、いじめ、不登校、自殺、貧困の格差、ヤングケアラー問題等、山積をしております。

資料をお願いします。

コロナ禍において、さらに子供や女性が傷ついていることの結果として、児童・生徒の自殺者数は過去最多の499人、小・中学校の不登校生徒数は過去最多。妊産婦の死因の1位が出血死でも感染症でもなく自殺であること。子供の身体的幸福度は1位ですが、精神的な幸福度は、OECD38か国中37位であります。そして、我が国の子供、家族に対する予算は、対GDP比で1.5から1.7%であり、子育てに手厚い国の半分以下であることが現状です。さらに、最新データによりますと、直近の2021年の出生数は81万1,604人と過去最少を記録をし、国の予測を上回る速度で出生数は減少をし続けております。

閉じてください。

少子高齢化の進行は、社会全体の根幹を揺るがしかねないもので、有事とも言うべき危機的状況が進行していると報告をされております。また、コロナ禍により結婚や出産、子育てに希望を見いだしづらいという閉塞感を感じている人が多いということも指摘をされております。さらに、コロナ禍は、児童虐待やネグレクトも深刻化をさせています。親を不安定な精神状態に追い込み、そのストレスが虐待につながってしまうのです。

近年では、周りとの付き合いが希薄になったことによる親の子育て負担の増加も問題となっております。親戚や近所付き合いが減ると、核家族は親だけで子供を育てることになります。その負担に加え、子供が幼い頃は、感染症や周囲へ迷惑をかけないかという不安から、家に閉じ籠もりがちになってしまいます。コロナ禍の外出制限や子供の遊び場の減少により、その傾向がさらに強まりました。

その結果、社会から取り残されたような孤独感や先の見えない不安が増し、親が子育てに大きなストレスを感じてしまっています。このストレスから児童虐待へとつながるケースも増えております。人と会えない状況が長く続いたことで、虐待が家庭の中に隠れてしまい、第三者からは見えない、手が出せないという状況が進んでしまいました。そうした問題を打破し、改善していくためのこども家庭庁の新設であり、こども基本法の制定であります。

岸田首相は、昨年1月の施政方針で、子供に関する取組、政策を社会の真ん中に据えると述べられました。全ての子供たちがその命を守られ、自分らしく健やかに安心して過ごせるように、子供や子育てをしている人の目線で子供の権利を大切にするなど、常に子供に最もよいことは何かを考えていくことが重要であります。

前述のとおり、子供を取り巻く課題は多岐にわたっており、政府の子供に関する仕事も様々な省庁で行われてきました。例えば、内閣府では少子化対策や子供の貧困など、厚生労働省では児童虐待対策や独り親家庭支援、母子保健など、文部科学省では義務教育や学校で

のいじめ対策などに関することをそれぞれが担当しておりましたが、これからは上記で上げたような仕事のうち、教育の部分を除く全てをこども家庭庁が一元的に担当することになります。こうした大きな国の動きに対し、現場である地方自治体も対応していかなければなりません。

最初の質問ですが、こども基本法の制定、こども家庭庁の設置に対して、市はどう認識し、対応していくのか伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 子供に関する施策については、これまで様々な取組を充実してまいりましたが、少子化の進行に歯止めがかからず、児童虐待や不登校が増加するなど、子供を取り巻く環境がますます深刻化しており、さらにコロナ禍が子供や家庭に負の影響を与えていると考えられております。国では、常に子供の視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、子供に関する取組や政策を社会の中心に据えた「こどもまんなか社会」を実現させるため、こども基本法で示された子供政策の基本理念等に基づき、子供政策を強力に推進する新たな司令塔としてこども家庭庁を創設し、子供を誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を支援するとしております。

本市をはじめ地方自治体では、日頃から子供や子育て家庭などの声を聞き、様々な関係団体と連携、協働しつつ、地域の実情を踏まえて子供施策に取り組んでいるところでございます。本市としましては、本年4月1日に創設されるこども家庭庁や県担当部局とも連携して情報の共有を図り、先進的な施策を取り込むなど、子供が自立した個人としてひとしく健やかに成長できる社会の実現と子育てしやすいまちを目指してまいりたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今部長のほうから、市としての認識を確認させていただきました。国が法律を決めたわけですけど、実施していくのが現場である地方自治体であるということで、以下、実務的なことについて伺ってまいりたいと思います。

昨年の6月議会で、子供関連施策等を市民と共有するための全体構想について質問をいたしました。

資料をお願いします。

こども基本法第10条の2には、市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとあります。また、第10条の3には、都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないとあります。

資料5をお願いします。

勘案するこども大綱とは、現在策定が進められている国・県の大綱、計画のことを指しま

すが、地方自治体によって現行の制度、施策もあり、実行中の様々な計画もございます。こども基本法第10条の5にもあるとおり、計画は現行のものと一体的に考えることができますが、こども基本法に照らし、その理念に沿ったものかどうかを確認する必要があります。

閉じてください。

基本法に定められたこども大綱、またこども計画の策定について、市の認識と対応を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 市町村こども計画については、議員御指摘のように、都道府県が定めるこども大綱及び計画を勘案して定めるよう努力義務が課せられております。本市としましては、今後示される県のこども大綱等に基づき、子供施策に関する事項を定めた弥富市子ども・子育て支援事業計画と一体的なものとして策定してまいります。具体的には、令和6年度中に第3期弥富市子ども・子育て支援計画を策定いたしますので、令和5年度に市民アンケート調査を実施し、子供施策の対象となる児童・生徒や子育て当事者等の意見を幅広く伺い、子供の貧困対策の推進を含め、市こども計画に子供たちに必要な施策を盛り込んでいきたいと考えております。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） その計画を5年度、いろいろアンケート等を通じて、実情を確認して計画に盛り込んでいく、そのような答弁だったと思いますが、ちょっとすみません、事務局、資料3をもう一遍出してもらっていいですか。

このこども基本法、国の法律ですけれども、今資料を提示していただいています先ほども本文中で申し上げた自殺者数であるとか、虐待で死亡した児童の数であるとか、児童相談所の虐待相談数、相談件数、いじめ、重大事故、小・中学校の不登校児童、ここにはないですけれども、ネットでのいじめであるとか、そういったものも全てが過去より最高といいますか、そういう状況だということなんですよ。

今までいろんな施策がございました。関連児童福祉法もそうですし、教育でもそうですけれども、ただ子供が少なくなっていくのにこういう重大案件が増えているということなんです。もちろんその精度が上がって、認知件数が伸びたということももちろんございますが、そういったことに対して、本当に子供さん自身に、子供たちに寄り添ったものになっているのかどうか、いま一度やっぱり考え直さなきゃならないと、根本的に考え方を考えていかなきゃならないということの僕は基本法の成立であると思っております。

以下の質問は、それをどうやって、子供はもちろんですけれども、国民、親御さんも含めて周知をしていくのか。実際にその基本法に沿ってどうやって子供の声を聞いていくのかと

いうことを以下質問してまいりたい、そのように思います。

それでは、こども基本法の根幹である子どもの権利条約に定められた最も大切な4つの子供の権利、一般原則について改めて確認をしておきたいと思います。

資料をお願いします。

昨年の6月議会でも紹介いたしましたが、安全・安心に成長する権利、生命、生存及び発達に対する権利ですね。子供にとって最もよいことを国や大人に考えてもらう権利、子供の最善の利益ということです。意見を伝え参画する権利、子供の意見の尊重ということです。差別されない権利、差別の禁止でありますね。そのほかにも、遊ぶ権利、休む権利、教育を受ける権利、子供の権利について知る権利なども子供の権利として条約に位置づけられています。

閉じて、次のやつをお願いします。

こども基本法は、最も大切な4つの一般原則をはじめとする子どもの権利条約と日本国憲法に基づき、子供が個人として尊重され、基本的人権が保障されるというルールを日本の国、地方、大人たちが子供、若者と共に実現していくための大切な法律です。しかし、今の日本で、子供の権利はどこまで理解をされ、大切にされているのでしょうか。今、掲示されていますけれども、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが2019年に3万人の子供と大人を対象にしたアンケート調査では、子どもの権利条約について、「内容を知っている」と答えた大人は16.4%しかいませんでした。資料のとおりです。

閉じてください。

2020年、コロナ禍初期、政府は感染予防の観点から、行動自粛、学校の一斉休校指示が出されました。報道等からは、公園の遊具は使えないようテープでぐるぐる巻きにされ、子供たちや中高生が公園で遊んだり、運動しているだけでどなりつけたり、警察に通報する心ない大人が現れました。一斉休校のため学校は授業をやめ、多くの学校の先生たちがオンラインやユーチューブを使って授業をしたいと言っても、オンラインで授業が受けられない子供たちに不平等だからと許可をしなかった教育委員会までありました。

その逆に、できることならなるべくやろうと、可能な学校からオンライン授業を導入し、そのやり方をシェアしていった自治体や学校もございました。また、様々な理由でオンラインで授業を受けられない子供たちは、感染症対策をしながら学校の教室で学べるようにしたり、校庭で運動できるようにした自治体や学校もありました。弥富はこのパターンだったと思います。地域によつての取組に格差が生じてしまったということでもあります。

子供の権利には、遊ぶ権利や意見を表明する権利、教育を受ける権利もございます。そして、子供たちにとって最もよいこと、最善の利益は何かを国や大人に考えてもらう権利もございます。しかし、私たち大人は、子供の権利をよく知っているとは言えないのではないで

しょうか。コロナの実態がいまだ明らかでなく、人命第一だとしても、子供の権利のことをよく知っていたら、本当に一斉休校が子供たちにとって最もよいこと、最善の利益であったかどうか考えたでしょうし、休校となることで奪われる教育を受ける権利に対して、何か対策を講じた上で休校指示を出すべきではなかったかと考えます。

私たちは、本当に子供のことを大切にしているのでしょうか。今、大人と言われる私たちが誰もが通ってきた道であるはずなのに、私たちはもっと子供や若者に丁寧に関わり、声を聞き、一緒に考え、進んでいかなければならない、そのように強く思います。

昨年の6月議会でも提案しましたが、子供や若者、大人たちに周知と理解、共感と共有するためにどう取り組むかであります。当時の市側の答弁では、学校では学年に応じて様々な機会に教科横断的に子供の権利、人権教育などを学習しながら、他を思いやり、助け合いながら自分らしく生きることを深く系統的に学んでおります。そして、子供たちには、自分の権利が侵されていると感じたときに、相談窓口としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに加え、子どもの人権SOS、SNS人権相談などがあることを伝えております。今後も子供たちが自分で考え、課題を見つけ、行動できるよう工夫ある事業を進めながら、長所や肯定的な側面、うまくいっている部分に焦点を当て、子供たちのなりたい自分や望ましい未来の実現を後押ししてまいりますと答弁がございました。

子供はもちろんですが、保護者をはじめ大人も子供も権利を正しく理解することが必要です。権利があっても、知らなくては使うことができません。相談するという最初の一步も踏み出せないのであります。やはり子供から大人まで周知と理解、共感と共有を深めていくためにも、弥富市版の共育としての教育ビジョンを形にしたものが必要と考えます。再度市側の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 弥富市版教育ビジョンの作成には至っておりませんが、令和4年6月議会の一般質問でもお答えいたしましたように、市内小・中学校において、各学年及び各家庭に応じて工夫を懲らした教育の取組を行っております。また、先進地の教育ビジョンの基本理念にあるような子供が健やかに育つ権利及び地域社会の実現に向けた取組などは、こども基本法に定められた理念に重なる部分もございますので、今後策定をいたします市こども計画に反映し、本市が目指す教育の普及に努めてまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） どうやって周知するかということなんです。学校では今、先ほどの6月議会での答弁でもありましたとおり、様々な教科横断的に授業を進めていただいて、子供の周知は上がっているのかなと思います。ただ、これは数字として発表されているものじゃないもんですから、今後も突き詰めてやっていただきたいと思うんですけれども、実際

に子供が知ったと、侵されているといったときに誰に相談したらいいのか、これは次の質問にもなるんですけど、侵害しているのは大人なんですよ、侵害されているのは子供で。侵害しているのは何でやといったら知らんからですよ。これをどうしていくのかということがすごい大事な取組だと思えますし、前回の6月議会のときでは、40弱ぐらいの自治体が基本条例、子供関連の条例と、教育ビジョンだけじゃなくて、大人にも周知する一つの施策等を進めていると紹介させていただいたと思うんですけど、今もっと増えていますよ、それからこの令和になって。

コロナ禍で、特にやっぱり先ほど出した様々な子供の不利益に関する数字が出ましたけれども、それに関して、何とか改善していこうと取り組んでいる自治体も出てきていますので、弥富市もどういう形でやるのか、また今後は話し合っていかなあかんですけども、今年の6月に公布をされて4月から施行されておるわけですよ。家庭庁あたりがどういう形をするかといったって、結局、国は国としてこれを出すんですけども、あくまでも現場である自治体がどうそれを受け取って、市民、また弥富市の子供たちにお伝えしていくかというか、形にしていけるかということだと思えます。

これをやっぱりもう少し具体的な答弁をいただきましたんですけど、本当に一刻も早くその周知が進む、まず知らないと駄目ですし、この質問の趣旨はそこにありますんで、今健康福祉部長が答えてはいただきましたけど、市長にその旨ぜひリーダーシップを取ってやっていただいて、あらゆる場でこれを知ることができるということがまず大事なんじゃないかな。

先ほどから何回も申し上げていますが、様々な不利益な数字が出ていますよ。今までやってきたことが間違いとは当然僕も思いませんが、やっぱり希薄化している中で見つけにくい様々な事案があって、一番いいのはそれは事案が起こらないようにするのが一番大事であって、この事案が出たから相談体制を強化したって、もちろん重大事案に発展することが少なくなるかもしれませんが、それってやっぱり違いますよね。もともととは言えば、自殺者数はゼロがいいんでしょうし、不登校もゼロがいいんでしょうし、それに向けて行う様々な事業というか、やり方というものを優先して、今は同時進行でやっていかなあかんですけども、それを目指すべきこの基本法の根幹であるんじゃないかな、理念の根幹であるんじゃないかなと私は思います。

質問を続けてまいります、子供時代に受けたネガティブな記憶は、その後の人生に様々な影響を及ぼします。例えば幼少期に虐待やネグレクトを受けた子供は、精神状態が不安定になったり、うまく対人関係を築いたりすることができず、その後も困難な人生を歩むケースが多くあります。一過性の解決策ではなく、長期的かつ総合的な視点で子供の成長を見守り、政策を決めていくことが重要になります。

問題の受皿を一本化し、長期的な視野の下、政策づくりを進めていくに当たって大切なのが、当事者である子供の参画であります。子供が直面している問題や悩みを一番知っているのは、子供たち自身です。子供の声を拾い上げ、当事者目線で反映した仕組みや場づくりを進めていくことが求められています。そこで必要になるのが、昨年6月議会でも紹介いたしましたが、公的な子供の権利擁護機関であります、子どもコミッショナーとも言われています権利擁護機関であります。

改めて確認をしておきたいと思います。子どもの権利擁護機関（子どもコミッショナー）は、子ども権利条約の一般原則を守る機関であります。機能としては、第1に個別救済、第2に提案や勧告による子供の権利を守るための制度改善、第3に行政から独立した立場から子供の権利が守られているかの監視、そして第4に子供の権利の普及啓発と教育であります。具体的には、単なる相談窓口ではなく、子供の救済や支援のために、必要ならば学校や行政、その他の機関に対して調査することもでき、それら機関に対して行為の是正や制度の改善等を求めて勧告や意見表明もできます。さらに市民への公表、必要ならばマスコミ等を通じて広く社会に訴えることもできるとしております。

子どもコミッショナーが効果的に活動するには、独立性、子供の参加、アクセスのしやすさが重要です。特に子供の参加は、それ自体が権利であります。また、他の権利実現のための手段でもあります。具体的には、1つ目に参加の場がある、2つ目に言いやすい形で意見が言える、3つ目に意見を聞く大人がいる、4つ目に影響を与えることができるの4つが必要で、その形態は子供の参加度合いによって様々考えられます。

昨年10月に厚生文教委員会の視察研修を行った福岡県宗像市の事例を少し紹介したいと思います。宗像市では、平成24年、子供の教育、福祉の向上を子供の権利として示し、その環境整備に取り組んできました。それは、教育としては小・中の一貫教育であり、家庭の中で子供の権利について学んでおられます。子供たちの周知率は90%以上であり、当たり前になくなっていきます。大人の周知率は、児童を持つ保護世帯は同等の周知率となっておりますが、全体としてはまだ低い状況とのことでありました。でも、先ほどの16.4%みたいなものではないということです。

肝腎なことは、権利を知って行使できることであります。宗像市では、具体的にそれを可能とするため、教育から福祉、子供と子育てに関係する部署で共有をしておられます。特筆すべきは、公的第三者機関で権利の救済の窓口ハッピークローバーの設置であります。年ごとに公表する報告書によりますと、子供たちからの相談は非常に多様で、それに対してきめ細かく対応をされております。相談員が幾らいても、信用がなければ子供たちは来ません。相談もしません。どんなささいなことも丁寧に対応していることが、ここ10年重大事案に発展しないという成果を生んでいるのであります。あそこに行けば何でも相談ができる、話も

聞いてくれる、子供たちに認知、信用されることが重要であることを痛感をいたしました。

いじめや虐待、子供の自殺など重大事案にばかり目が行きがちですが、実は深刻な状況になる前には必ずきっかけや原因がございます。それを見つけ、未然に防ぎ、正しい方向を気づかせることも大切な教育の一つではないでしょうか。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーや各種相談の手段、相談窓口の設置は大変重要であります。しかし、これら従来の方法は、子供及び家庭の自発的な行動が前提となります。しかし、本当に困っていて支援が必要な子供や家庭ほどＳＯＳを出せなかったり、情報を知らなかったり、知っていても手続が複雑でできないなど、支援の手が届きませんでした。

子どもコミッショナーは、活動を通じて予防的な関わりを重視することで、アウトリーチ的な確実なアプローチを進めることができます。公的な第三者機関を設置することがどれほど子供たちを守ることになるか、またＳＯＳを安心して発することができることか、前回は弥富市として設置に向けて準備をすべきとの質問に対し、調査・研究をしていくとの答弁をいただいておりますが、あまり時間はたっていませんけれども、悠長なことも言っておられません。再度、公的な第三者の子供の権利擁護機関の設置の根拠となる条例の制定と併せて、市の見解について伺います。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市としましては、要保護児童対策地域協議会などを通じて、子供施策に係る健康福祉部、教育委員会などの関係部署や児童相談センター、警察署など関係機関とも常に連携を図りながら、必要であれば顧問弁護士などの助言、指導を得て、子供の権利擁護に関する取組を進めてまいります。今後は、こども基本法及びこども大綱を踏まえた市こども計画の策定に併せ、福岡県宗像市などの先進自治体も参考にしながら取り組んでまいります。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○４番（堀岡敏喜君） 今回５項目について、市長の総括は別として、４項目について質問をしているんですけれども、先ほども申し上げましたとおり、３個目に関しては周知、５個目に対しては子供の参加、意見が言える場をつくるというものなんです。実際に公的第三者機関というのは、子供の権利擁護のための機関であって、最悪な事態になる前に、子供が本当に心を開いて相談してくれたらいいですよ。だけど、６月議会でも千葉県野田市の事例も紹介してもらいましたが、子供がＳＯＳを出すって、もうよほどのことだと思いますよ。気づいてあげるのが一番だけど、子供は我慢をするんですよ。元気なふりをするんですよ。

だから、気づいてあげるといったって、学校の先生も何十人と生徒さんがいらっしゃる中で、普通にやっていたら、その子は頑張っていると思いたいし、思っちゃうと思うんですけ

れども、そういう子たちがただ単にいじめとか虐待とか、そういう重大案件のことだけでなく、基本法に言われる子供の意見の場というのは、我々大人というのは長い人生を生きてきていますので、子供たちよりは。経験を積んだ中での自分の経験値で語っちゃうんですよ。自分の子供やったときは、そんなこと考えていないと思うんですけど、好奇心を持って大人に、お父さん、お母さんにぱんと言ったとしても、そんなのあかんとか、大人は、楽しいんやろうけれども、失敗するぞとか、そういう要らんことを言っちゃう部分がありますけれども、一遍やってみぐらいのことも大事だと思いますけど、そういう意見が封じ込められているからこそ、先ほど一番最初に各国の自分にとって満足している云々のアンケートがございましたけど、日本は低いんですよ。身体的な満足度、生活していく上での満足度はあるんだけど、精神的に幸福度を感じているかどうかといったら半数以下なんですよ、先進国から比べれば。やっぱりここというのは、どこか生きづらさを感じている部分、親に従わなきゃならないという風土的なものなのかしれませんけれども、いろんなところで自分が本当は言いたい、やりたいということができていない状況が今の状況を生んでいるのではないかな。

特に相談体制については、今回、市長の所信表明にも、何でも相談ということであっていただいていますけれども、子供が何でも相談できるところがあるのか。前に高山教育長ではなくて、前回の質問の際は、いろんな教育を通じて相談の手段というのを伝えていますということだったんですけど、学校で事件があった場合とか、学校で何かあった場合に学校で相談するということが子供さんはできないんです。やりにくいですよ、実際のところ。

なぜその第三者機関が必要かといいますと、例えばこのハッピークローバーという、まず子供さん方に第三者機関があるということを周知してもらおうということで様々なアプローチをされている中で、子供が意見を発することができる、相談も含めて意見を発することができるという手段を、考えられるのはもちろん電話、オンライン、SNS、あとはファクス、例えば投書箱等をいろんな形で、投書箱も学校に置いていても、学校に置いて誰かに見られるんちゃうかとかいう不安があって、学校では置いていない。例えば役所であるとか、またスーパーマーケットとか、自分らが行きやすいところに。だから、そういう目線で子供さんの意見を聞いてあげる環境をつくってあげるという意味で、第三者機関というのは、実際にそればかりが仕事じゃないですけども、子供の意見を発することができる環境の場の一つというのがこの公的機関の一つの仕事でもあるわけですよ。

そういったことの長い積み重ねが結局子供の信用を勝ち取って、年に1度、先ほども言いましたけど、たわいもない相談をしてくるんだそうですよ、子供さんたちが。あのグループと仲よくいっていないとか、学校の先生が気に入らんとか、そんなこともあるんでしょうけど、いろんなことを話に来るんですよ。そこに実は重大事案に発展するような芽があったり

もします。だから、ハッピークローバーで聞いた相談の内容で、本人に了解を得ながら、それなら学校の先生に相談してみようとか、また関係部署に相談してみようとか、長い時間で解決をしていくんだそうです。

年次ごとにその報告がされておりまして、去年1年で延べ件数で相談数が541件ですよ。541件なんだそうです。ですから、1日2件か3件、絶えず子供さんらが来ているということだそうですわ。これは全国的にも言えることですけど、長期化するコロナ禍の中で子供たちに心身とか、会えないということとか、それに対して不調を来しているという相談等が多かったと書かれております。

また、毎年啓発の意味も込めてアンケートをされているんですけども、興味のあるものとして、小学校の子供たちが悩んでいることの内容として、小学校高学年と中学生で一番多いのが友達のこと、これもいじめとかもそんなのも含まれるものだと思いますけど、大体50%ぐらいあるんですよ。それをどこに相談するか。小学生の高学年ぐらいまでは親御さんに相談するケースが多いと。これが大体70%ぐらい。中学生になってくると、自立心が芽生えてきますので、親御さんというのはがくっと下がりまして、やっぱり友達が一番多くなります。73%です。友達同士で解決できればいいけれども、それが例えば誰に対してとか、これに対してとかで迎合じゃないけれども、それじゃああの子に言いに行こうとか、子供たちで解決しようとして、結果的にいじめにつながるということもあるんじゃないかなと。

肝腎のハッピークローバーを知っているかということに関しては、先ほど言いました95%、90%以上の周知率があるんですけども、相談したことがあるかというのは、大体1%から2%。そうそうは重大案件に発展するものもないからないんですけども、何でも言える場所として、さっきも言いました虐待とか、そういう重大案件だけじゃなくて、いろんなことに対して意見が言える場というのがこのハッピークローバーの存在意義というか、ものなんですよ。

今、弥富市の子供たちが相談できる体制というのは、前答弁いただいた以外に何かあるのかというところなんですよ。そういうところをまず設置をしていかないと、市長のおっしゃる何でも相談に子供が行ってもええもんかどうか分からへんじゃないですか。子供は子供の目線で、どういうところが相談しやすいのと確認をしながら進めていかないと駄目だと思いますよ。何かその辺というのは、部長、考えていらっしゃいますか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 学校関係者に直接相談しにくいと感じているような児童・生徒が、学校や家庭での悩みなどを気軽に相談でき、内容によっては本人の了解を得た上で関係部署や関係機関と連携して対応できるような体制の設置に向けて検討しているというところでございます。体制が確立いたしましたら、広く周知をしてまいりたいと

考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 考えていらっしゃる。一日も早くそういうことは必要ですし、できたとしても周知をするのにまた時間がかかるじゃないですか。前に、一昨年6月でも子供の自殺に関して質問させていただいていますけれども、SOSの出し方教育というのをやっていたいているとは思いますが、本当にそれを子供の目線で今後は考えていかなければ、先ほどから何遍も言っています子供が少なくなっていくのに重大案件が増えているという実態を覆せないんですよ。スクールカウンセラーの設置も大事ですよ、今の現状ではね。だけど、そうならないような体制づくりをしていくということに重きを置いていかないと、いつまでもこの数字は増えていっちゃうんですよ。

今までやっていることが間違いとは言いません。間違いとは言いませんけど、成果を生んでいないんですよ、残念ながら。もちろん家庭にも問題があったり、学校に問題があったり、これはやっぱり希薄化している人間関係の部分も大きく影響しているとは言えますけれども、それじゃあコミュニティを強化していこうとか、いろんな施策に反映していけるじゃないですか。だから、根本的に考えていかないと子供救えないですよ。子供が自ら死ぬなんて、考えたくもないですよ。皆さんの子供さんに置き換えて考えてみてくださいよ、どう考えているんだろうと、どんな気持ちだったんだろうと。

そこまで掘り下げて考えていかないと、本当の解決には絶対つながらない、そのように思いますし、今回の法の施行というのは、いろんな子供を支援するNPOとかの団体等からの強い要望もあって実現した新法でもございますので、しっかりそれを真摯に受け止めて、現場である自治体で実務的なこと、先ほども申し上げました、仮には教育ビジョン等で周知を図る、また誰でも子供たちが意見を発する場が、先ほど部長から相談体制を整えるのもそうですけど、気軽に子供たちが意見の言える場づくりというのをしっかりつくっていただきたいなと思います。

時間も時間ですので、最後にさきの市長選挙におきまして、安藤市長はいじめ、虐待の防止を一つの目的にして、人権教育の充実を公約の一つに上げておられましたが、総括的に市長の見解を伺います。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員より、子供が主役の弥富市を目指すための様々な御提言をいただきました。ありがとうございました。

子供に関する施策につきましては、こども基本法の目的にもありますように、次代の社会を担う全ての子供が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれる環境に関わらず、その権利の擁護が図られ、

将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体として子供施策に取り組んでいかなければならないと考えております。

今後は、本市の実情に即した市こども計画を策定し、特に学齢期における道德教育、平和教育を推進するなど、成長段階に応じた人権教育を充実するとともに、子育てしやすいまちを目指して、国や県、民間団体等との連携を強化し、子育て施策に取り組んでまいります。子供たちが成長し、大人になったとき、一人一人が他者を尊重する社会の担い手になることができるよう、希望に満ちた笑顔あふれる子供が主役の弥富市を目指し、関連施策のさらなる充実に努めてまいります。

先日、1月8日ですが、弥富市では二十歳のつどいということで、法律上は18歳が成人ですが、本市では20歳、二十歳を成人として478名をお祝いさせていただいたところでございます。大変すばらしい成人式でございまして、久しぶりに会いましたそれぞれお子さんたちは、小学校のときのお友達、また中学校のときの部活の仲間であつたりとか、いろんな話で盛り上がったことと思う次第でございます。

長引くコロナ禍、もう3年になってしまいます。例えば今の中学生、1年、2年、3年、全てコロナ禍で卒業するわけですが、これから先、あと5年後ですよ、二十歳のつどいになるのは。この中学校のときの思い出が何かあったのかどうか、これは大変心配するところでございます。小学校の子供たちも、この3年間でもう本当に失われた3年間として私も真摯に受け止めておるところでございますが、二十歳のつどいで果たして今の3年間のコロナ禍のことを思い出せるかどうか、友達がいるのか、また部活の話ができるのか、担任の先生の話ができるのか、そんなことが大変心配されるところでございます。

本市といたしましては、行政として、また地域、そして学校としっかりと連携をしながら、子供たちが主役となる弥富市、そんなまちづくりに努めてまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（平野広行君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今市長が心配なされた子供たちに対する様々な心配事、ぜひ聞く機会、聞く場所というのは設置をお願いしたいと思いますし、それがいわゆる公的第三者機関の一つの役目にもなりますし、その意見を聞いたことが次代の子供たちにまた役立てていけることもできるんじゃないですかね。

今回、宗像市を一つ事例として御紹介させていただいて、厚生文教委員会で宗像市と岡山県の総社市、先ほど江崎議員の質問の基になったところですけども、いい視察になりました、お互いにどちらの自治体も、聞いていて、何せ職員が熱意がすごいんですよ。やっぱりしっかり目的、成果がやっぱり上がっているというのもあれですけども、手応えを感じていらっしゃるって、関連する、先ほどの例えばハローワークですか、結構縦割りのようになって部

分的なことになっているのに、障がい者雇用については一丸になっているわけですよ。やっぱり喜ばれているから、対象の人たちが喜ばれているというか、喜ばれているからこそ、自分たちの行った事業に手応えを感じている部分がありますけれども、どちらの施策も市長が先導を切っているんですよ、もともとは。

それが職員の皆さん、担当課の皆さんに伝播していて、そこでまたそれぞれの知恵とかが寄り合って、当初のものと目的は違いませんけれども、内容的にはどんどんどんどん枝葉がついて濃いものになっているという印象をすごい受けて、視察している中でも何か圧倒された部分がありましたので、弥富市にできないわけがないと思いますし、しっかりこの基本法が制定されたということを一つのきっかけにして、先ほども紹介させていただいた現状をしっかりと認識をして、これを改善していくためにどうしたらいいのか。ゼロに向けて、ゼロにしましょうよ。ゼロに向けてやらないとできないですよ。

いろんな案件が出てきていることに対して対応するための環境整備はもちろん必要ですが、そこが主題になってしまったら、このこども基本法ができたという意味とか、子供を真ん中に置いていくということにはならないと思いますので、前も言いましたけれども、子育てするなら弥富というのは、子供が一番感じることでないといけない、そのように思いますし、そういう今後の弥富市の市政に関して、しっかり市長のリーダーシップを取っていただくことを期待して一般質問を終わります。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 9番 加藤克之です。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

今回は部活動の地域移行の取組、そしてまた現状、これから対応、早期、いろんな言葉があるわけですが、まずは今の国・県を取り巻く環境の中で、今市としてやるべきこと、そのようなことを含みながら現状と対応策と今後の行く末、いろんな角度から質問させていただきます。

本日も議場内におかれまして、花卉組合からお花を寄贈いただきました。レウイシアというお花でございます。あるとおりにピンク、赤、ピンク。市長のところもピンクと。副市長のところも白と。黄色もあるわけですが、議長のところはオレンジですかね。

そんな感じでございますけど、改めて花卉組合の皆様方も、コロナ禍の中で継続して当議場内に寄進していただいております。ありがとうございます。

さて、寒さも増してまいりまして、皆さんにおかれましても昨日、今日と非常に身の引き締まる天気になりまして、一気に冷え込みが増してまいりました。しかし、3日間のお正月を迎えて初春の光を浴びて、我らも一日一日エネルギッシュなときを過ごしておる状況だと思ふ次第でございます。どうぞ令和5年が癸卯年、そして親からいただいた生命でスタートしたこの年です。また、上を向いて我らはそれぞれ一歩ずつ着実に踏み出し、歩み、跳ねる年ということになるかと思ひます。その中では、共に着実に進めていきたいことがあるわけでございます。

今回は、学校の働き方改革も踏まえながら、この一年、日々国の取組も変化しつつある状況の中です。当然社会ニーズや生活の状況も変わり、対応と順応もしていかなければなりません。子供の生活も、身体も、心もと、様々な変化があります。そのような現代社会の中で、我らは対応策をしていかないといけないわけでございます。

今回、部活動の地域移行取組について、国として、また県として取組内容の新聞やテレビやネットや、多種多様に情報が流れているこの世の中です。新聞掲載を取り上げても、令和4年3月10日から始まり、4月26日、6月1日、6月4日、6月22日、7月6日、7月7日、7月26日、9月23日、9月30日、12月14日、12月28日と、私が知る限りこれだけ新聞の掲載、状況がなされてまいりました。これを全て読んでおりましても、いろんな思いがあります。でも、弥富市状況をつくり上げないといけないことを分かっていたきたく、今から現状と今後の対応、そしてまた思いを行政側としてお聞きしていきます。

まず初めに、当市において、3中学校の部活動の状況をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

3中学校の部活動の状況は、弥富中学校は運動部12、文化部3、弥富北中学校は運動部10、文化部2、十四山中学校は運動部5、文化部1でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 我ら少子化の話の中で、今の現状の中で、3中学校は運動部と文化部でそれぞれ未来の子供のために、教員さんを含め、地域の保護者を含め、子供たちをしっかりと応援している体制を今はつくれている状況かなあと感じる次第でございます。ただ、今後、令和5年という状況から地域移行のお言葉がたくさん出ております。地域移行の部活動のスケジュール等把握している中で、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

現在、教育委員会において、地域部活動の受皿などについて協議を進めております。また、他市の状況等について情報収集をしているところでございます。今後は課題を整理し、関係団体との調整をまいります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 当然国・県と対応していかなきゃいけない状況だと思います。しっかりと早期対応をしていく上では、情報共有、そして情報収集ということだと思います。確認をさせていただきました。

引き続いて、1番はこれからの日本の中学校体育連盟の現状、そしてまた今後をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

中学校等の生徒を対象とする大会等の主催者は、生徒の参加機会の確保の観点から大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域の実情に応じ、地域クラブ活動や複数校合同チームの会員等も参加できるよう、全国大会、都道府県大会、地域大会及び市町村大会について見直しを進めております。

例えば日本中学校体育連盟においては、令和5年度から地域のスポーツ団体等の活動に参加する中学生の全国中学校体育大会への参加を承認することを決定しています。そして、都道府県中体連は域内の中体連に必要な協力や支援を行うとされており、中体連の方向性が待たれているところでございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 今、弥富市におかれても学校単位で限定する状況の中で、海部津島大会や郡大会や西尾張大会や県大会と、しっかりと子供たちは勝ち上がりされている状況の部活動もあります。当然だと思います。そして、少子化のそのさなかで地域のクラブ活動や複数の合同チームと、これが複数の合同チームはもう各種部活動の団体では、どこどこの中学校とどこどこの中学校と一緒にあって大会に出ておられるという各部活動のところもございます。

そういう意味で、いろんなところがマッチして先生たちがお話を申し上げて、お互いの学校同士で子供のために試合ができる、練習ができる環境をつくり上げておられる状況だと私自身は感じております。大変ありがたいなあと思います。やはり小学校からいろんな活動をされている子供たちや、中学校になって初めて部活動や文化部に入ったりして活動されている状況の中で、やはり発表する場所、活動する場所、そういうところがあれば、先生も子供たちも前に向いて歩んでいただける姿が見られるわけでございます。そういう意味で今の現状は、そういう複数の合同チームを行っていただいている状況もあるかと思います。

その中で、地域クラブで取り組んでいるクラブ団体もあります。そういう地域のクラブ団体についても、多分行政の教育長さんはじめ、学校教育課長をはじめとするお話があって、前向きに進んでおる状況を推奨しているところもあるんじゃないかと感じております。これには指導者がしっかりとした方がいないと、なかなか進むことができない地域クラブ活動だと思います。いろんなことを含めると、やはり子供たちがその年に、その年にと、いい思い出を、いい活動をすることが大事な役目だと思います。どうか中体連におかれましても、この1年間でぐっと話が改革がされておられました。そういう意味で、しっかりと中体連の御意向に即して応援をする形を取ることは、中体連のお願い事かなあと思う次第でございます。

さらに先ほど回答でもありましたが、必要な協力や支援を行うというお話でございました。しっかりと新しい団体や新しい立ち上げや、当然協力と支援は必要だと思います。どうか中体連の関係者の皆様方はしっかりと現場、実情を踏まえた上で、弥富市に対しても御理解をいただきたいなあと思う次第でございます。

いろんなことを今申し上げましたが、本市としても今後どのように取組体制を行っていくかお聞きいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

本市では、専門的指導者として4年前から部活動指導員をお願いし、弥富中学校で2人、弥富北中学校で3人、十四山中学校で2人配置し、学校部活動から地域部活動への流れの素地をつくっております。来年度も各校に指導員を増員する予定です。また、地域移行について、教育委員会内で連携して対応してまいります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市のほうとしては4年前から部活動の指導員、地域にお願いして、弥富中学校で2名、柔道、なぎなた、弥富北中学校では野球、バスケ、なぎなた、十四山中学校ではソフトボール、バレーボールです。そういう意味で、今の状況でしっかりと部活動指導員が対応していただいていると。来年も各校に指導員を増員する計画というわけですが、ちなみに来年、どこの中学校、またどういう方を増員する計画、今お答えはすることができんでしょうか、お聞きします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 増員する部活動についてでございますが、各中学校から要請があります。そんなところで予算のほうを計上しているところですけども、どの部に配置するかというのは学校と今調整しておるところでございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） そうしたら、やっぱりこれも先ほど言われた実情ですね。中学校の先生のお願い事、要望、しっかりと地域の現場の声を聞いていくということで、教育部長、学校教育課長が取り組んでおられる、そういう言葉だったと思う次第でございます。

昨日、高山教育長も言われました現場の声を聞いていくということで、まさしく3人がしっかりとトライアングルを組んでやってみえる発言だったなあと感じた次第でございますので、どうか現場、教員を、また子供たちを、保護者をしっかりと聞く耳を持って行っていただけるかなあと感じた次第でございます。よろしい状況だと思いますので、このまま進んでいただきたいと思います。

部活動でもスポーツ系、文化系とあるわけでございますが、各自治体によっても非常に悩んでいる状況はたくさんある状況の中です。スポーツの分野では人数が確保しなければなりませんし、文化系でも指導者がおられるか、つくらないといけない状況だと思いますし、また場所なんかは、まだ中学校の施設が使えるからいいかなあと思うんですけど、今後部活動のスポーツ系と文化系に対しまして、当市としてはどのような考え方で進めていこうと思っておられますか、お伺いをいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

本市にとってどのような取組がよいのか、現在協議中ですが、関係する競技団体や文化・芸術団体と調整しながら進めてまいります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 関係する競技団体、また文化・芸術団体と調整というわけでございます。関係する競技団体は当然いろんな部活動がありますし、そしてまた小学校でも活動してみえる団体もございます。当然文化系もございます。少年野球では野球とかサッカーとか、バレーとかバスケとか中心のスポーツはあるわけでございますし、文化・芸術では本当に吹奏楽や、今でいうとパソコンですか、そういう取組もあるかなあと思います。どうか文化協会さんともしっかりと対応できる部分、そしてまた指導者のできる弥富市におかれます方に一つ一つ丁寧に御説明をしていただいて対応していただきたいなあと思う次第でございます。そのことが子供と地域と触れ合うことも大事なかなあと思います。コロナ禍だからという中でもウイズコロナですから、やはり人生の先輩の人たちと子供さんたちが触れ合うことによって教養も深まりますし、また教えている方たちも元気をもらったり、また喜びをいただいたり、体が順応してくると思いますので、どうかしっかりと文化協会さんとも対応していただいて、文化のことは文化、スポーツ系はスポーツ系と、その中でも一生懸命取り組む方たちを推奨して、市としても応援していただいて指導者として対応していただければなあと 생각합니다。

また、当市におかれましては、愛知大学とも常日頃から提携もされておられます。そういう意味でやはり若い学生さんも、弥富市にとってもこれから大事なかなと思います。一つのこれは提案でございますけど、愛知大学との提携もございますので、この提携取組、協力要請を考えてみてはどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（平野広行君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えいたします。

部活動指導員について、学生に協力をいただくことは、専門的な人材確保の点からも有益であると考えております。本市では、愛知大学や愛知学院大学との間に包括連携協定を締結していることもあり、令和5年度の連携事業として協議をしております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 愛知大学、愛知学院大学との提携をしているところもありますので、お話を進めていく上では大事なかなというふうに僕自身は思っています。

県もこの新聞の中で書いてありましたけど、人材バンクというわけでございます、考えているという話。やはり指導者をつくっていく、お願いをしていく、教育長、大変なことですよ、これはね。本当に人を育てるといのはどこの分野でも今は大事なんですけど、この手だてを打たないといけない話だと思いますね。ですから、学生さんがもっと弥富市に関わる形をつくり上げることができれば、また魅力のあるまちをさらにしていただく、さらにいい弥富市の子供さんがおられるわけですから、やはりその指導を、年齢が近いほど多分子供さんは接しやすく、問題なく話しやすく、一緒にマッチングができるかなあというふうにも思う次第でございます。また、そういう対応をしていただくと一番よろしいつくりがなるかなあと思いますので、どうかこれは、大変ですけどお話を、窓口を挙げて学校教育課長に励んでいただければいい形になっていくんじゃないかなあというふうに思いますので、お願いと要望をしていきます。

いろんなことを申し上げさせていただきましたけど、その中でも市長に最後に見解、これに対してのお話をお伺いいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 部活動のスムーズな地域移行、これは大変難しい問題だと認識をしております。保護者、学校、地域のスポーツ協会や文化協会等の協力、また専門的なスキル、ノウハウを持った市民の方の協力が大変重要となってまいります。本市といたしましても、やはり子供ファーストでスポーツ、文化・芸術を継続して親しむことができる機会の確保、教職員の働き方改革の仕組みを地域と共に推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○9番（加藤克之君） 市長がしっかりと認識をしていただいているんでありがたいと思います。

本当に子供たち、親たち、地域たち、保護者たち、その三位一体にならないとこれは絶対に進むことができない。どのスポーツでもどの文化でも、その中でも、ほかのまちでは費用まで出して指導者にお願いする自治体もあります。しかし、行う方はボランティアで一生懸命やるという方もおられます。ですから今後弥富市におかれまして、今これだけ言った各種関係団体、どうかアンケートか、そしてまた生の現場の声を聞いていただける仕組みとか、取組をちょっとしていただけると一番いいかなあと。

先ほどに戻しますが、現場の声を聞くということなんですよ、これが。やはりそれぞれ各種地域において大変なこともあるかと思いますが、ただもうこれだけ令和4年までは準備期間だと国ではお話をしているわけですから、いよいよ各自治体で早期対応をしていかないといけないという取組です。もう12月28日には、本当に働き方改革の教員の方のフォローの話も書いてあります。ですから、教員の方もやりたい方がおられたらやっていきたい、指導したい。そしてまた地域のクラブ活動についても、しっかりと地域クラブの人たち、そしてまた部活動の子供たち、しっかりと大会に、いろんな試合に出させていただきたい。そういう新しくきちっと改革をされた内容が書いてあります。そういう意味で、地域の実情に合わせた取組を弥富市も今後していただきたい。そういうふうに思いまして、今回の部活動移行についての取組と今後のお願い事ばかりでございますけど、本日の質問を収めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は午後1時35分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時24分 休憩

午後1時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

通告に従いまして一般質問させていただきます。

昨日からの先輩の議員の皆様の一般質問を聞いていて思ったんですが、皆さん一生懸命に弥富市の問題は何か聞いて、調べて、考えて質問されています。これを事前に通告することによって、弥富市の執行部として前向きに検討してほしい、そう願っています。たくさんお言葉をいただいているんですが、何か無味乾燥な感じがしちゃうんですね。質問された皆さんは、答弁について満足されていないんじゃないかなというふうに感じるのは私だけなんではないか。

何かおかしいよなと、ひな壇の並んでみえる市の職員の方を見ると、みんな手元の事前通告書を見ているんですね、必死に訴えている議員のほうを見ずに。学芸会じゃあるまいし、議員が原稿どおりに読み間違いがないかチェックする必要はありません。議員は対話を求めてきているわけです、それが議会じゃないですか。議員の顔を見て話を聞かないというのはどうなのでしょう。

事前通告制のよいところは、質問者が調査をして考えた疑問が大分前に送ってあるということです。ですから、行政のプロである行政職員がそれを分析して、弥富市としてどのような現状と方針を持っているか、市長、副市長と打合せをする時間が取ってあるということです。全部頭に入っているはずなので、今さら通告書を見る必要はないと思うんですよ。という私の疑問点、間違っているのでしょうか。副市長、もし何か間違っているんだったら、あるいはそうだと思うなら、もし答弁いただければ私としてはありがたいのですが、いかがですか。

○議長（平野広行君） 佐藤議員、通告に入っておりませんので、本人多分答弁しないと思いますので、通告に従って質問してください。

○6番（佐藤仁志君） 今回通告した2040年問題というのは、通告を受け取った市長にはすぐ分かっていたかと思いますが、安藤市長が選挙中に出されたこの公約ですね。選挙公報というのでしょうか、これに対するチェックだということはお分かりだと思います。一般質問で市長総括と問いかけても、部下の作った原稿を棒読みしているような気がしてならないんです。市長、目を合わせていただけないんですけど、そうなるとこの立派な選挙公約というか、これも優秀なる選挙対策本部が支援団体の意見を集めて格好よくまとめたんではないかという疑問が湧いてきますけど、これは間違いなのでしょうか。失礼ですか、はい。

では、書画カメラ1をお願いします。

安藤市長が地方公共団体と市長の関係をどう捉えているかを伺いたいと思います。

これは、地方公共団体の市民と議会、市民と行政職員の関係を表したものです。言うまでもなく、地方公共団体はオーナーであるところの、主権者であるところの市民が本来所有管理するものです。ただ、現実的な方策として、市長という執行機関を雇い、行政の専門家である行政職員を雇い、それをチェックする議員を雇っているわけです。

私たち議員は、市長と行政をチェックするために、市民の信託を受けてこの議場で質問をしています。外部の人間が他の組織、会社に対して調べたり意見を言っているわけではありません。自分たちの財産、予算が適正に執行され、適正に行政が行われているかどうかを主権者、つまりオーナーとして聞いているわけです。

私たち議員は、通告の内容について、その時々の方々の市民の困り事や関心、あるいは行政の計画、進捗に合わせて市民として共有すべきことを選択して聞いているつもりです。ある意味

年4回行われる議会において、定期検査じゃないですけども、市の幹部が各事業の方針、課題、進捗状況について、市長に確認するよい機会になっていると思っています。そういうつもりで質問事項を選んでいきます。通告した行政事務について質問しているわけで、所管する課長は事務について答えられないほうがおかしいですし、ですから議場において、市長は市の方針についていつでも答えられなければなりません。

事務局にお願いですが、書画カメラの図を180度回して上下逆さにしてもらえませんか。そうです、はい。

市長は、2040年の未来を市民の皆さんにお約束しますというふうに言ってみえますが、これは本来の関係を上下を逆転したものではないのでしょうか。私の疑問が間違っているのでしょうかね。お返事がいただけない。

では、書画カメラ2をお願いします。

さて、2040年には団塊ジュニアが65歳以上になり、人口減少と相まって相当深刻な高齢社会が訪れると言われています。いわゆるこれが2040年問題です。厚生労働省の資料を読んでもみると、2040年には社会保障、介護、医療に関する公的な負担が今の1.5倍になってしまうことが問題であるというふうに理解できます。

書画カメラ3をお願いします。

弥富市においても、2040年の財政は、歳入面では人口減少により実質的には税負担能力が減少する一方で、歳出面では今以上に、先ほどの図で下のほうですね、扶助費、義務的経費が膨れ上がっていく中で施設の更新、維持管理、さらに駅自由通路などの投資に対する資産の償還が次の世代のツケとして大きくのしかかっています。弥富市民が安全で安心な暮らしをしていくために、2040年に破綻しない財政計画とまちづくり、防災が喫緊の課題であることは言うまでもありません。

そこで以下、順番に聞いていきます。

耐震性の低い建物について、書画カメラ4をお願いします。

南海トラフ巨大地震の発生確率8割のカウントダウンを示す図です。地震学者に言わせると、南海トラフ巨大地震、これは2035年からプラスマイナス5年、つまり2030年から2040年の間に必ず起きると言っているでしょう。規模を一言で言うなら2011年に起きた東日本大震災の10倍以上、死者で言うならば大震災が2万人ですけども、32万人とも23万人とも言われています。もちろん地震がいつ起きるかは予測はできません。しかし、プレートが動いている以上、地震が起きることは避けられません。

書画カメラ5をお願いします。

最優先の課題は、耐震性が低い住宅の耐震化です。弥富市地域強靱化計画では、イの一番に住宅、建築物等の耐震化の促進が上げられていますが、現状の数値と目標数値が表示され

ていません。そこで、弥富市内に昭和55年以前の建物が何件あるかを疑問に思っ税務課で聞いたところ、居宅・共同住宅宿舍、いわゆる住宅と思われる建物で昭和55年以前に取得されたのは6,690件あることが分かりました。

昭和56年に建築基準法が改正される以前の建物は、南海トラフ巨大地震の長時間の大きな揺れで倒壊するおそれがあります。この写真は、私がいわゆる熊本地震の現場へ行ってきた写真です。これはもともとは2階建てなんですが、どうしても昭和の建物は1階には壁が少ない。2階のほうは壁が多くて2階が1階を押し潰した形です。多くの居間とか台所、寝室が1階にありますので、ここで寝ていれば1階で押し潰されたということです。あるいは倒壊しないまでも相当な損傷を受けます。そして津波が襲います。

書画カメラ6をお願いします。

これは平家なんですけれども、昭和の建物というのは壁のバランスが悪いので、こういつたふうに傾いてぐちゃっというってしまうということです。

そこで、以下4点について、都市整備課長の考えを伺います。

(1)として、木造住宅耐震診断事業や民間住宅耐震改修費補助金制度の利用が伸び悩んでいる理由をどう認識していますか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 本市では、木造住宅耐震診断等事業は平成14年度から、木造住宅耐震改修費の補助制度は平成15年度から、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金は平成27年度から実施しており、今年度12月末までの累計で木造住宅耐震診断等事業は428件、木造住宅耐震改修費の補助制度は27件、民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金は1件の利用実績がございます。

耐震診断につきましては、事業開始当初には多くの利用がございましたが、利用件数が減少傾向にありますので、固定資産税の納税通知書への案内の同封、戸別訪問など周知方法を工夫しながら利用者の増加につなげていきたいと考えております。

また、耐震改修費の補助につきましても、耐震診断と併せて周知しておりますが、耐震性を上げるための工事費が高額になること、建物所有者が高齢であることなどの理由により利用者が少ない状況にあると考えております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 木造住宅耐震診断事業が428件、これは6,690件の1割に届いていません。それから木造住宅の耐震改修費の補助制度は僅か27件、シェルターが1件です。伸びない理由として、工事費が高額で所有者が高齢、これは全国共通どこでも一緒やないですかね。

(2)番の質問を少し言われましたが、実は昨年は、空き家バンクのお知らせを固定資産税の納税通知書に発送したらどうかというのをお願いしたんですけれども、耐震診断や耐震工

事の相談先として都市整備課を案内することができないでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 固定資産税の納税通知書を活用した周知方法につきましては、これまでも内容を変えながら住宅に関するお知らせ等を同封し、計画的に実施しております。また、来年度以降も耐震関係や空き家対策など、内容を変更して周知を継続してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） (3)として、2040年に向けて一刻も早く耐震化を実現するために、この6,690件の建物について、組織的な何か調査を行うべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 市内の旧耐震基準で建てられた建築物について、市が耐震診断等の調査を実施する考えはございません。市内の建築物の耐震対策につきましては、現在市が実施しております木造住宅耐震診断、民間木造耐震改修費補助金及び民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金を活用していただけるよう周知してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） こうやって議論している間も、弥富市内で6,690件、これは全体の4分の1の住宅です。ですからざっくり言うと約1万人の人々が暮らしているわけです。このかけがえのない命が耐震性のない危険とも言える住宅で毎日暮らしているわけです。

1995年の阪神・淡路大震災以来、被災者の体験に耳を澄ませてきました。家族が倒壊した家に挟まれて助け出されない、火の手が迫って焼け死ぬのが分かっている、見捨ててその場を離れなければならなかった方の苦しみは永遠に消えません。あるいは生き埋めになった方が、自分の家族が火災に遭わないよう自分を見捨てて逃げろと叫んだ気持ちは推しはかることができないものです。ですから、家が倒壊して命がなくなるということはあってはならないことです。この6,690件、約1万人の弥富市民を南海トラフの大地震が襲えば、大半が倒壊するおそれがあります。倒壊して即死する方も見えます。辛うじて生き埋めになって助かったとしても、堤防の近くで30分以内に津波が襲います。あるいは火災が襲います。このことを想像するだけで、いても立ってもいられない気持ちになりませんか。市長は何かにつけて市民に寄り添うとおっしゃっています。今までやったことだけでなく、これからどう寄り添うかについて心の籠もった答弁をお願いします。

(4)として、いつまでに耐震化を完了させるんですか、期限と目標についてお伺いします。

○議長（平野広行君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） 耐震対策につきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、本市における住宅・建設物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画と

して策定した弥富市耐震改修促進計画に基づき進めており、令和12年度には耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標としておりますので、現在はその目標に向けて取組を進めております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 令和12年度までに、つまりあと約8年ですね、解消と。目標にされていると思います。ただ、あと8年でということになると、耐震診断だけでも毎年何棟必要なんでしょう。今までやった数以上に必要じゃないでしょうか。

通告に対する答弁書は、当然市長が目を通して承認されたはずですが、市長は市民に寄り添う、2040年に向けてリーダーシップを発揮すると言われておりますので、できれば市長の気持ちをお伺いしたいところなんです、答弁では様々な政策をやってきましたと言っていますが、これは全国どこでもやっていることであって、弥富市として他都市にないとか、特に踏み込んだものとは思えません。

耐震化には手間も予算もかかります。とても課長の手に負えるものじゃないと思います。しかし、耐震化を進めることによって犠牲者が少なければ、倒壊する家が少なければ、それに見合う以上の削減効果があります。何よりも弥富市民の4分の1の命が危険にさらされていることに対してどうお考えなんでしょうか。啓発や補助事業は他都市並みにやっている、けどやってくれない、それでいいんでしょうか。住宅の耐震化について、市長答弁は通告には入っていませんけれども、答弁されるお考えはあるんでしょうか。なければ次へ行きますが。

○議長（平野広行君） 佐藤議員、通告にございませんで次に進んでください。

○6番（佐藤仁志君） 市長のお答えをいただけませんので、次へ行きます。

次に、津波・高潮緊急時避難場所及び指定避難所についてお伺いします。

カメラ7をお願いします。

これは木曽川の堤防、東名阪のすぐ南のところから南を撮った写真です。左右が縮めてありますので、ちょっとそこは御勘弁願います。向かって右側が宅地より高い木曽川の水面で、満潮のときには海拔1.2メートルになります。左側が水面より低い宅地、この地面が大体海拔マイナス1.5メートルぐらいです。残念ながら木曽川の堤防は木曽岬のところと違ってコンクリートの補強がほとんどされていません。

書画カメラ8をお願いします。

これはその断面図です。国の中部地方整備局の報告書を基に書かせてもらっています。

土の堤防というのは高さが7メートルもありますので、特にマイナス1.5メートルから見上げると、9メートルのとても高い堤防に守られているように思うんですが、これが地震の液状化によって3分の1ぐらいになると言われています。

書画カメラ9をお願いします。

これも国の作っている重ねるハザードマップの引用です。弥富市の西北部に家屋が倒れる危険性のある区域というのが示してあります。写真は上層の水害のときに、この写真の建物、これも2階建てだったんですが、1階が例によって潰れて2階だけが転がっているというような図面になっています。

今日の新聞報道にもあったんですが、南海トラフはあまりにも大きいもんですから、西半分か東半分どっちかが動くだろうと。そうすると残った半分ですね、これが割れ残りというんですけれども、これが1週間以内に動く可能性が極めて高いということが様々な研究で報告されています。

そこで南海トラフ地震臨時情報発令時における防災対策として、次の書画カメラ10をお願いします。

地震発生後30分以内に30センチ以上、30センチといたらもう逃げられません。浸水が生じる区域が指定されて、弥富市でもこの木曽川沿い、日光川沿い、善太川沿いも厳密には入るかもしれませんが指定されています。そもそも弥富市北部は高潮・津波に対する緊急避難としての一時避難場所が不足していることに多くの市民が不安を思っています。また、一定期間を過ごす避難所の整備は緊急に必要な対策だと思われます。避難場所、避難所の不足について、生命を守る立場からどのように認識しているか、いつまでにどのような対策をするのか、防災課長に伺います。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 本市の緊急時避難場所は、御指摘の北部地区にあります弥生学区のみが人口における収容率が100%に達しておりません。令和4年3月議会の一般質問でも佐藤仁志議員へ御答弁させていただいておりますが、昨年度弥生学区内では、11月に川崎重工業株式会社弥富寮の立体駐車場の一部を追加指定させていただき協定を締結しました。また、今年度は新たに水資源機構木曽川用水総合管理所弥富管理所の管理棟と民間マンションを指定させていただき協定を締結しております。現在も民間の建物の中から候補地の選定調査を実施しており、安全であることが確認できた建物から順次協定の締結に向けて、所有者に対し交渉しているところであります。本市といたしましては、弥生学区の収容率が一日も早く100%を達成するように、今後も協定の締結に向けて努めてまいります。

また、災害時に自宅が被災し、生活することが困難な方が一定期間生活をするための避難所については、災害対策本部が避難者の状況を的確に把握し、既存の一次開設避難所から三次開設避難所を有効に活用して対応してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 今の答弁では一日でも早く100%達成するように努めると、課長答弁

の限界なんでしょうか。住民としては、努めるんじゃないくて、いつまでに実行するかを聞きたいわけです。市長は何かにつけて市民に寄り添うとおっしゃっています。今までやってきたことじゃなくて、これからどう寄り添うかについて市長のお考えというのは聞けないんでしょうか。聞けないようでしたら次へ進みます。

3つ目として、海部南部消防組合消防本部消防署について伺います。

現在の消防本部消防署が高潮・津波で浸水する区域にあり、はしご車を含め重要な車両が現在の車庫では水没してしまうために、想定される浸水の高さよりも高い位置に車両を収容するための対策は喫緊の課題であると思います。海部南部消防組合の事業とはいえ、実質的には弥富市と飛島村の負担です。起債に対する地方交付税措置があるとはいえ、弥富市が実質的にどれぐらい将来負担が必要なんでしょうか、防災課長に伺います。

○議長（平野広行君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 令和5年1月5日に開催されました海部南部消防組合議会臨時会の説明によりますと、現在海部南部消防組合は新庁舎建設に向けて、津波・高潮による浸水対策を含めて実施設計をしております。新庁舎建設事業費については、海部南部消防組合は現時点で約23億円と見込まれております。その財源内訳等については、工事請負契約の議決後に御報告させていただきます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） はしご車はじめ消防車というのは1台何億円というものですから、23億円かけて守る。もちろん消防職員の命を守ること大事なことです。ですが、同じく弥富市民の命を守るための避難タワーに23億円、これはやめろと言っているんじゃないですよ、やっぱり重要な予算じゃないでしょうか。

4番目として、車新田の土地区画整理事業について通告してありますが、後に回します。

5番目に、弥富駅周辺の整備について通告してありますが、後に回します。

6番目のJR・弥富駅自由通路の維持管理費についても通告してありますが、後に回します。

7番目、公共施設再配置計画について、書画カメラ11をお願いします。

2040年問題は、まさしく公共施設の高齢化に伴う大規模改修や建て替え問題も深刻です。今年度だけでも白鳥コミュニティのエアコンが故障し、幸いに直りました。それから社協センターが現在故障しています。メーカーに出せば30年、もうそんなの寿命ですよという世界に入っています。

合併の直前に弥富市と十四山で建設した福祉センターやスポーツセンターなどが大規模改修せざるを得ない段階になっています。あるいは今年度でしたっけ、総合体育館の特定天井撤去改修に1億7,600万円もかかります。本当はまとめて工事をやった場合のほうが安いので

ですけれども、割高になってしまうかもしれません。見ていただいているのは、弥富市の資料から、きちんと新設と同じように最新のレベルで改修すると、計算上390億円かかるはずで。2040年までの大規模改修が必要な施設と想定金額を財政課長に伺います。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 2040年までに大規模改修が必要な施設は、南部コミュニティセンター、白鳥コミュニティセンター、総合社会教育センター、TKEスポーツセンター、まちなか交流館、こちらの市役所本庁舎、十四山支所、総合福祉センター、十四山総合福祉センター、いこいの里、各小・中学校、保育所、子育て支援施設などがあり、改修に係る現段階での概算金額は約149億円でございます。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 今言っていたのは、どうしても必要な場所ですね。149億円。恐らく簡素な最低限の改修でもそれだけでもかかります。まさか駅自由通路や区画整理でお金がなくなるので、こちらをけちっていることはないということを願うばかりです。

次に、財政計画について、書画カメラ12をお願いします。

これは中期財政計画の実績をグラフに表したものです。赤い矢印の点線の下が義務的な経費として、公債費、扶助費、人件費で、上のほうが物件費であったり、維持補修費、補助金、下水道、それから福祉に関する繰出金、普通建設事業債ということです。

この2040年に向けてのリニアだの、デジタル社会だの、ばら色の夢が語られていますが、あくまで弥富市の魅力は子育てや安全・安心な暮らしではないんでしょうか。ふだんの生活からかけ離れた自由通路事業や区画整理事業、駅前周辺整備に市民が十分に周知されていない状態で進んで、いつの間にか巨額の予算が吸い込まれていきます。これは起債という借金があるので当年度で見えにくいんですね、ツケ回しされています。ところが、少子化により負担する人がどんどん減っていきます。

書画カメラ13をお願いします。

これが最近の貯金を使い果たして増大する借金の状況です。下の青いのが借金、上の赤いのが貯金ということで最近急に増えています。

今後の財政計画は以上のような財政負担があり、さらに下水道会計に毎年5億円程度を繰り入れなければ下水道が維持できない状態です。災害に備えて道路や水路の改修も急務です。このような状態で2040年に向けて財政は大丈夫なんでしょうか。今後の起債と償還、起債残高の推移はどのように想定していますか、財政課長に伺います。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 長期の財政見通しであります令和13年度までの推計に基づきますと、一般会計で起債の借入れは令和7年度にピークを迎える想定で約24億円、公債費は令和

13年度が約15億円の償還、起債残高は令和10年度で約190億円と見込んでおります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 事務局、書画カメラ12をもう一度お願いできないでしょうか。

弥富市の中期財政計画をずっと見ていくと、普通建設事業費は、駅の終わった後は一切合財で年5億円しか見ていません。インフラと箱物を合わせてこれでできるんでしょうか。

過去の実績からいうと、借金の返済である公債費は、先ほどの答弁では15億円ということですが、過去の実績からでは大体11億円ぐらいで4億円増えます。この分ほかの予算にしわが寄ると思うんですよね。別の言い方をすれば、駅などの箱物が将来世代に行っているということなんです。

今答弁された計画に駅は入っていると思いますが、消防署や弥富駅中央駅前広場、数十億円かかると思います。区画整理も数十億円かかります。こういうのって入っていないんじゃないんですか。だって、担当課長は金額が分からないの一点張りです。起債残高は令和12年でしたっけ、190億円とおっしゃいましたが、もっと増えちゃうんじゃないのかなという気がするんですが、ちょっと今疑問に思っちゃべっちゃったので、消防署や中央駅前広場、区画整理の補助や負担金って入っているのかどうか、財政課長、お答えいただけますか。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 議員御指摘のとおり、事業費が決まっていないものについては、5億円ということで、具体的な費用は見込んでおりません。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） ということで、財布を預かる財政課長は非常に苦しい立場だと思いますが、組織の中でしっかり議論していただいて、破綻のないようにお願いしたいと思います。

私が通告したのは、あくまでこの2040年問題の選挙公約に対する分析と疑問ですので、本当は市長にお伺いしたいところなんです。安藤市長は人柄もいいし、県会議員の見解もあり、立派な人だとみんな言っています。駅も橋上化してくれる、駅前広場もやってくれる、車新田の区画整理もやってくれる、土地改良にも精通しているんで、これからポンプ場をばんばん整備してくれると思っているはずなんです。

しかし、この市長が公約で掲げた2040年、このときこそ税金を負担する人口は今の何割も減っています。皮肉な話ですけども、近鉄弥富駅の橋上化に補助した1995年の頃が税負担率のピークだったんです。恐らく2040年はその半分です。その2040年になったときに、市民の立場から言えば、誰がこんな借金をつくったんだと、借金のおかげでその他の道路や施設は大したことはないし、福祉についてもちょっと見劣りしているんじゃないかということになりませんか。お答えいただければ次へ進みたいと思います。

それでは、大きな2番に入りたいと思いますので、次が2040年に向けて、職員の働き方と

組織風土の向上をというテーマです。

市の職員の皆さんは、自ら希望して極めて厳しい試験を突破して、晴れて弥富市の職員になられました。全ての職員が全体の奉仕者として高い理想を持って働いてみえると思います。ところが現実には、人員削減の人が減らされる一方で行政の対応は細分化し、困難な状況の中で日々奮闘されていると思います。

書画カメラ14をお願いします。

読ませていただきますけれども、弥富市に採用された職員は、最初にこれを宣誓しないと公務を行っちゃいけないということになっています。私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は、地方公共団体の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を遂行することを固く誓いますと宣言されています。

しかし、日々の業務の中で、特に個人プレーではなく組織として市民と対峙する中で、なかなか本音が言えないことに苦しんでおられるんじゃないかというふうに推察しております。ちっぽけな保身のために上司や市長に従う、あるいは組織を守るつもりで外部に対して秘密だらけにするのが正しい公務員でしょうか。人それぞれだと思いますが、最終的に公務員人生全体を見渡して恥ずべきことのない公務を全うするのが公務員の生き方、使命であると思いませんか。

カメラ15をお願いします。

市長が再選され2期目に入り、選挙戦を通じて様々な団体や支援者から要望をいただき、それを実現しようとなさっていると思います。しかし、市民は市長に白紙委任状を出したわけではありません。市長が一人で見たり、聞いたり、考えたり、指示できることはごく限られています。二百数十人の職員の皆さん一人一人が実際に地方自治の現場で市民の人から要望されたこと、見たこと、聞いたこと、これは実施していて無駄やなあ、無理やなあという矛盾を感じていることのほうがはるかに多様で確かな目と耳と頭です。

書画カメラ16をお願いします。

市民からちょっと難しい質問があると、上に聞かないと答えられませんという職員の回答がたまに聞かれますが、あれはやめてください。あなたたち市の職員は、きちんと試験を受けて、全体の奉仕者として一般職の地方公務員であるので、担当職務について、あなたたちが市民と向き合う責任者です。その分野における市長と言ってもいいかもしれません。

地方公務員には、一人一人に公平かつ公正な行政を行う権力が与えられています。何よりも市長や、この議員もしょせん4年に1回選挙で替わるはかないものです。公平・公正、継続性を持った自治体職員がしっかりと市民の様々な困り事を継続性を持った形で処理しているからこそ、地方公共団体が維持ができます。それが住んでよかった弥富の核心のはずです。

まさにあなたたち公務員の働き方次第、さじ加減で弥富の福祉が大きく変えられます。逆に、弥富市民の側から言えば、仮に現在、弥富市政に魅力がないから別の市役所を選びたいといっても、弥富市役所以外には選択できないという特権に守られています。極めて神聖な仕事であることは言うまでもありません。

そこで、職場環境としての休職職員についてです。

書画カメラ17をお願いします。

職場にパワハラやセクハラがあってはならないことは言うまでもありません。しかし、形式で問題なく実質的に職員が安心して働ける職場になっているのでしょうか。

私の懸念は、弥富市役所の中において複雑な案件、難しい案件について、部や課を超えて知恵を出し合う仕組みがない、助け合う仕組みがないんじゃないかという懸念です。私自身も、まさしく行政の末端で市民と向き合う様々な矛盾を解決しなければならない立場で仕事をしてきました。

弥富市のホームページでチェックしたところ、この表にあるように、心身を病んで休職している職員が平成30年度には13人、令和元年21人、令和2年度25人、令和3年度33人と毎年増えています。この数は何人ではなく何件ですので、ごめんなさい。ホームページには人となっていますけれども、1人の人間がダブルカウントされています。相当深刻な状況だと思います。その具体的な内容は個人情報として答弁できないのですが、やはり上司の姿勢というものが大きな影響を与えていると考えます。

以前から一般質問でお願いしているんですけれども、係長職や課長職に登用する場合の本人の意思確認や今後の対策について、人事秘書課長に伺います。

○議長（平野広行君） 山森人事秘書課長。

○人事秘書課長（山森隆彦君） 議員御指摘の市ホームページで公表しております休職職員数につきましては、同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その回数を計上しております。現在休職中の職員数は、令和5年1月1日現在6名となっております。

職員の昇任基準としましては、在籍年数や在級年数等を考慮し、一定の基準を満たした職員を昇任や昇格の選考対象としております。選考に当たりましては、人事評価結果等を活用し、職員の能力及び実績が昇任させる職に必要な職務遂行能力に見合うかどうか考慮した上で判断することとしております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 適切にやろうとしていらっしゃるということを否定するつもりはありません。ただ、僕も現場であれですけれども、職場のチームワークなんですよね。そういう中で、やっぱり役職者というのをみんなが支えていけるような対応をつくってほしいと思います。

人事秘書課長は安全衛生も担当されているはずなので御存じだと思いますが、労働災害における経験則の一つで有名なのはハインリッヒの法則ですね。これは、1つの重大事項の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常、ヒヤリ・ハットが存在するといわれています。ということは、今答弁いただきました休職者6人ということは、単純に計算すると休職まで追い込まれていないにしても、その予備軍が29倍、約180人ですか、いるはずですね。なので、こうなってくると、もう心の故障について個人の資質の影響が大きいというレベルではなくて、やはり私も雇われ人で勤めましたけれども、雇われ人としてはそこを支配する上司、組織というものにあらがえない。与えられた環境条件の中で心の健康をいかに保つかということです。

市長はよく寄り添うとおっしゃっています。本当に上司がこの組織一人一人の職員の心に寄り添っているのかどうか。なかなか市長に御意見いただけないんですけど、ここにもあるんですけども、市長は寄り添う、所信表明で市民何でも窓口相談の設置運営として、一人で悩みを抱え込み、心を痛めることのないように多種多様な困り事を相談できる総合的な窓口を設置し、誰一人取り残されることがないような市役所をつくってまいります。これは、まさに市の職員がまずは誰一人取り残されない、そういうふうにしていただきたいと思いますのですが、市長どうなんですかね。

お答えいただけないと思いますので次へ進みますけれども、結局問題は人をどう育てるかということだと思います。この安藤市長に替わってからの人事を見ていると、結局上から順番に部長、課長、係長と割り振ってきているので、どれだけやる気があって優秀な職員でも、40代にならないと係長級にもなれないと。これは遅過ぎませんか。普通の活気のある都市では、幹部を育てるために本人の能力があれば、意思があれば、これは要するに係長試験をやるということなんですけどね。あるいはそれに見合った要求を聞くということですが、大体30代で係長、40代で課長、50代で部長にして様々な経験を育てます。やっぱり本当に職員を管理監督できる監督者というのは、遅くとも30代から監督者の立場にして育てなければ育つ張りがありません。どうもちっともお答えできないので失礼承知で言いますけれども、弥富市においては市長が直接人事しているとしか思えない。これは職員が育たないと思いませんか。お答え多分いただけないと思いますので……。

〔「ちゃんと通告どおりにやっていただきたいんですが。通告もしていないのに答えていただけないとか全く失礼ですよ」
の声あり〕

○議長（平野広行君） 静粛をお願いします。今佐藤議員の質問中ですので、再三佐藤議員に申し上げますが、通告に従って本市議会は進行しておりますので、通告していない分に関しては答弁しませんので、重々その辺を御理解いただいて質問を進めていただきたいと思います。

す。

では質問を続けてください。

○6番（佐藤仁志君） はい、ちょっとそれは後にします。

それでは、職場環境としてのキャッシュレス化について、書画カメラ18をお願いします。

弥富市公金等取扱適正化対策委員会で対策を打ち出されています。机上の対策は、実際に現場に移して手直しを重ねなければ実質的には改善にはなりません。むしろ机上の対策が職員に対して不必要な業務負担、心理的負担になっている可能性があります。

弥富市公金等取扱適正化対策委員会のその後の進捗管理はどうなっていますか。特にキャッシュレス化が強調されていますが、いつまでにどのような方策で実現するのでしょうか、総務部長に伺います。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 公共施設の利用料につきまして、担当者はもとより特に利用する市民が簡単、便利に施設を利用予約できるような公共施設予約システムを構築していきます。そのシステムにてオンライン決済、キャッシュレス決済を導入する一連の事業を、指定管理者の導入も含め、経済的な料金で予算化できるよう研究してまいります。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） この件に限らず、今の役所というのは思いつきのような慢性の改革病で現場は疲弊しています。総務部長こそが現場のたたき上げで、上からの理不尽な要求にもっと声を上げてキャッシュレス化をすぐ実現する、それが部下の働きにおける部長の立場じゃないかなあと思います。

次に、保育現場の改善についてです。

全国的に保育所における事件、不祥事が報道され、市民にも不安が高まっていますが、相変わらずマニュアルを整備する、チェック表を作るなど職員に負担のかかるものばかり進められています。根本的には、人手不足が根本原因です。保護者や保育関係者から子供たちにせめてもう一人保育士をとという声が出され、シンポジウムや要望活動が進められています。テレビ、新聞でも報道されるようになっていきます。

書画カメラ19をお願いします。

これは、もっと本当に子供たちや保育者が困っているというのを4コマ漫画でやったもので、ホームページ上でも見られますので、ぜひ皆さん御覧ください。

そもそも国の定めた保育職員の配置基準が何十年も前に決めた基準であり、大幅に不足しています。現在の長時間保育や子供の保育者の環境変化に追いついていません。2040年に弥富市に魅力があると実現できるために、保育はとても重要な課題です。国の水準に甘んじることなく、さらなる保育士の配置や待遇の改善に取り組んでいくと考えるかどうか、具体的

に何をするか児童課長に伺います。

○議長（平野広行君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） 保育現場の改善についてお答えさせていただきます。

保育所職員の配置につきましては、発達の遅れが気になる児童に1対1で保育士を加配するなど、国の基準を超えた配置を行っております。保育士の待遇につきましては、本市の正規職員の初任給は、行政職と同様に国が示す基準より4号給上げた給与体系となっており、会計年度任用職員につきましても、報酬や休暇制度を正規職員に準じた雇用条件に見直しを行っております。

保育業務の改善については、保育所長会及び副所長会それぞれで随時検討を進めており、保育士に係る業務負担の軽減を図っております。

主な実績といたしましては、写真販売をネットプリントサービスに切り替え写真の仕分けや現金の取扱いをなくしたことや、保護者の要望を踏まえ、使用済み紙おむつの自園回収処分を始めたことで保育士の作業負担を軽減することができました。また、ICTを活用した保育所情報配信システムの導入を検討しております。デジタル化による情報配信や連絡体制を整備することで、保育士及び保護者双方の負担が大幅に軽減できるのではないかと期待しております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 先ほどの給与の点もそうですが、やはり公立であることによって保育士さんの給与、待遇というのは確保されています。民営化すると数千万安くなるそうですが、やっぱり移管後の民間では公定価格の範囲内でしか運営できない。なので先ほどおっしゃっているような1対1の障がい児対応として職員を1対1で配置するようなことというのは、移管後のひので保育所でできるんでしょうか。恐らく保障の限りではないと思います。今後、今ひので保育所がどんどん民間移行と言っていますけれども、そういった点も含めて、本当に公立保育所と同等の職員が、同等の保育ができるのか、しっかりと課長さんたちには見て行ってほしいと思いますし、我々議会としてもしっかり監視していく必要があるんじゃないかなあというふうに思います。

次に4番、財産管理についてです。

書画カメラ20をお願いします。

2040年に向けて、ひので保育所の建物が無償譲渡するというふうで今進んでいます。ところが、ひので保育所の建設費は財産台帳を調べると3億九千八百何がしです。現在価格は2億円まだ残っています。今後予定している弥生保育所の建設費も3億五千三百何がし、それから現在の残存価額は2億四千七百万円何がしとなっています。

愛知県下でどういう状況かということですが、名古屋市は減額して有償譲渡、無償貸与が

瀬戸市はじめ8自治体、無償譲渡が11自治体です。

条例上公共的な団体であるということで無償譲渡する規定はありますが、あくまで個別案件について、無償が相当であることの理論的な計算が必要です。ですので、この図は必要条件として法令等には反していないのでしょう。ただし、十分条件として個別案件について公平・公正・妥当性、理論的な計算による証明、公開された検証が必要だと思います。

愛知県から払下げを受けた元農業試験場の建物については有償貸与で、借りる側が建物の改修や修繕、維持管理をすることになっています。これと同じ条件でひので保育所も当分の間無償貸与とし、大規模改修が必要になったとき、つまり価値がなくなったときに譲渡すればいいのじゃないですか、財政課長に伺います。

○議長（平野広行君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 保育所の民営化につきましては、民間で公共と同様のサービスが提供可能な事業については、移譲することで公共が行うべき事業を維持しつつ、サービス水準の向上やコスト縮減を図ることができるものであると考えております。

議員御指摘のとおり、担当課で公私連携幼保連携型認定こども園制度の活用などについて個別に判断した結果、無償で譲渡を行うことにより効率的な施設の運営や事業への参入促進が図られたと聞いております。

○議長（平野広行君） 佐藤議員。

○6番（佐藤仁志君） 今の答弁を聞いていると、残存価値があるということは御認識されていると思います。

学校法人が公共的な団体であったとしても、もっと極端に言えば、仮に相手が県や市町村のような公共団体であったとしても、財産的な価値のあるものを特定の団体に無償で与えるということは、実際には利益の供与にほかなりません。私が理論的に計算したかと質問しているのは、理論的に無価値のものであれば贈与に当たりませんが、価値のある以上贈与以外何物でもありません。これは市民の財産であって、市長の財産ではありません。ですから、どれだけの財産を、書類上は無償かもしれませんが、有償というか利益供与しますということに対してきちんと考えて、きちんと説明責任が取れないと、これについては後で問題になると思いますので、今答弁いただきましたけれども、この点については今後もよく理論構築をしていただきたいと思います。

一生懸命一般質問しているわけなんですけれども、通告に一応私としては市民の課題として通告した範囲内で答弁いただいて、それについて疑問な点をもう一度ただしたいところなんですけれども、ちょっとそのことについては非常に残念というか、やっぱり最初に戻りますけど、何か学芸会をやっておるわけじゃないもんですから、もっと対話がしたいんですよね。ですから、そこら辺は今後の課題として、今回の一般質問を終わらせていただきます。以上

です。

〔発言する者あり〕

○議長（平野広行君） 暫時休憩します。再開は2時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（平野広行君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

本日、3項目について質問をさせていただきます。

事前に質問通告書は出しましたが、詳細についてはお出ししてございません。当たり前にお答えいただける範囲で質問させていただきますので、誠心誠意お答えをいただきたいと思います。

今日の放送は今後ユーチューブなんか流れますので、おかげさまで9月議会の一般質問、全5,200回ぐらい視聴されたそうですけど、おかげさまで1,000回を超えまして、かなりの視聴をいただいておりますので、また今日の答弁も多分皆さん見ていただけたと思いますので、市民の皆さん見てみえますので、きちっと答弁をお願いいたします。

それでは、1番目の投票率向上について。

写真1をお願いいたします。

これは桑名市のホームページからお借りしました。昨年11月20日に行われました弥富市長選挙では、過去最低の46.18%の投票率との結果でありました。3年前の我々の市議会議員選挙の投票率も辛うじて50.0%と、半分の有権者は棄権、選挙の投票率の低下は全国的にも同様で、弥富市だけの問題ではございません。有権者の半分も投票に行かなかった事実を市長はどのように評価されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の市長選挙につきましては、投票率といたしましては46.18%と、前回の市長選挙と比べますと約5ポイント低下する結果となりました。直近の周辺自治体の市長選挙におきましても本市と同様に投票率が低い傾向にありまして、津島市では39.32%、愛西市では37.30%、あま市では33.13%と、いずれも30%台の投票率という状況になっております。

期日前投票におきましては、制度の認知度が上がってきたこともあり、前回の市長選挙と比べますと全ての投票区において増加し、投票者数は約1,500人増加をしております。

投票システムを導入している8投票区の年代別の投票率を分析したところ、10代では30.71%、20代では23.23%、30代では31.53%と他の年代と比べまして低い状況となっておりますことから、若い世代に向けたメッセージの発信や呼びかけ等、若い世代への啓発が必要であると考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 今のお答えを聞いておりますと、弥富はまだいいほうなんだと、こういうふうにおっしゃっているように見えますが、令和3年に行われました衆議院議員選挙56.58%、昨年の参議院選挙においては52.81%、身近な選挙の割には非常に投票率が悪かったかなあと、こういうふうに感じたわけでございます。

投票率の向上について、市長、何かアイデアはございませんでしょうか。今回の選挙において、何か新たな選挙投票率の向上に取組をされたのかお尋ねをいたします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 投票率につきましては、全国的に低下しており、特に若い世代の投票率が低い状況となっております。本市におきましても、10代、20代の若い世代において投票率が低い状況となっており、有権者となる前の早い段階において、政治や社会への関心を高める主権者教育を進めていくことが重要であると考えております。

現在、小・中学校には選挙啓発ポスター、コンクールへの作品募集を実施し、低年齢から選挙に関心を持ってもらうよう努めており、二十歳の集いでは選挙啓発のためのパンフレットを配布し、選挙への意識高揚を図っております。今後は教育委員会と連携して、市内小・中学校、高校への選挙に関する出前講座での模擬投票などの実施や、生徒会役員の選挙などにおいて投票箱や記載台などを学校へお貸しして、実際に自ら投票し選挙のような体験をすることによって選挙への関心を持ち、選挙を身近なものに感じてもらえるような啓発活動を進めていかなければならないと考えております。

また、公開討論会につきましては、公職選挙法などの法令を根拠に開催しているものではなく、一般に青年会議所やNPO法人などの民間団体が主催して開催しているものであります。その開催により立候補予定者の政策を比較し、その政策について理解を深めることができるものでありますが、あくまで民間団体や、党や立候補予定者の自発的活動の範囲で行われるものと考えております。以上です。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ありがとうございます。

なかなか投票率を上げる名案というのは見つからない。弥富市長選挙と同一日程で行われたのが桑名の市議会議員選挙、こちら45%ほどでございました。たまたまこの関係で桑名市のホームページをちょっとのぞいてみましたらちょっと出てきましたのが、次の写真

をお願いいたします。

まさしく先ほど市長おっしゃったとおり、若いときから選挙に関心を持っていただくということで、桑名市選挙管理委員会では早い段階から選挙への関心を高めてもらいたい、若い世代が啓発することで周りの有権者への選挙啓発が期待されることから、市内の中学生と共に選挙啓発活動に取り組んでおります。これは中学生の肉声で投票に行ってくださいよという宣伝カーを回したようでございます。まさしくさっきおっしゃいました市長のおっしゃるとおりでございます。

次、期日前投票ですね。次の写真をお願いいたします。

桑名市さんの取組では、三重交通のバスを使って移動投票所、これを前回の市長選挙でおやりになったみたいで、商業施設や桑名駅、市内の各高等学校へ期日前投票所を設置し、投票環境を向上させる新たな取組を実施した。これはテレビでも流れておりました。こういったやり方もあるかなあとと思いますけど、お金のかかることでございます。手間もかかります。

先ほどの市長の答弁のとおり、弥富市長選挙においては、投票者数の約3分の1が期日前投票で投票されておりますね。弥富市のほうは、ホームページ上ちょっと公表されておりましたが、今ちょっとお聞きしたところによると、かなり細かい数字を把握してみえるみたいなんですけど、桑名市さんは期日前投票の投票所別の投票者数をホームページで公表されていまして、ここで一番少ない投票区でも17%、多い投票区だともう半数近い方が期日前投票をやっておる。こういった形で有権者の投票動向を選挙管理委員会として分析、検討したことがあるのかお伺いします。

○議長（平野広行君） これは通告外ですけど答弁できますか、できればいいですよ。できますか。

総務課長。

○総務課長（横江兼光君） 今回の市長選挙の投票の分析をというお話でありますけど、先ほど市長の答弁にもございましたように、投票システムを導入している投票区が8か所ございまして、そちらの投票区につきましては年代別、男女別で投票の動向を把握しておりまして、そちらのほうを確認して分析をいたしております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 分析していただいたら、またその結果を選挙管理委員会のほうで再検討していただいて、投票率を向上させることをまた一回お考えいただけないかなあと。

次に、お金のかからない投票率の向上ということですね。私、事前通告の一旦詳細を出したんですけど、議長のほうから時間切れだから引っ込めてくれということで引っ込めましたけど、その中に入っておった部分で答弁今いただいたんですけど、今では各地で行われている公開討論会ですが、青森県の御意見箱には、公開討論会の制度化と参加の義務づけについて

の提言があったそうでございます。

選挙管理委員会の回答では、各立候補予定者の政策を有権者が直接比較することができる、投票の参考に資するとの点では投票率の向上に一定の役割を果たしていると考えられると、こういうふうに回答しておるわけです。今回も海部津島青年会議所から開催の呼びかけがあったと聞きますが、なぜ行われなかったのか。市長、これはなぜ行われなかったのかお聞きしたいです。お願いします。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 公開討論会につきましては、個々の判断で別にこれはお願いするしないというのがあるものですから、戦略の一つとして、私は公開討論会をしないという選択をしました。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ちょっとお答えが違うような気がしますので、事前に先週、青年会議所の担当者に電話してお聞きしました。理由はコロナが蔓延するからやめておきましょうと、こういう話で青年会議所の担当者に電話で私、お聞きしました。確認しました。ちょっと今の理由とは違うと思うんですが。4年前の選挙もこれはお断りになっていますよね。これも私、確認しています。そのときコロナはなかったんですが、4年前の理由を覚えてみえたらちょっとお答えをお願いしたいです。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） すみません、忘れました。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） そうですね、昨日のことでも私も忘れますので、お忘れになったかも分かりませんが、そのときは何か御都合がつかないということで、できないということでお聞きしておりました。

公開討論会は、先ほどの青森県の選挙管理委員会の回答のとおり一定の効果があるものだと思いますが、もう一つ、一定の効果がある。コロナだからやめましょうとおっしゃったと聞いています。その後でオンラインでどうですかという提案があったらしいんですけど、それもお断りになったということで、これは事実ですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） そのようなお話はいただいていないと私は思っております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 言った言わんの話になりますけど、青年会議所の担当者には、そういうお答えをいただきましたのでできませんでしたと、こういう回答をいただいております。どちらが本当なのか、これは青年会議所の方をここへ連れてきて言わせるわけにいきません

ので。昔、電話回線が戦前普及した頃に、インターネット、電話で伝染病が感染するような時代があったそうです。そういう話があった。そういう感覚かなあとも私は本当に不思議に思ったんですけど、事実そういうお話があったにもかかわらず、やらなかった。理由は確かに、私が聞いたのはコロナが蔓延するといけないからと、こういう話です。ところが、選挙が始まると同時に盛んに個人演説会をやられた。これはコロナの蔓延ということは心配なされなかったんですか、どうですか。

○議長（平野広行君） 加藤議員に申し上げます。これは質問内容がずれておりますので、通告に従って質問してください。

加藤議員。

○5番（加藤明由君） 当然これは関連ですから重要な問題だと思います。ちょっとお答えがコロナということでお認めになっていませんので、これ以上やってもしょうがないですかね。市長本人が否定されていますので、分かりました。ここでやめておきます。

また4年後にも選挙があるんですが、市長、新城市、ここは一番西の外れ、新城市は一番東の外れですね。面積は499キロ平米と10倍ある。だけれども、人口は新城さんは毎年500ずつ自然減、2年で1,000人減っていく、こんなまちです。今4万4,000人ぐらいですからほぼ同じです。

ここがこういう条例を持っておるんです。新城市市長選挙立候補予定者公開政策討論会条例、こういう条例をおつくりになって制度化しておるわけですね。ただ、強制的に引っ張り出すわけにいきませんので、一応こういう条例をつくって、第2条、市長は、その任期満了の50日前の日から選挙の告示の日の前日までの間のいずれかの日に公開政策討論会を開催するものとする。こういう条例をおつくりになって、前回選挙で3日間にわたって、その日ごとにテーマを変えて、3回に分けて3か所の場所で公開討論会をやってみえる。どうですか市長、4年先までにこういう条例をつくりませんか。

○議長（平野広行君） これも通告にございませんので、通告に従って質問を進めてください。

○5番（加藤明由君） 分かりました。これぐらいのことは答弁されてもいいと思うんですけど、多分答弁しないほうが都合がいいんでしょうね、分かりました。次へ行きます。

それでは2番目、写真2をお願いいたします。

特別職・議員の報酬・期末手当の透明性について、これで質問させていただきます。

広報「やとみ」12月号の6ページ、7ページ、人事行政の運営などの状況、特別職の報酬などの状況、令和4年4月1日現在が公表されました。

市長・副市長・教育長の給料、議長・副議長・議員の報酬は正確な金額が公表されております。ところが、市長等及び議員等の期末手当が、公表されている金額と実際に支給されている金額に大きな差がございます。実際に支払われた金額をなぜ公表しないのか、この広報

をお作りになった方、お答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 市長等及び議員等の期末手当につきましては、実際に支払われた金額を公表したのではなく、報酬月額と同様に条例に規定しております制度上の支給率を公表したものでございます。弥富市としてはそういう形を取っております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） これを御覧になった方はですよ、少なくともこの1.625を掛けて、月額39万8,000円に1.625を掛けて65万弱ぐらいの金額と、こういうふうに連想させるのはもう当たり前だと思うんですよ。ところが実際、私も多分全員一緒だと思うんだけど、93万7,787円頂きました。となると、もうこれは随分違うわけなんですよ。誤解を招きますよね、これは。何か裏金をもらっている、非常に気まずいと思うんですけど、なぜこれは公表できないんですか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 公表できないわけではありません。近隣自治体の状況も踏まえまして、議員御指摘の加算措置も明記した内容を今後掲載するかどうかを検討してまいります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） ほかを見てもみますと、刈谷市さんはもう本当に正直にきちっと公表してみえますよね。報酬月額掛ける1.45掛ける1.625、ですからうちの場合は1.45というのが抜けておるわけですよ。ですから、もうこれは私に言わせると、市民を本当にだましておるようなもんだなあと。なぜこれ、いつそこれは書かんなら書かんほうがいいんですよ、こんなことを。ですから皆さん12月号を見た方は、みんなこれは1.625を掛けて大体65万ぐらいもらったんだなあと、こういうふうにしか思えないわけなんですよ。ですから、これは見たら北名古屋市さん、刈谷市さん、それから桑名市さんはちょっと分かりにくいんですけど、きちんと公表しておみえになります。ですからぜひとも、本当はもう訂正していただきたいぐらいなんですけど、ちょうど私らがそのボーナスを振り込んでいただいた12月9日、この日の中日新聞の県内版を見ますと、県職員に今日ボーナスを支給と、こう書いてありますよね。特別職、大村知事が347万7,838円とこう書いてありますから、これは恐らく税込みの支給額だと思います。県会議員が230万2,056円、ですからこれも最後には1.625と書いてありますけど、実際の税込みの支給額だと思うんですよ。

別にこれは公表したっていいと思うんですけど、多分今日ここで私がもうこうやって言っちゃいましたので、今さら寝た子を起こすなということになるのかどうか知りませんが、まさかそれはないと思いますので、ぜひとも次からは正直に公表することをどうですか。市長、どうですか。

○議長（平野広行君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいまのお話につきましては内部で検討し、公表するほうで進めてまいりたいと思っております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） ありがとうございます。ぜひともそのようにお願いしたいです。何とも後ろめたいと思います、こんなことをやっていますと。

次なんですけど、同じページに、弥富市長の給与の特例により令和元年7月1日から令和4年12月1日までの間、給料月額65万1,700円、期末手当を3割減額としています。これに理由が書いていないもんですから、見た人は非常に美談になっております。この金額からすると、見た人は副市長より、教育長よりも市長は安いんですね。なぜ市長だけ、多分財政難だから協力してみえるかなと、こういう感覚でお読みになった方がお見えになります。そうとしか取れませんが、なぜ理由を書かなかったんですか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 弥富市人事行政の運営等の状況の公表については、本市の広報紙にて、市民の皆様幅広く知っていただくものとして職員の任用や給与などを掲載いたしておりますので、その理由については掲載はしておりません。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 確かに、これはうそではないです。これは事実なんです、間違いないんです。

これは12月の広報紙ですからまあまあですけど、仮に11月の市長選挙の前にこれを出したら多分問題になると思います。これは美談になっていますから。理由は、多分4年前の話ですから皆さんお忘れになって、市民の方は多分ほとんどお忘れになっている。もう責任取っただけの話でしょう、3割減額。それが何も書いていませんから美談なんです、これ。ですからこういう紛らわしい、さっきの我々の期末手当のことについてでもそうですし、このことについてでもきちっと、市民の方が見るんですから市民に分かりやすいように書いていただく。これは市長どうですか、どう思われますか。

○議長（平野広行君） 何回か申し上げますけど、これも通告にございませんので、通告に従って次の質問に移ってください。

○5番（加藤明由君） お答えも大体想像できますから、いいです、はい。分かりました。

それでは、次へ行きます。

3番目、3番の写真をお願いいたします。

御覧になっておるのは主要地方道弥富名古屋線、これの開通見通しについてお伺いいたします。

御覧のＪＲの線路に沿った海部土地改良事務所の前から又八のほうに向いて東向きに、線路沿いにできた道路なんですけど、この橋が完成してから既に６年たっています。橋が完成してから６年、用地買収を取りかかってからほぼ四半世紀、２５年ぐらい過ぎておるわけですね。その区間が僅か４５０メートルぐらいで、いまだかつて、どうも最近お聞きしますところによると、２年ぐらい前に令和４年中に開通させると、こういうふうにおっしゃったんですが、どうも黄信号どころか赤信号がついて、もう年度内完成は絶対ないよと聞きましたけど、これは事実がどうなんでしょう、いつこれは開通するんですか。

○議長（平野広行君） 神野土木課長。

○土木課長（神野忠昭君） 主要地方道弥富名古屋線の又八工区について御説明させていただきます。

本事業につきましては、愛知県が平成１２年度から用地買収に着手し事業を進めているところでございますが、一部用地の権限について課題があるため、供用開始日につきましては今のところ確定していませんが、工事につきましては、今年度中に県道子宝愛西線との交差部の工事を発注すると聞いております。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○５番（加藤明由君） 幾ら工事をしていただいても通れないようなもんだったら、結局住民に対して何の利益もないわけですよ。

それで、前も一遍言ったんですけど、もう消防車両だけでも、緊急時だけでも通すことを消防署と県と検討していただけないか。このぐらいいつのことだかわけの分からんようなものに、現状もう通って通れない状況ではございません。ちょっと補強すればすぐ通れる状態になっておりますけど、これを延々といつまでも待っていただくのもなんですから、ぜひとも、緊急車両だけです。チェーンで止めておいて、鍵を開けて閉めておいたってぐるぐる回っているより早いと思います。実際消防署を出てから又八の神社ぐらいからだったら２分で来ると思います。現状は恐らく踏切が両方開いておったとしても、１０分ぐらいかかるんじゃないですかね。ですから、見通しが立たないようでしたら、もう早速そちらのほうの検討を始めていただきたいと思いますと思いますが、どうですか。

○議長（平野広行君） 神野土木課長。

○土木課長（神野忠昭君） 先ほど申し上げましたとおり、現在供用開始に向けて事業を進めており、今年度もこれから工事を発注するところでございます。

令和３年３月議会での答弁のとおり、碎石状態での路面状況で万一パンクして到着が遅れてもいけません。また、供用開始前の道路で事故が起きた場合の責任の所在など、大変難しい課題があります。議員御指摘のとおり、この道路が開通しますと緊急車両の到着時間は大きく短縮することができますので、一日でも早く供用開始できるよう国や県へ働きかけてま

いります。

○議長（平野広行君） 加藤議員。

○5番（加藤明由君） 現状、工事をする場合に、工事車両がもう何往復としてやって、別にパンクしておったとかそんなこと見たこともないですし、はまっちゃって身動きが取れなかったことを見たことないですから、別にやる気であればいつでもやれる状況にあると思います。消防署と県のほうと一回きちっと相談していただいて、一日も早く緊急車両が来られるように検討だけしていただいて、これで終わります。ありがとうございました。

〔発言する者あり〕

○議長（平野広行君） 静粛をお願いします。私語は慎んでください。

通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時15分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 加 藤 克 之

同 議員 高 橋 八重典

令和5年1月12日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 8 番 | 江 崎 貴 大 | 9 番 | 加 藤 克 之 |
| 10番 | 高 橋 八重典 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
| 16番 | 大 原 功   |     |         |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 11番 | 鈴 木 みどり | 12番 | 早 川 公 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

|                                   |         |                   |         |
|-----------------------------------|---------|-------------------|---------|
| 市 長                               | 安 藤 正 明 | 副 市 長             | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長                             | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長           | 横 山 和 久 |
| 市民生活部長                            | 伊 藤 仁 史 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長 | 山 下 正 巳 |
| 教 育 部 長                           | 柴 田 寿 文 | 総務部次長兼<br>企画政策課長  | 伊 藤 淳 人 |
| 健康福祉部次長兼<br>保険年金課長                | 服 部 利 恵 | 会 計 管 理 者         | 小笠原 己喜雄 |
| 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長                | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長         | 佐 藤 雅 人 |
| 総 務 課 長                           | 横 江 兼 光 | 財 政 課 長           | 立 石 隆 信 |
| 人事秘書課長                            | 山 森 隆 彦 | 防 災 課 長           | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長                           | 岩 田 繁 樹 | 収 納 課 長           | 細 野 英 樹 |
| 市 民 課 長 兼<br>十四山支所長兼<br>鍋 田 支 所 長 | 服 部 朋 夫 | 環 境 課 長           | 田 口 邦 郎 |
| 市民協働課長                            | 藤 井 清 和 | 観 光 課 長           | 浅 野 克 教 |
| 健康推進課長                            | 山 守 美代子 | 福 祉 課 長           | 梅 田 英 明 |

介護高齢課長兼  
総合福祉  
センター所長兼  
十四山総合福祉  
センター所長兼  
いこいの里所長

安井 幹雄

児童課長

飯田 宏基

産業振興課長

上田 忠次

土木課長

神野 忠昭

都市整備課長

三輪 秀樹

下水道課長

水谷 繁樹

会計課長

鈴木 博貴

学校教育課長

渡邊 一弘

生涯学習課長兼  
十四山スポーツ  
センター館長

中野 修

図書館長

山田 淳

## 6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

佐野 智雄

書

記

佐藤 文彦

書記

川村 紀子

## 7 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第68号 弥富市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

日程第3 議案第69号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第4 議案第70号 弥富市防災会議条例等の一部改正について

日程第5 議案第71号 弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

日程第6 議案第72号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第73号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第74号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第75号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第76号 弥富市十四山公民館条例の一部改正について

日程第11 議案第77号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第12 議案第78号 弥富市いこいの里条例の一部改正について

日程第13 議案第79号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）

日程第14 議案第80号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第81号 令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）



～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と早川公二議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 議案第68号 弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

日程第3 議案第69号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第4 議案第70号 弥富市防災会議条例等の一部改正について

日程第5 議案第71号 弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

日程第6 議案第72号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第73号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第74号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第75号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第76号 弥富市十四山公民館条例の一部改正について

日程第11 議案第77号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第12 議案第78号 弥富市いこいの里条例の一部改正について

日程第13 議案第79号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）

日程第14 議案第80号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第81号 令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（平野広行君） この際、日程第2、議案第68号から日程第15、議案第81号まで、以上14件を一括議題とします。

本案14件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に基づきまして議案質疑させていただきます。

まず私のほうからは4つの議案について質疑させていただきます。

まず1つ目、議案第71号弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてでございます。

この議案を要約すると、定年年齢を60歳から65歳に引き上げると。今まで、再任用あるいは会計年度任用職員という形で雇用していたものを正職員というのかな、形で採用するということになってくるかと思います。

そうした中で、国の定数管理の枠と交付税の影響額というのはどのようになっていくんでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） おはようございます。

定員管理と交付税への影響はということでございますが、定員管理は、事務事業を効果的、効率的に遂行するために要する人員を過不足なく適正に配置するものであります。

今回の定年年齢の引上げは、職員の定員管理に大きな影響を与え、年齢構成の変化や、併せて導入される役職定年制などにより生じる多くの課題を解消しなければなりません。また、定年年齢の段階的な引上げ期間中においては、定年退職が2年に一度しか発生しないこともあり、これにより影響を受けることとなる新規採用をどのように考えていくかが大きな課題であると認識しております。

採用においては、適切な人材を確保する観点や、地方公務員を志望する者を安定的に確保する観点からも、採用者数を一定程度平準化することが望ましいとされており、採用の方法によっては一時的な職員数の増加も想定されます。

今後も適正な人員数の精査等を適宜行い、中長期的な観点から適正な定員管理に努めてまいります。

交付税においては、単に職員数の増減が影響を及ぼすものとして令和元年度まで職員数削減率が算定に含まれておりましたが、令和2年度の算定方法の見直しにより職員数削減率による部分は廃止されたため、職員数の増減による直接的な影響はないものとなっております。以上です。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 大きく影響していくと、今後、新規採用等にも影響が及んでいくので、今後の採用の仕方等、慎重に行わなければならないということでありました。

ただ、交付税についてはほぼ影響はないと言われております。

ですが、定数の枠ですね。やっぱり今の弥富市役所の定数よりはみ出して雇用していく場合は、交付税は来ないという状況になろうかと思うんです。そうした中で、やっぱり私としてはそういう影響があるんじゃないかというふうに思っています。

そこでもう一つですが、これによってこの対象人数というのはどのぐらいになるんでしょうか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 定年年齢の引上げは、任期付職員や会計年度任用職員などの定年制度の適用がない職員を除く一般職が対象となるものであります。

また、令和13年4月に定年引上げが完成するまでの定年退職予定者は22名でございます。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 22名がこうした対象になってくるということです。

そうした中で、やはり先ほど言われたように新卒、あるいは若い人の採用枠が減るというような懸念があるわけですが、その辺りについてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 先ほどの回答の中でも申し上げましたが、適切な人員数の精査を適宜行って、中長期的な観点から適正な定員管理に努めるという回答になります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 質疑としては3問までということなんで、これ以上はこの議題に対しては出しませんが、何というか苦しい言い訳みたいな感じで、やっぱりその新卒の採用というのが減っていくというのは多分現実的にあるというふうに思うんですね。

そうした中で、やはり弥富市としては今までどおり新卒を採用していくんだというふうな気構えでいこうとすると、やっぱりその分は交付税で見てくれるわけじゃないもんですから持ち出しということになるかと思うんですよ。その点も踏まえて、やっぱりこうした状態でいいのかと。今までの会計年度であれば、そのようなことはなかったわけですね。だから、その辺もやっぱり国に対してしっかりと要望を上げていただきたいなというふうに思っています。

続きまして、議案第73号でございます。弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

簡単に言いますと、市長はじめ三役の報酬ということでございます。

そこで、1点お尋ねします。

市長の報酬が3割減されておりましたが、これは今現在解除されているのでしょうか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 令和元年7月1日施行の弥富市長の給与の特例に関する条例につきましては、特例期間を令和元年7月1日から令和4年12月1日までの間としております。したがって解除になっております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） こうした状況の中で、満額ということになっているかと思います。

そこでもう一つですが、弥富市議会では人事院勧告等に準拠してというふうに考慮されておりますけれども、この人事院勧告に関して必ずしも準ずる必要があるんでしょうか、お答えください。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき一般職の国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものとされております。

本市の議員、特別職の期末手当制度につきましては、弥富市特別職報酬等審議会の審議内容に含まれておらず、国の特別職に準じた取扱いとしております。国の特別職の改定は一般職の指定職職員に準じて改定するものであるため、本市の議員、特別職の改定においても人事院勧告の内容に準じた改定を行うものでございます。

この結果、議員、特別職の期末手当に対して、社会情勢が反映されるものと考えております。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、最後、社会情勢と言いましたけれども、社会情勢としては本当に企業としては中級、1億円以上の企業にとってはプラス査定だということですが、その反対に、非正規職員であったり中小企業の方の方たちは賞与すらもらえないというような状況が続いているというふうに思っておりますので、そうした中で私たちだけ引き上げるということになるのかと思うんですが、やはりそれに対しては難しいところがあるんじゃないかというふうに思います。

続きまして、議案第76号でございます。弥富市十四山公民館条例の一部改正についてでございます。

この十四山公民館について、廃止するという方向でございますが、現在の使用状況はどのような状況でございますか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 十四山公民館の教室等の利用に関しましては、10組の社会教育団体の定期利用がございました。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、10組利用されていると。そういった中では、福祉センターとかに振り分けたということは答弁されているかと思います。

現在、十四山公民館の建物の耐震というのはどのような状況になっておりますか。それと、あと跡地についてはどのように活用していくのか、あるいは壊すのか、今の考えをお答えください。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 十四山公民館の管理棟及び講堂に関しましては、耐震基準が満たされております。また、十四山公民館の管理棟に関しましては、講堂へ電力を送る配電盤や消防設備が備え付けられておりますので、しばらくの間は取り壊す予定はございません。

跡地利用に関しましては、小学校再編の検討の中で整理してまいります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 現在は、耐震もあって電力等もきちんと整備されているということで、取り壊すつもりはないということでした。

今後の学校再編の際に考えていくということでしたが、であれば今現在削減する必要があるのかという疑問が湧いてきます。

最後に、経費については幾らほど、これを廃止にすることによって削減になるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 十四山公民館の管理棟を廃止することによって削減される経費といたしましては、当該施設が老朽化した建物ですので、その年によって改修工事や修繕費用が異なりますが、予算ベースで比較しますと約1,500万円の削減となります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 予想以上に大きな経費が削減されるということでございます。

続きまして、議案第78号弥富市いこいの里条例の一部改正についてでございます。

いこいの里の利用時間を短縮して、午後5時までに改めるということでございますけれども、今現状の午後5時以降の利用度というのは、現状どうなっておりますでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） いこいの里において、夜間利用ができるのは和風娯楽室のみであります、これまでに一般利用の実績はございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 利用がないということでございましたが、どの程度利用がなかったのかというところで、次の質問と一緒に答えていただきたいんですが、これによる経費の削減というのは幾らほどになるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 経費の削減についてでございますが、長期間にわたり夜間の利用実績がなく、人件費や需用費等の経費がかかっていないことから削減経費はございません。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 後で確認していきます。5時以降の、今現状は開いているという状況で、ただ利用がないもんですから経費がかかってないよと。だから経費は今かかってないから、それによる削減はないよという理解でよかったかなと思います。

では、この廃止に至るその経緯というのは、どのような考えの下で廃止というか時間短縮になるのでしょうか。

○議長（平野広行君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 長期間にわたりいこいの里の夜間利用がない現状にあることから、実態に即して効率的に施設管理をするため条例改正を行うものであります。

○議長（平野広行君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 質疑のほうは終わりますが、やはり長期間夜間利用がないという時点で、私はやっぱり利用されるような形で改善方向を考えられなかったのかなというふうな疑問は思っておりますので、そのことも踏まえて委員会のほうでも質疑させていただきたいと思います。以上です。

○議長（平野広行君） 次に、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典です。

通告に従いまして、議案質疑させていただきます。

議案第72号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてです。

中小零細企業が賃金が上がっていない状況ですが、議員の手当が上がることになりませんが、値上げの根拠を伺えますか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 那須議員への御答弁の繰り返しとなりますが、本市の議員、特別職の期末手当制度につきましては、弥富市特別職報酬等審議会の審議内容に含まれておらず、国の特別職に準じた取扱いとしております。国の特別職の改定は、一般職の指定職職員に準じて改定するものであるため、本市の議員、特別職の改定においても人事院勧告の内容に準じた改定を行うものであります。

この結果、議員、特別職の期末手当に対して社会情勢が反映されるものであると考えております。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ということは、報酬審議会は開かれていないということでしょうか。

○議長（平野広行君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 弥富市特別職報酬等審議会は、議員報酬の額並びに市長、副市長

及び教育長の給料の額について審議するものとされております。本議案において改正される期末手当に関しましては審議内容に含まれていないため、審議会は開催されておりません。

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 最後の質問ですが、人事院勧告の件ですが、先ほどと同じ答弁になりますかね。それでは、それは取り消します。

以上で、私の質疑を終了させていただきます。

○議長（平野広行君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

本案14件は、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 早 川 公 二

令和5年1月24日
午後2時00分開議
於 議 場

1 出席議員は次のとおりである（15名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 8 番 | 江 崎 貴 大 | 9 番 | 加 藤 克 之 |
| 10番 | 高 橋 八重典 | 11番 | 鈴 木 みどり |
| 12番 | 早 川 公 二 | 13番 | 平 野 広 行 |
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
| 16番 | 大 原 功 | | |

2 欠席議員は次のとおりである（なし）

3 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 14番 | 三 浦 義 光 | 15番 | 佐 藤 高 清 |
|-----|---------|-----|---------|

4 欠員（1名）7番

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

| | | | |
|------------------|---------|-------------------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長 | 高 山 典 彦 | 総 務 部 長 | 横 山 和 久 |
| 市民生活部長 | 伊 藤 仁 史 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山 下 正 巳 |
| 建 設 部 長 | 伊 藤 重 行 | 教 育 部 長 | 柴 田 寿 文 |
| 総務部次長兼
企画政策課長 | 伊 藤 淳 人 | 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 服 部 利 恵 |
| 会 計 管 理 者 | 小笠原 己喜雄 | 教育部次長兼
歴史民俗資料館長 | 伊 藤 隆 彦 |
| 監 査 委 員 長 | 佐 藤 雅 人 | 総 務 課 長 | 横 江 兼 光 |
| 財 政 課 長 | 立 石 隆 信 | 人事秘書課長 | 山 森 隆 彦 |
| 防 災 課 長 | 太 田 高 士 | 税 務 課 長 | 岩 田 繁 樹 |
| 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 | 市 民 課 長 兼
十四山支所長兼
鍋田支所長 | 服 部 朋 夫 |
| 環 境 課 長 | 田 口 邦 郎 | 市民協働課長 | 藤 井 清 和 |
| 観 光 課 長 | 浅 野 克 教 | 健康推進課長 | 山 守 美代子 |

| | | | |
|--------|------|---|------|
| 福祉課長 | 梅田英明 | 介護高齢課長兼
総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長兼
いこいの里所長 | 安井幹雄 |
| 児童課長 | 飯田宏基 | 産業振興課長 | 上田忠次 |
| 土木課長 | 神野忠昭 | 都市整備課長 | 三輪秀樹 |
| 下水道課長 | 水谷繁樹 | 会計課長 | 鈴木博貴 |
| 学校教育課長 | 渡邊一弘 | 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 中野修 |
| 図書館長 | 山田淳 | | |

6 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 佐野智雄 | 書記 | 佐藤文彦 |
| 書記 | 川村紀子 | | |

7 議事日程

| | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 報告第2号 専決処分の報告について |
| 日程第3 | 報告第3号 専決処分の報告について |
| 日程第4 | 議案第68号 弥富市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第69号 弥富市手数料条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第70号 弥富市防災会議条例等の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第71号 弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について |
| 日程第8 | 議案第72号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第73号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第74号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第75号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第76号 弥富市十四山公民館条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第77号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第78号 弥富市いこいの里条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第79号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号） |

- 日程第16 議案第80号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第81号 令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 請願第4号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書
- （追加提案）
- 日程第19 発議第8号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について
- 日程第20 発議第9号 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）関連団体等の反社会的団体と一線を画し、関係を断ち切る決議について
- 日程第21 発議第10号 世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書の提出について
- 日程第22 海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙について
- 日程第23 閉会中の継続審査について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後 2 時00分 開議

○議長（平野広行君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（平野広行君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と佐藤高清議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 報告第 2 号 専決処分の報告について

日程第 3 報告第 3 号 専決処分の報告について

○議長（平野広行君） 日程第 2、報告第 2 号及び日程第 3、報告第 3 号、以上 2 件を一括議題とします。

地方自治法第180条第 2 項の規定に基づく専決処分の報告については、各位のお手元に配付してあります文書をもって報告に代えさせていただきます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 4 議案第68号 弥富市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について

日程第 5 議案第69号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第 6 議案第70号 弥富市防災会議条例等の一部改正について

日程第 7 議案第71号 弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

日程第 8 議案第72号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第73号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第74号 弥富市職員の給与に関する条例及び弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第75号 弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第76号 弥富市十四山公民館条例の一部改正について

日程第13 議案第77号 弥富市十四山総合福祉センター条例の一部改正について

日程第14 議案第78号 弥富市いこいの里条例の一部改正について

日程第15 議案第79号 令和 4 年度弥富市一般会計補正予算（第12号）

日程第16 議案第80号 令和 4 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第17 議案第81号 令和 4 年度弥富市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

○議長（平野広行君） この際、日程第4、議案第68号から日程第17、議案第81号まで、以上14件を一括議題とします。

本案14件に関し、審査の経過と結果の報告を各常任委員長に求めます。

まず、高橋八重典総務建設委員長。

○総務建設委員長（高橋八重典君） 総務建設委員会委員長報告をさせていただきます。

総務建設委員会に付託された案件は、議案第68号弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてをはじめ8件です。

本委員会は、去る1月16日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第68号弥富市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてから議案第75号弥富市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまで、以上8件を一括審査いたしました。

質疑はなく、討論に入り、議案第71号弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてについては、若い職員、新卒の職員が入職しにくくなるおそれなど、まだ明確になっていない部分があると感じている。議案第72号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について及び議案第73号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてについては、物価高騰の中、中小零細企業で働く市民は実質賃金さがり、ボーナスも望めないような状況である。その中で市民の民意が得られないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第68号から議案第70号までの3件については、全員賛成で原案を了承、議案第71号から議案第73号までの3件については、賛成多数により原案を了承、議案第74号及び議案第75号の2件については、全員賛成で原案を了承したことを御報告し、総務建設委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、江崎貴大厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第76号弥富市十四山公民館条例の一部改正についてをはじめ3件です。

本委員会は、去る1月17日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

委員から通告にて、十四山公民館の各教室の廃止とあるが、今まで教室はあったのか。今

後、料理教室はどのようなときに使うのかとの質問に、市側より、十四山公民館は事務所が入っている管理棟と小学校の体育館として利用している講堂の2つの建物に分かれている。このたびの改正で、教室、和室及び料理教室、そして事務所の入っている管理棟を廃止するものですので、料理教室を今後別の用途でも利用する予定はありませんとの答弁がありました。

また、委員から通告にて、十四山総合福祉センターの技芸室附属設備使用料とあるが、新しく使用料を払うことになるのか、以前からの施設でもあったのかとの質問に、市側より、技芸室附属設備使用料の陶芸用電気窯1回1,000円は、陶芸窯の更新に合わせ、受益者負担として新たに使用料をお願いするものですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て討論に入り、議案第76号弥富市十四山公民館条例の一部改正についてについては、利用頻度はそこまで高くなく、1,500万円という大きな費用もかかるが、地元の人たちにとっては利用しやすい施設であり、コロナ禍ということで利用を控えている人たちも、コロナ禍が明けてから利用を考えるということも聞いている。コロナ禍のうちに廃止してしまうのではなく、もう少し様子を見ていくべきである。議案第78号弥富市いこいの里条例の一部改正についてについては、和風娯楽室の夜間利用の停止ですが、現状、利用がないということであるが、利用を上げるような方向で検討していくべきで、もう少し様子を見るべきであるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第76号は賛成多数により原案を了承、議案第77号は全員賛成で原案を了承、議案第78号は賛成多数で原案を了承したことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

次に、高橋八重典予算決算委員長。

○予算決算委員長（高橋八重典君） それでは、予算決算委員会の委員長報告をさせていただきます。

予算決算委員会に付託された案件は、議案第79号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）をはじめ3件です。

本委員会は、去る1月18日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第79号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第12号）から議案第81号令和4年度弥富市下水道事業会計補正予算（第2号）まで、以上3件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、債務負担行為補正の新財務会計システム等導入委託料と弥富市地域公共交通活性化協議会負担金について、追加補正で行わなければならない理由はとの質問に、市側より、新財務会計システム等導入委託料は、現在使用しているシステムが令和5年度決算をもってサービスが終了することから、新システムを導入するための業者選定をプロポーザル方式により今年度中に実施するためです。弥富市地域公共交通活性化協議会負担金は、令和5年6月から予定しているデマンド型乗合サービス実証実験を行うに当たり、運行事業者を今年度中に決定し、道路運送法第21条による申請を愛知運輸支局に行う必要があるためですとの答弁がありました。

また、財務省借入れによる市債元金償還金142万5,000円について、どの事業の元金償還金なのかとの質問に、市側より、平成23年度臨時財政対策債として借り入れたものが、借入れから10年後となる今年度、利率見直しの年となりました。見直しの結果、利率が下がりましたので、元利均等償還としていることから、今年度は元金の償還額が増え、利子分が減りましたので、まず3月に支払うこととなる元金償還金の不足分を増額補正するものですとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論はなく、採決の結果、議案第79号から議案第81号まで、以上3件は全員賛成で原案を了承したことを御報告し、予算決算委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

議案第76号弥富市十四山公民館条例の一部改正と議案第78号弥富市いこいの里条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

2000年頃から合併を伴う一連の地方分権の改革が国によって進められてきました。少子高齢化と人口減少、そういう中で公共施設の再編は待ったなしであるということは言うまでもありません。

国、総務省が指針を出したことによって、弥富市においても平成28年に弥富市公共施設等総合管理計画を策定した結果、まさしくうちは合併によって相当な公共施設がありましたので、相当なこれは財政負担がある、このままでは財政が大変なことになるということがこの

時点で明らかになりました。残念だったのは、その前に弥富市の目玉事業として弥富駅自由通路を市の事業で進めるという方針を出してしまったことです。この後で財政負担が明らかになりました。今となってみれば、弥富市公共施設等総合管理計画が先に出ていれば、当時の市長や市の幹部の判断として、公共施設の修繕や更新が市の財政を大きく圧迫します、その上で目玉事業をどの程度にするかという慎重な判断ができたんじゃないでしょうか。

令和2年に弥富市公共施設再配置計画という大枠を決めていますが、この上位計画で方針が出ているとしても、個々の施設について詳細な検討をしている時間はなかったと思います。個々の施設の改廃について、施設の実際の状況、利用状況、今後の利用についてどのようなプロセスで検討がされているのでしょうか。利用が少ないということですが、直営管理であれば利用促進のための指定管理や民間移管の検討はされたのでしょうか。今後、施設の廃止をしていくということであれば、転用や売却について、それぞれの施設についてどのような検討がされたか。

今回の十四山公民館といこいの里について、弥富市の内部でどのような検討がされたかが明らかではありません。行政判断として内部で丁寧に検討されているならば、議会や市民に対して、簡単な口頭の報告ではなくて、図表や今後の在り方について紙に書いたきちっとした資料で説明ができたはずです。委員会審議を傍聴しましたが、聞かれたことに答えるだけで、積極的に説明責任を果たしたとは思えません。

残念ながら、弥富市の説明責任が欠如し、判断しかねる議案であり、責任を持って賛成することができません。

弥富市の行政の体質、説明責任の欠如に対する警鐘という意味で反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（平野広行君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に基づきまして反対討論をさせていただきます。

まず、議案第71号弥富市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてでございます。

公務員の定年延長を60歳から65歳へ段階的に引き上げると。現状の再任用、会計年度任用職員を正規職員として雇用するということです。

これについて、問題は2点あります。

1つは、定年延長で正規雇用とするのに、なぜ7割水準といきなり給料が下がるのか。その根拠は何なのかと。定年延長で正規雇用とするならば給料を引き下げる必要はないのではないかということがまず1点。

2点目は、公務員の定数は自治体の規模に応じて決まっており、それを超えて雇用する場合、交付税の算定に入らず、雇用しづらいことが現実的にあります。ということは、すなわ

ち定年延長によって退職しなくなれば、その分の新規採用が減るという点でございます。すなわち、新卒などの採用が減ることにつながります。

こうした議論は国会でも出されており、国は検討するとしておりますが、現状、2年に1つずつという緩和策以外は具体的に何も対策が示されておりません。結果として、この先10年間は新卒の採用枠が減るという事実と直面します。ただでさえ今は若い人たちが就職しづらい状況にあるのに、新卒採用を減らす議案に賛同するわけにはいきません。

続きまして、議案第72号、73号を続けて討論させていただきます。議員、特別職の期末手当の引上げの議案でございます。

昨日のニュースでも、中小企業の72.8%が賃上げする予定はないとありました。また、期末手当が引き上げられたのは大手企業であり、そもそも期末手当がもらえない企業や非正規職員、パート、アルバイトなど、賃金が上がらず、物価は高騰するという大変な状況になっています。

公務員の給料というのは、生計費、生きていくための必要なお金、この原則に基づいて支払われるべきであり、一般公務員においてはその水準を引き上げることは必要であり、物価高騰だからこそ上げるべきであります。しかし、議員はじめ、特別職においては、もとより高い水準となっており、これ以上上げる必要はないと考えております。

続きまして、議案第76号、78号でございます。

十四山公民館は広い調理室があり、耐震等も済んでおり、まだまだ使える施設となっています。コロナ禍では利用は減っているものの、今後活用する機会が多いのではないかと思います。なので、まだ廃止という判断をするのではなく、存続して傾向、様子を見ていくべきだというふうに考えています。

いこいの里については、現状、17時以降の利用はないということでございますが、これについてもやはり利活用を考えて、もっと利用しやすい施設にしていくことを考えるべきではないでしょうか。そうした最善の努力をしてこそ、こうした施設が生きてくると。利用がないからといってすぐ廃止にするという検討は、やはり早計ではないかと思えます。もう少し様子を見るべきだという立場で反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第68号から議案第70号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第70号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号及び議案第75号、以上2件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号及び議案第75号、以上2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立多数と認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号から議案第81号まで、以上3件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第81号まで、以上3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 請願第4号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的  
支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書

○議長（平野広行君） この際、日程第18、請願第4号を議題とします。

請願第4号に関し、審査の経過と結果の報告を厚生文教委員長に求めます。

江崎貴大厚生文教委員長。

○厚生文教委員長（江崎貴大君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、請願第4号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書です。

本委員会は、去る1月17日に委員全員と委員外議員1名の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に紹介議員より趣旨説明があり、委員から、弥富市において不登校児童・生徒数はどのぐらいいますかとの質問に、紹介議員より、令和4年12月の段階で94名いますとの答弁があり、続けて委員から、94名のうち、どれだけの児童・生徒がフリースクールを必要とされているのかとの質問に、紹介議員より、弥富市内の不登校児がどれだけ利用しているのか私は把握していない。弥富市の適応指導教室アクティブに通われている方が20名から30名程度あるので、残りの60名が全員行っているかということではないと思うが、一定数は行っているものだと感じているとの答弁がありました。

また、委員から、弥富市には公的機関としてアクティブがある。フリースクールとはどういったものなのかとの質問に、紹介議員より、適応指導教室は公的機関で弥富市が設立している。主目的が学校の環境に合わせるために戻すというような指導を行っている。フリースクールは、子供を中心にして、子供たちができる学習、必ずしも学校に戻ることを目的にしない。子供たちがいられる場所をつくるということ。今後、多様性を認めていくということであれば、多様な学習機会の場として設立されているものだと感じているとの答弁がありました。

また、委員から、弥富市には適応指導教室としてアクティブが既にある。学校への復帰を手助けする場、保護者への相談などの各種指導、市外からも教育委員会を通して受入れをしている。フリースクールというのではなくても十分やっているのではないですかとの質問に、紹介議員より、弥富市の適応指導教室は優れた対応をされていると思う。現状、学校に居場所を感じられない人もいる。その人たちをまた学校に戻すための教育をするのかというと、

私はやりたくないという方もいる。そういった多様性を認めていく必要があるのではないか。フリースクールは、子供を中心とした学習要綱、指導要綱等を考えて対応されている。フリースクールは様々な特色があるので、自分で選択できる。その子に合った、その子供を中心とした学習のところに預けることができるという点においては、そういった形態の学習施設があってもいいと感じているとの答弁がありました。

以上のような付託された請願に対する質疑を経て討論に入り、子ども基本法が4月から施行される。不登校一人一人の状況を学校は全て把握をしている。まずやらなければならないのは、なった原因は何か、どうしたら改善できるのか。あくまでも自立支援だと思ひ、義務教育の目的の一つだと思ひ。子ども基本法があり、子供の最善の利益を考えるために、まず子供の話を聞く場と機会を設けることが第一であり、大人主観となっているものの考え方を改める必要がある。その中で、しっかり弥富市としての子供に関する施策について計画を立てていくということなので、それに沿って進めていくべきであるとの反対討論があり、子供の気持ちに寄り添った形で学習機会が提供できるフリースクール、多様性を認める学習機関としてこうした施設が多く設立できることを望んでいる。保護者負担も大きくなっている、経済的援助も必要であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志です。

請願第4号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願書について、賛成の立場で討論します。

学校へ行かない児童・生徒が増えているということは、皆さんも身近で感じていると思ひます。弥富市も例外とは言えませぬ。学校へ行かない子供及びその親の心労はいかかなものでしょうか。そういう社会の変化を受けて、いわゆるフリースクールというものは様々な形で長年の実績を上げて大きな役割を果たすようになってきています。

自民党をはじめとした超党派による議員連盟の長年の議論の末、平成28年に義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が制定されました。これは、

児童の権利に関する条約などの趣旨にのっとり、いわゆる夜間中学、これも重要な問題だと思うんですが、フリースクールに関する法律です。具体的には、国及び地方公共団体は、不登校児童・生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童・生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童・生徒の状況に応じた学習活動が行われることになるよう、不登校児童・生徒及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言、その他の支援を行うため必要な措置を講ずる必要があるとされています。また、国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するために必要な財政上の措置、その他措置を講ずるよう努めるものとされています。

しかし、まだ十分でないだろうということで、このときの衆議院と参議院の文教科学委員会の附帯決議の最後に今回の請願に結びつくものがあります。具体的には、不登校の児童・生徒がいわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための財政的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずるということを求めています。今回の請願が求めている支援については、この法律制定時の衆議院及び参議院の委員会における附帯決議の実行を求めるものであります。

弥富市内の子供たちのために、国に対して一刻も早く十分な措置を求めることが必要だと思いますので、請願に賛成します。以上です。

○議長（平野広行君） 次に、高橋八重典議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典です。

請願第4号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願について、反対の立場で討論いたします。

まず、本市におけるフリースクール設立への支援の緊急性はないと感じております。厚生文教委員会で議論がされた内容から鑑みても、本市のサービス、適応指導教室アクティブが補っていると考えます。

また、昨年、フリースクールふれあいの杜をNPO法人はぐくみさんが開設されていますので、本市としては今は慎重に見守っていくことが最良であると考えます。

以上のことから、この請願に対し、反対の立場での討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 次に、板倉克典議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

通告に従いまして、請願第4号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の採択を求める請願に賛成の立場で討論させていただきます。

友人関係の問題、不安、無気力など、様々な理由で不登校になっている児童・生徒がいます。弥富市では、児童、生徒を合わせて94名と聞いています。

不登校の児童・生徒が民間のフリースクールに通った場合の利用料金ですが、文部科学省調べでは全国平均で約3万3,000円月額とデータが出ています。フリースクール設営、運営に財政的な支援が入れば利用料金を下げることができ、保護者の金銭的負担も減ることになり、多様な学習機会が児童・生徒に提供されることにつながっていきます。

2017年2月、議員立法により義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、略しまして教育機会確保法が施行されました。この教育機会確保法は、憲法26条の教育の義務、そして教育基本法にのっとりた上で、児童・生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること、不登校が問題行動であると受け取られないように配慮すること、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童・生徒の状況に応じた支援を行うということが示されています。

文部科学省は、不登校について、多様な要因、背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を問題行動と判断してはならないと言っています。そして、不登校児童・生徒が悪いという根強い偏見を払拭し、学校、家庭、社会が不登校生徒に寄り添い、共感的理解と寛容の姿勢を持つことが児童・生徒の自己肯定感を高めるためにも重要であるなどと認識し、指針化しています。

行政として運営しています適応指導教室アクティブですが、心の安定と成長を手助けし、支援、助言、援助が行われています。学校復帰を見据える支援、この中でそこになじまない児童・生徒がたくさんいます。94名という児童・生徒の数が出ましたが、不登校の定義から考えると適応指導教室に登校できておりません。

先ほど申し上げました教育機会確保法の附帯決議に、不登校の児童・生徒がいわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずるとあります。多くの議員発議でできたこの教育機会確保法の下に、不登校の児童・生徒がフリースクールなどの学校以外の場において学習する活動について、財政的な支援、措置、考えを巡らせてほしいという思いに私は賛同し、紹介議員とさせていただきました。

議員の皆様には、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の採択を求める請願を採択されますようお願いいたしまして、私の討論を終わります。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

請願第4号の趣旨に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、請願第4号は不採択と決定されました。

三浦義光議員ほか5名から発議第8号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第8号 带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出について

○議長（平野広行君） この際、日程第19、発議第8号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である三浦義光議員に提案理由の説明を求めます。

三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） それでは、带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書の提出につきまして、提案理由を申し上げます。

带状疱疹ワクチンへの助成並びに定期接種化を求める意見書は、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、带状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を政府に対し強く要望するものであります。

この意見書につきましては、関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

発議第8号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第8号は原案のとおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

那須英二議員ほか2名から発議第9号及び発議第10号が提出されました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号及び発議第10号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 発議第9号 世界平和統一家庭連合（旧統一教会）関連団体等の反社会的団体と一線を画し、関係を断ち切る決議について

日程第21 発議第10号 世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書の提出について

○議長（平野広行君） この際、日程第20、発議第9号及び日程第21、発議第10号、以上2件を一括議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者である那須英二議員に提案理由の説明を求めます。

那須英二議員。

○2番（那須英二君） 発議第9号、第10号を合わせて発議の提案とさせていただきます。

世界平和統一家庭連合（旧統一教会）関連団体等の反社会的団体と一線を画し、関係を断ち切る決議と、世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書の提出について、以上2つを発議させていただきます。

この理由といたしましては、安倍元総理の銃撃事件をきっかけに、政治と世界平和統一家庭連合、旧統一教会との関わりの深さが浮き彫りになってきました。旧統一教会は、靈感商法やマインドコントロールを利用した高額な商品の売りつけ、多額の献金を強要する活動などを行い、信者の経済的な困窮、社会的孤立を招いて家庭の崩壊をさせてきました。こうした被害が報道等により、今皆さんの知るところになっているかと思います。

こうした中で、国会議員や地方議員に巧みに接近して、一部では選挙スタッフとして提供



される、あるいはこうした旧統一教会との推薦確認書などの政策協定とも取れるような文書まで見つかっております。こうした中で、やはり政教分離の観点からも、このようなことは断じてあってはならないというふうに考えております。

こうした決議を行うことによって、弥富市議会としてやはり関係を断ち切ると、あるいは一切関係を持たないとするによって、市民あるいは今被害者として、やはり安心して相談あるいは悩み等を打ち明けていただく機会が増えるのではないかと、そうしたことにおいて被害を未然に防ぐことができるのではないかとということを思いながら、こうした決議を上げていく大きな意義としていきたいというふうに思っています。

また、国に対する意見書においては、こうした団体と関係を断ち切ってもら。今、現状として、多くの議員が関与しているという疑惑が持たれている。こうした状況においては、政治不信を招いて、これは政治運営に支障を来しているんじゃないかという状況でございます。

また、被害者救済新法と呼ばれる法律は制定されましたけど、抜け穴が多く、これでは意味をなさない。特に、被害者2世については本人さんが献金をしているわけではないということから、この多額の献金について取り戻すことができないような状況になっています。一刻も早くこうした状況を救済するためには、もっとよりよい、実効性のある法律にしていかなければならないということでございます。

また、附帯決議のほうで、スクールカウンセラーを活用して、こうした被害に対しての心のケアを行っていくべきだという決議がされているにもかかわらず、このスクールカウンセラーは、やはり今弥富市でも大きな問題となっておりますけれども、経済的負担あるいは募集しても集まらないというような状況がございます。こうした中で、国においてしっかりと全小・中学校に法整備としてこのスクールカウンセラーを設置するんだ、あるいはそのために財政措置を行うということにおいて、スクールカウンセラーの成り手不足を解消して、多くの配置を求めるということでございますので、ぜひ弥富市議会においてこうした意見書を上げていただいて、一刻も早くこうした被害者に対して救済できるような措置を取っていただきたいと思い、こうした発議をさせていただくものになります。以上です。

○議長（平野広行君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 質疑のないことを確認しましたので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております発議第9号及び発議第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第9号及び発議第10号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（平野広行君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

発議第9号世界平和統一家庭連合（旧統一教会）関連団体等の反社会的団体と一線を画し、関係を断ち切る決議についてと、発議第10号世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り被害防止及び救済を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、第9号について。

世界平和統一家庭連合は、靈感商法や集団結婚など、社会的に多くの問題を起こし、今なお多数の被害者を生んでいます。このような反社会的な活動を行う組織と政治家が関わることは、その活動に安心感、お墨つきを与え、広告塔の役割を果たし、被害を拡大させることにつながります。

旧統一教会による被害は続いており、全国で被害相談や宗教2世からの深刻な相談も寄せられており、被害の防止及び救済に当たることが求められています。こうした団体と弥富市議会及び弥富市議会議員が関係を持たないことが大前提ではないかと考えます。こうした決議文を決議することで、市民あるいは被害者の方への安心感を与え、被害等の相談をしやすい体制を確立することにつながり、被害を防ぎやすくなるのではないかと思います。ぜひ議員の皆さんにこの決議に賛同いただきたいと思います。

続きまして、発議第10号です。

国においては、政府与党である自民党の国会議員の半数近い180人以上が何らかの関係を持ったとしています。また、あくまで自己申告というものなので、実際には自民党以外の議員も含めて、それ以上の人が関係を持っていると容易に想像ができます。さらには、推薦確認書など政策協定に当たるようなものまで取り交わしているものも確認されています。これは政教分離の観点からしても許されるものではありません。よって、しっかり関係を調査し、断ち切ってもらわないことには、政治不信につながり、政治運営に支障を来していくと考えます。

被害者救済は急務であり、被害者救済法をさらに実効性のあるものにしていく必要があります。特に、被害者2世は直接高額献金を行っているものではないので、お金を取り返すことは困難になっています。しかし、この間、報じられてきた報道において、その悲惨さ、深刻さは救われるべきだと感じております。そうした被害を今後生まないためにも、国には誠

実な対応を行うよう求めていく必要があると思っています。

よって、市議会としてぜひ意見を上げていただきたいと考えており、賛成討論とさせていただきます。

○議長（平野広行君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（平野広行君） 討論のないことを確認しましたので、討論を終結します。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

発議第9号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、発議第9号は否決されました。

次に、発議第10号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（平野広行君） 起立少数と認めます。

よって、発議第10号は否決されました。

お諮りします。

日程を追加して、海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙についてを行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙についてを行うことに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙について

○議長（平野広行君） 日程第22、海部南部水道企業団議会議員の補欠選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部水道企業団議会議員に、江崎貴大議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した江崎貴大議員を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した江崎貴大議員が海部南部水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました江崎貴大議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第23 閉会中の継続審査について

○議長（平野広行君） 日程第23、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平野広行君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって令和4年第4回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時53分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 平 野 広 行

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 佐 藤 高 清